

レクリエーションの森の利用・管理等 に関する行政評価・監視

結果報告書

平成 28 年 11 月

総務省近畿管区行政評価局

前 書 き

国有林野の一部に設定される「レクリエーションの森」について、「自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野から選定」されたものであり、「広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資することとする」とされている（「国有林野の管理経営に関する基本計画」（平成 25 年 12 月 25 日））。

「レクリエーションの森」制度については、昭和 48 年度に、国有林野内における自然の保護及び森林レクリエーションのための秩序ある開発利用を図るために創設された「自然休養林」制度（43 年度創設）を発展させる形で創設されたものである。

同制度の創設後、関連制度として、「利用協力金」制度や「ヒューマン・グリーン・プラン（森林空間総合利用整備事業）」制度が創設（ともに昭和 61 年度）されるとともに、レクリエーションの森の種類区分の再編（当初の 4 区分から 6 区分）などが行われてきた。

しかし、レクリエーションの森に設置された施設等については、制度創設後 43 年が経過し、風雨等による経年劣化により施設の老朽化が進行するなど施設等の整備水準が低下する一方、利用者のニーズは、活動プログラムやガイド、情報提供の充実等へ変化してきた。

このような動向も踏まえ、林野庁は、平成 16 年 6 月に、有識者による「国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会」を設置し、17 年 2 月には、同検討会により「豊かな緑とふれあい環境を創造するために～「レクリエーションの森」のリフレッシュに向けて～」（報告書）が取りまとめられた。これを受けて、林野庁は、17 年 4 月、いわゆる「リフレッシュ対策要領」（長官通達）を発出し、「これまでの「量的充足」を重視するあり方から利用者ニーズに即して「質的向上」を重視するあり方へと方針転換する」こととした。また、同通達では、レクリエーションの森の廃止を含めた設定の見直しの推進のほか、施設等の整備や森内における利用者の安全対策などについて、具体的な指針や方針も示されている。

当局は、レクリエーションの森について、平成 16 年度に独自企画の行政評価・監視「国営公園及びレクリエーションの森の利用・管理等に関する行政評価・監視」において調査し、近畿中国森林管理局に改善意見を通知した（同年 12 月 22 日）。その後、19 年度から 27 年度の間、年金記録確認業務に集中対応してきており、近畿中国森林管理局等におけるリフレッシュ対策要領を受けた業務運営について、確認できていない。

また、リフレッシュ対策要領が発出された平成 17 年には、近畿地方に 53 か所あったレクリエーションの森は、その後の設定の見直しにより 9 か所減少し、平成 28 年 4 月 1 日現在、44 か所が設定されている。

この調査は、上記のような動向を踏まえ、発出後 11 年が経過したリフレッシュ対策要領の定着状況の確認を中心に、近畿管区行政評価局並びに京都行政評価事務所、兵庫行政評価事務所及び和歌山行政評価事務所が共同で実施した。調査に当たっては、関係書類の確認や説明の聴取等にとどまらず、当局及び 3 事務所の職員がレクリエーションの森に出向き、利用者の視点から、遊歩道、ベンチ、テーブル、案内標識や誘導標識などについて、「危険な状況にないか」、「不便なことはないか」などを確認し、コールポイント標識が設置されてい

る周辺での携帯電話による通話状況の確認なども行った。

また、調査に当たっては、近畿中国森林管理局等のほか、レクリエーションの森に施設等を設置し維持管理を行っている府や市、コールポイント標識を設置している消防組合、関係する団体や事業者の方々の御協力を頂いた。この場を借りて、感謝申し上げます。

レクリエーションの森については、国民の健康志向の高まりやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）による余暇活動の充実にも、貢献できるものと考えられ、特に、今年度から、国民の祝日として「山の日」（8月11日）が新設された。また、比較的都市近郊に設けられており、高齢者のグループ活動、家族や友人たちとの気軽なハイキング、起伏を利用したトレイル・ランニングなど様々な目的で、幅広く利用されていることから、今後もその機会の増加が期待される。

平成 28 年 11 月

近畿管区行政評価局長 茂垣 栄一

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視の結果	
1 レクリエーションの森の概要	2
2 施設等の整備・維持管理	
(1) 施設等の整備・維持管理の適切な実施	19
(2) 点検結果の適切な整理・保管	44
3 緊急時対応	
(1) 緊急連絡体制の速やかな整備	51
(2) コールポイント標識の整備促進	57
4 利用者のニーズに応える情報発信	65
5 設定の見直しの推進	
(1) レクリエーションの森の設定見直しの推進	81
(2) レクリエーションの森の利用者数の適切な把握	88
(3) 管理経営方針書の適切な記載	97

図 表 目 次

1 レクリエーションの森の概要

図表 1-1	レクリエーションの森の制度の主な変遷	7
図表 1-2	「豊かな緑とのふれあい環境を創造するために～「レクリエーションの森」のリフレッシュに向けて～」(平成 17 年 2 月国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会報告書)(抜粋)	8
図表 1-3	当初のリフレッシュ対策要領(平成 17 年 4 月 25 日)(抜粋)	8
図表 1-4	北海道管区行政評価局及び東北管区行政評価局の「レクリエーションの森」に関する行政評価・監視結果に基づく改善意見の通知並びに会計検査院の処置要求の概要	9
図表 1-5	質的向上通達(抜粋)	9
図表 1-6	最終改正後のリフレッシュ対策要領(平成 27 年 11 月 9 日)(抜粋)	10
図表 1-7	レクリエーションの森に係る計画等(抜粋)	11
図表 1-8	レクリエーションの森の種類別の特徴	15
図表 1-9	全国のレクリエーションの森の設定数の推移	15
図表 1-10	近畿地方のレクリエーションの森(平成 28 年 4 月 1 日現在)	16
図表 1-11	実地調査対象の 10 レクリエーションの森の概要	16

2 施設等の整備・維持管理

(1) 施設等の整備・維持管理の適切な実施

図表 2-(1)-1	施設の整備等に関するリフレッシュ対策要領(抜粋)	27
図表 2-(1)-2	整備技術指針(抜粋)	27
図表 2-(1)-3	施設等の維持管理等に関するリフレッシュ対策要領(抜粋)	27
図表 2-(1)-4	安全対策指針(抜粋)	28
図表 2-(1)-5	国有林野の貸付け等に関する規定(抜粋)	28
図表 2-(1)-6	安全確保の観点から改善を要する事例(遊歩道)	32
図表 2-(1)-7	安全確保の観点から改善を要する事例(吸い殻入れ)	35
図表 2-(1)-8	利便確保の観点から改善を要する事例(休憩施設)	35
図表 2-(1)-9	利便確保の観点から改善を要する事例(車いす使用者用トイレ)	36
図表 2-(1)-10	現地での適切な情報提供の観点から改善を要する事例(誘導標識の未設置)	36
図表 2-(1)-11	現地での適切な情報提供の観点から改善を要する事例(現況と異なる案内標識)	38
図表 2-(1)-12	現地での適切な情報提供の観点から改善を要する事例(標識類)	39
図表 2-(1)-13	バリアフリーの機能確保の観点から改善を要する事例(遊歩道)	41
図表 2-(1)-14	バリアフリーの機能確保の観点から改善を要する事例(駐車場)	41

図表 2-(1)-15	眺望ポイント等の設定見直し等を要する事例	42
図表 2-(1)-16	レクリエーションの森関係予算の推移（近畿中国森林管理局）	43

(2) 点検結果の適切な整理・保管

図表 2-(2)-1	安全対策指針（抜粋）	46
図表 2-(2)-2	安全対策指針の「別紙 1」施設等点検表	46
図表 2-(2)-3	安全対策指針の「別紙 2」施設等点検表別表	47
図表 2-(2)-4	安全対策指針（抜粋）	47
図表 2-(2)-5	施設等点検のフローチャート	48
図表 2-(2)-6	日誌様式	49
図表 2-(2)-7	日誌に記載されている支障箇所等の状況（平成 27 年度）	49

3 緊急時対応

(1) 緊急連絡体制の速やかな整備

図表 3-(1)-1	リフレッシュ対策要領（抜粋）	52
図表 3-(1)-2	安全対策指針（抜粋）	52
図表 3-(1)-3	安全対策指針別紙 4「緊急時連絡体制・サポート体制の仕組図」	53
図表 3-(1)-4	安全対策指針別紙 5「緊急時の対応マニュアルの作成について」	54
図表 3-(1)-5	「緊急時の対応マニュアルの作成について」付 1「緊急連絡体制図（作成例）」	56

(2) コールポイント標識の整備促進

図表 3-(2)-1	コールポイント標識の実例	60
図表 3-(2)-2	リフレッシュ対策要領（抜粋）	60
図表 3-(2)-3	管理経営方針書作成要領（抜粋）	60
図表 3-(2)-4	管理経営方針書作成要領 別紙様式（第 2 の 5 関係）（抜粋）	61
図表 3-(2)-5	コールポイント標識の概要	62
図表 3-(2)-6	管理経営方針書におけるコールポイント標識の設置等に関する記載	62
図表 3-(2)-7	コールポイント標識を利用した誘導例	63
図表 3-(2)-8	レクリエーションの森内における事故等の発生状況	63
図表 3-(2)-9	コールポイント標識付近での携帯電話会社 3 社の通話の可否	63

4 利用者のニーズに応える情報発信

図表 4-1	リフレッシュ対策要領（抜粋）	69
図表 4-2	安全対策指針（抜粋）	69
図表 4-3	森内に設置の案内板による安全対策に係る情報の提供状況	70
図表 4-4	案内板の設置主体等のホームページによる安全対策に係る情報の提供状況	71
図表 4-5	廃止されたレクリエーションの森の掲載状況	74
図表 4-6	レクリエーションの森へのアクセス情報の提供状況（バスの運行情報）	74

図表 4-7	レクリエーションの森へのアクセス情報の提供状況（バスの行き先）	75
図表 4-8	レクリエーションの森へのアクセス情報の提供状況（バス会社名）	76
図表 4-9	レクリエーションの森へのアクセス情報の提供状況（起点のインターチェンジ等）	77
図表 4-10	レクリエーションの森の案内図、トイレの有無、駐車場に関する情報の提供状況	79
図表 4-11	レクリエーションの森の入場料金を徴収している旨を情報提供していない例（不動滝風致探勝林）	80

5 設定の見直しの推進

(1) レクリエーションの森の設定見直しの推進

図表 5-(1)-1	見直し方針（抜粋）	85
図表 5-(1)-2	選定要領（抜粋）	85
図表 5-(1)-3	近畿地方のレクリエーションの森のタイプ区別設定数の推移（平成 17～27 年度）	86
図表 5-(1)-4	滝谷・大成山野外スポーツ地域配置図	86
図表 5-(1)-5	不動滝風致探勝林の遊歩道の「進入禁止」の位置	87

(2) レクリエーションの森の利用者数の適切な把握

図表 5-(2)-1	管理経営方針書作成要領 別紙様式（第 2 の 5 関係）（抜粋）	92
図表 5-(2)-2	室長事務連絡（抜粋）	92
図表 5-(2)-3	平成 27 年度森林・林業白書（抜粋）	93
図表 5-(2)-4	レクリエーションの森の利用者数（推定）の推移	93
図表 5-(2)-5	森林管理署等における利用者数の推定方法等	94

(3) 管理経営方針書の適切な記載

図表 5-(3)-1	レクリエーションの森管理経営方針書作成要領の取扱いについて（抜粋）	99
図表 5-(3)-2	室長事務連絡（抜粋）	99
図表 5-(3)-3	別表「施設の現状及び整備計画」の記載内容が現況と一致していない箇所があるレクリエーションの森	100

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、近畿地方のレクリエーションの森について、利便性の向上、安全の確保等を図る観点から、法令や通達等に基づく、施設の整備・維持管理の状況、安全対策の実施状況、利用促進対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

農林水産省林野庁近畿中国森林管理局、滋賀森林管理署、京都大阪森林管理事務所、兵庫森林管理署、和歌山森林管理署

(2) 関連調査等対象機関

ア 地方公共団体

大阪府、宝塚市、たつの市、宍粟市、和歌山市、泉州南消防組合

イ その他

関係団体

3 担当部局

近畿管区行政評価局

京都行政評価事務所、兵庫行政評価事務所、和歌山行政評価事務所

4 調査実施時期

平成28年8月～11月

第2 行政評価・監視の結果

1 レクリエーションの森の概要

説 明	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>ア レクリエーションの森の制度の主な変遷</p> <p>レクリエーションの森は、「自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められるもの」とされている。</p> <p>レクリエーションの森の制度は、主として、次のように変遷してきた。</p> <p>(制度の創設)</p> <p>昭和43年度に、森林レクリエーション需要の増大、観光事業等の無秩序な自然の開発利用の増加等を背景に、国有林野内における自然の保護及び森林レクリエーションのための秩序ある開発利用を図るため、国有林野内に自然休養林を指定する制度が創設された。</p> <p>昭和48年度には、森林の公益的機能に対する国民的要請の高まり、国民の保健休養的利用の量的増加及び利用形態の多様化等を背景に、自然休養林制度を発展させ、「レクリエーションの森」の制度が創設され、既に43年が経過している。</p> <p>当初、「自然休養林」、「自然観察教育林」、「野外スポーツ林」及び「風景林」の4つの区分であった。</p> <p>(関連制度の創設)</p> <p>昭和61年度には、①レクリエーションの森の利用者の自主的な協力を得て施設等の整備や環境美化等を推進する「森林環境整備協力金」制度、②「レクリエーションの森」の中に、年間を通じて利用や滞在が可能なさまざまなレクリエーション施設を総合的に設置し、野外スポーツの場、保養の場等を提供するとともに、各種のイベントの開催等により、都市と農山村の交流の促進、地域特産物の消費拡大など地域振興を図る「ヒューマン・グリーン・プラン」（森林空間総合利用整備事業）制度が創設された。</p> <p>(種類区分の再編)</p> <p>平成2年度には、森林の保健機能に対する国民的要請の高度化・多様化や森林の保健機能の増進を図るための法制度の確立等を背景に、国有林において、保健機能の増進を図るべき森林として整備すべきものを明確にするため、レクリエーションの森の種類区分が「自然観察教育林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」、「風景林」、「風致探勝林」及び「自然休養林」の6つに再編され、現在もこの区分によっている。</p> <p>(制度の見直し、方針転換)</p> <p>平成16年6月、林野庁は、レクリエーションの森について、制度の創設後相当</p>	<p>図表1—1</p>

<p>期間が経過し、整備水準が低下していたことなどから、その在り方について見直しを行うため、学識経験者、地方自治体、森林ボランティア等で構成する「国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会」を設置した。</p>	
<p>平成17年2月、同検討会は、「豊かな緑とのふれあい環境を創造するために～「レクリエーションの森」のリフレッシュに向けて～」(報告書)を取りまとめた。同報告書において、「レクリエーションの森」の今後における展開方向について、基本的な考え方として、「これまでの「量的充足」を重視する取組から利用者ニーズに即して「質的向上」を重視する取組へと方針転換する」とし、具体的には、「著しく利用の低位な地区や今後の整備・維持管理が期待できない地区等が存在していることから、先ず、これらを対象に廃止を含めて設定自体を見直す」(同報告書第2の1(1)ア)、「活動プログラムや情報提供等のソフト対策、安全対策等の各事項にわたり、よりソフトを重視し、利用者が実際に享受できるような取組を推進する」(同イ)などとされている。</p>	<p>図表 1-2</p>
<p>平成17年4月、林野庁は、これらの提言を踏まえ、「「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」(17年4月25日付け17林国業第13号林野庁長官通達。以下「リフレッシュ対策要領」という。)を発出し、具体的な指針等も明示して、森林管理局長に対し、「量的充足」を重視する在り方から利用者ニーズに即して「質的向上」を重視する在り方へと方針を転換し、レクリエーションの森ごとの実情を十分踏まえ、廃止を含めた設定自体の見直しを積極的に実施するよう指示した。</p>	<p>図表 1-3</p>
<p>(更なる見直し)</p>	
<p>林野庁は、平成26年度に、北海道管区行政評価局及び東北管区行政評価局のレクリエーションの森に関する行政評価・監視結果に基づく改善意見の通知並びに会計検査院の処置要求により、一部のレクリエーションの森の利用が低位であることや国民ニーズの変化に応じてレクリエーションの森の質的向上を図るための取組みが行われていないこと等の指摘を受けた。</p>	<p>図表 1-4 図表 1-5 図表 1-6</p>
<p>このため、林野庁は、「「レクリエーションの森」の質的向上について」(平成27年4月1日付け26林国経第69号林野庁長官通達。以下「質的向上通達」という。)を発出し、リフレッシュ対策要領等を大幅に改正するとともに、森林管理局長に対して、利用の動向及び今後の見通し、整備の実現可能性、地元自治体を始めとする地域関係者の意向・協力体制等について総合的に検討し、設定目的が失われた地区、利用の低位な地区、今後の施設の整備や維持が期待できない地区及び管理にあたって地域関係者の協力が得られない地区については、原則廃止を検討するよう指示している(リフレッシュ対策要領の最終改正：27年11月9日付け27林国経第53号)。</p>	
<p>イ レクリエーションの森に係る計画等</p>	
<p>レクリエーションの森は、次のような計画等により、体系的に定められている。</p>	<p>図表 1-7</p>

(管理経営基本計画)

国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号。以下「管理経営法」という。)第4条の規定に基づき、農林水産大臣は、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本方針等を定めた「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)を定めなければならないとされている。

直近の管理経営基本計画(平成25年12月25日策定)において、「国有林野の管理経営に当たっては、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分する」(同計画1(1)ア)とされており、レクリエーションの森については、同計画において、「自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資する」とされている(同計画4(2))。

(地域管理経営計画)

森林管理局長は、管理経営基本計画に即して、「森林計画区別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画区に係るものにつき、5年ごとに、当該森林計画区に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、5年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画(以下「地域管理経営計画」という。)を定めなければならない」とされている(管理経営法第6条第1項)。レクリエーションの森は、同計画の中で、「国有林野の活用の推進方針」の一つとして定められている。

(国有林野施業実施計画)

森林管理局長は、森林計画及び地域管理経営計画に即して、対象とする森林計画区における箇所別の伐採、更新等の計画として、「国有林野管理経営規程」(平成11年農林水産省訓令第2号。最終改正：平成25年農林水産省訓令第7号)第12条第1項の規定に基づき、「国有林野施業実施計画」を定めなければならないとされている。レクリエーションの森は、同計画の中で、その名称及び区域等が明記されている(同規程第12条第2項第8号)。

(管理経営方針書)

森林管理局長は、「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和48年9月26日付け48林野管第173号林野庁長官通達。最終改正：平成27年4月1日付け26林国経第68号)の別添1「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領」(以下「管理経営方針書作成要領」という。)により、レクリエーションの森ごとに、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるときは、「管理経営方針書」を作成するものとする(同要領第2)。

管理経営方針書の作成に当たっては、「利用者の快適な利用及び安全の確保、国土の保全、自然の保護、環境及び風致の保全形成、地域の振興等に十分配慮する」とともに、リフレッシュ対策要領に定める指針等を踏まえるものとしてされている（同要領第2の4）。

また、管理経営方針書作成要領に基づき、「レクリエーション需要の動向等に注意を払い、管理経営方針書の内容が常に実態に即するよう留意するとともに、地域管理経営計画の策定又は変更に合わせて、当該地域管理経営計画に係る管理経営方針書の内容について全面的な検討を行うものとする」（同要領第2の6）とされており、また、「レクリエーションの森に係る諸事項及び施設の整備状況を管理経営方針書により整理するものとする」（同要領第2の7）とされている。

さらに、施設の整備状況については、「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領の取扱いについて」（昭和58年4月1日付け58林野管第71号林野庁管理課長通達。最終改正：平成27年4月1日付け26林国経第70号）に基づき、「年度ごとに把握し、毎年度末に当該年度の整備状況を整理追記する」こととされている（同解釈通達5）。

（レクリエーションの森の類型）

レクリエーションの森について、「レクリエーションの森選定調査実施要領」（昭和47年9月1日付け47林野計第326号。最終改正：平成27年11月9日付け27林国経第53号。以下「選定要領」という。）により、レクリエーションの森として整備すべき国有林野ごとに、「自然観察教育林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」、「風景林」、「風致探勝林」及び「自然休養林」の類型別に示された事項に配慮するなどにより、それぞれの特徴に応じた設置すべき施設のタイプ及び設置の基準、目標とする森林の構成等について取りまとめることとされている（同要領2(4)ア～カ）。

【全国のレクリエーションの森】

平成28年4月1日現在、全国には、1,055か所のレクリエーションの森が設定されている（「自然休養林」88か所、「自然観察教育林」159か所、「森林スポーツ林」55か所、「野外スポーツ地域」184か所、「風景林」464か所及び「風致探勝林」105か所）。

制度の抜本的な改正が行われた平成17年度以降、レクリエーションの森の廃止等の見直しも進められており、17年4月1日現在の1,249か所から1,055か所へ194か所減少している。種類別には、「自然休養林」が91か所から88か所へ3か所の減少、「自然観察教育林」が170か所から159か所へ11か所の減少、「森林スポーツ林」が70か所から55か所へ15か所の減少、「野外スポーツ地域」が229か所から184か所へ45か所の減少、「風景林」が565か所から464か所へ101か所の減少、「風致探勝林」が124か所から105か所へ19か所の減少となっている。

図表1—8

図表1—9

図表1-1 レクリエーションの森の制度の主な変遷

年 度	動 き	概 要
昭和 43	「自然休養林」制度の創設	森林レクリエーション需要の増大、観光事業等の無秩序な自然の開発利用の増加等を背景に、国有林野内における自然の保護及び森林レクリエーションのための秩序ある開発利用を図るため、国有林野内に「自然休養林」を指定
48	「レクリエーションの森」制度の創設	森林の公益的機能に対する国民的要請の高まり、国民の保健休養的利用の量的増加及び利用形態の多様化等を背景に、国有林野における国民の保健・文化的利用を推進するため、自然休養林をその森林の保健休養機能に応じて「自然休養林」、「自然観察教育林」、「野外スポーツ林」及び「風景林」の4つに区分
61	「利用協力金」制度の創設	国民のレクリエーション利用の増大に伴う、良好な森林空間の保全形成とゴミ処理等の環境保全の必要性を背景に、利用者の自主的な協力を得て、協力金を徴収し、レクリエーションの森の森林及び利用施設の整備、環境の美化・保全、普及啓発等を実施（平成4年に「森林環境整備協力金」、7年に「森林環境整備推進協力金」へ改正）
	「ヒューマン・グリーン・プラン（森林空間総合利用整備事業）」制度の創設	森林レクリエーションに対する多様な国民的要請を背景に、事業の一層の充実及び拡大のため、民間事業者の活力を活用しつつ、野外スポーツの場、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場、保養の場、森林づくりや体験林業の場等森林レクリエーション施設を総合的に整備
平成 2	レクリエーションの森の種類区分の再編	森林の保健機能に対する国民的要請の高度化・多様化や森林の保健機能の増進を図るための法制度の確立等を背景に、国有林野において、保健機能の増進を図るべき森林として整備すべきものを明確にするため、レクリエーションの森の種類区分を「自然観察教育林」、「森林スポーツ林」、「野外スポーツ地域」、「風景林」、「風致探勝林」及び「自然休養林」の6つに再編
16	「国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会」の設置	平成16年6月、林野庁に、学識経験者、地方自治体、森林ボランティア等で構成する「国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会」を設置。平成17年2月、「豊かな緑とのふれあい環境を創造するために～「レクリエーションの森」のリフレッシュに向けて～」(報告書)を取りまとめ
17	「リフレッシュ対策要領」の発出（林野庁長官通達）	検討会の報告書を踏まえ、林野庁長官から森林管理局長に対し、「地域関係者の意見を踏まえ設定自体の見直しを進めるとともに、民間活力を活かしつつ利用者のニーズに対応した施設の整備やソフト提供等を行うことによって、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していく」旨通知。 基本的な考え方として、「これまでの「量的充足」を重視するあり方から利用者ニーズに即して「質的向上」を重視するあり方へと方針転換する」旨明記
27	リフレッシュ対策要領の大幅改正（林野庁長官通達）	平成26年度の北海道及び東北管区行政評価局の行政評価・監視の調査結果に基づく改善通知や会計検査院からの処置要求により、一部の「レクリエーションの森」の利用が低位であることや、国民ニーズの変化に応じて「レクリエーションの森」の質的向上を図るための取組等が行われていないこと等の指摘。 リフレッシュ対策要領を大幅に改正し、林野庁長官から森林管理局長に対して、「利用の動向及び今後の見通し、整備の実現可能性、地元自治体を始めとする地域関係者の意向・協力体制等について総合的に検討し、設定目的が失われた地区、利用の低位な地区、今後の施設の整備や維持が期待できない地区及び管理にあたって地域関係者の協力が得られない地区については、原則廃止を検討する」よう指示

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-2 「豊かな緑とのふれあい環境を創造するために～「レクリエーションの森」のリフレッシュに向けて～」(平成 17 年 2 月国有林の「レクリエーションの森」に関する検討会報告書)(抜粋)

<p>第 2 「レクリエーションの森」の今後における展開方向</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 今後、魅力ある「レクリエーションの森」の実現に向け取組を進めていくに当たっては、「レクリエーションの森」の置かれた現状を踏まえ、<u>これまでの「量的充足」を重視する取組から利用者ニーズに即して「質的向上」を重視する取組へと方針転換することとし、次のことを進めることが必要である。</u></p> <p>ア <u>量的に飽和状態にある中で著しく利用の低位な地区や今後の整備・維持管理が期待できない地区等が存在している</u>ことから、<u>先ず、これらを対象に廃止を含めて設定自体を見直す。</u></p> <p>イ また、健康・ゆとり志向の増大などの国民のニーズを踏まえ、「質的向上」を図る観点から、「利用者</p> <p>に何を提供し、いかに満足度を高めていくか」を基本に据え、<u>活動プログラムや情報提供等のソフト対策、安全対策等の各事項にわたり、よりソフトを重視し、利用者が実際に享受できるような取組を推進</u>する。この場合、特に、次のことを行うべきである。</p> <p>①・② (略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-3 当初のリフレッシュ対策要領(平成 17 年 4 月 25 日)(抜粋)

<p>国有林野事業は、昭和 48 年度に「レクリエーションの森」制度を創設して以来、森林浴、自然観察、野外スポーツ等の多様な森林とのふれあいの場の提供を通じて、豊かな国民生活の推進に寄与してきたところである。</p> <p>しかしながら、<u>制度創設から相当期間が経過し施設等の整備水準が低下する中で、利用者のニーズも活動プログラムやガイド、情報提供等のソフト対策を重視して、ゆとりや満足を実際に享受できるようにしたいとする方向に大きく変化している。</u></p> <p>今後、こうした「レクリエーションの森」を取り巻く状況の変化を踏まえ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進していく一環として、<u>地域関係者の意見を踏まえ設定自体の見直しを進めるとともに、民間活力を活かしつつ利用者のニーズに対応した施設の整備やソフトの提供等を行う</u>ことにより、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととしたので、下記事項に留意の上適切に措置し、遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な考え方</p> <p>1 今後、魅力ある「レクリエーションの森」の実現に向けて本対策を進めて行くに当たっては、「レクリエーションの森」の置かれた現状を踏まえ、<u>これまでの「量的充足」を重視するあり方から利用者ニーズに即して「質的向上」を重視するあり方へと方針転換</u>することを旨として、次の取組を積極的に推進していくものとする。</p> <p>(1) これまで全国で 1,200 を超える「レクリエーションの森」を設定してきたところであり、民有林の類似施設を含めると <u>量的に飽和状態にある</u>。こうした状況の下、<u>著しく利用の低位な地区や今後の整備・維持管理が期待できない地区等が存在</u>していることから、<u>「レクリエーションの森」ごとの実情を十分踏まえ、廃止を含めて設定自体の見直しを行う</u>ものとする。</p> <p>(2) また、「質的向上」を図る観点から、「利用者</p> <p>に何を提供し、いかに満足度を高めていくか」を念頭におき、<u>活動プログラムや情報提供等のソフト対策、安全対策等の各事項にわたり、利用者が実際に享受できるような取組を推進する</u>ものとする。</p> <p>(以下略)</p>
--

図表 1-4 北海道管区行政評価局及び東北管区行政評価局の「レクリエーションの森」に関する行政評価・監視結果に基づく改善意見の通知並びに会計検査院の処置要求の概要

機 関	概 要
北海道管区行政評価局	<ul style="list-style-type: none"> 「国有林野の管理及び利用に関する行政評価・監視－レクリエーションの森を中心として－」（平成26年12月18日、北海道森林管理局に改善意見を通知） 主な通知事項は、①レクリエーションの森の適切な維持管理（廃止を含む設定の在り方、整備・維持管理の在り方に関する基本的な方針の明確化、点検基準・維持管理基準の明確化、具体的な実施計画の作成、利用者ニーズの動向等を踏まえた設定継続の必要性の判断）、②レクリエーションの森の安全性・利便性の確保（地域関係者と連携した緊急連絡体制の確立。迅速性を求められる情報について、ホームページ掲載事項の明確化等）
東北管区行政評価局	<ul style="list-style-type: none"> 「東北の国有林野における自然環境の活用推進に関する行政評価・監視」（平成27年2月12日、東北森林管理局に改善意見を通知） 主な通知事項は、①在り方の見直しの推進（設定の廃止を含め在り方の見直しを積極的に実施）、②計画的な管理運営の実施、③施設の整備及び維持管理、④地域と協働した管理運営体制の構築、⑤利用者ニーズに応える情報発信
会計検査院	<p>決算検査の結果に基づき、林野庁長官あて「レクリエーションの森における管理経営及び国有林野の貸付等について」（平成26年10月21日付け）を發出し、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第36条の規定に基づく改善の処置を要求。</p> <p>ア 各森林管理局に対して、レクリエーションの森（レク森）の現況に合わせて速やかに方針書を作成又は変更するよう指導を徹底するとともに、レク森の現況を適時適切に各森林管理署等から各森林管理局に報告させるための手続を定めること、また、各森林管理局及び各森林管理署等に対して、方針書に従ってレク森の管理経営を計画的かつ適切に行うよう、指導を徹底すること（会計検査院法第36条による改善の処置を要求するもの）</p> <p>イ 各森林管理局に対して、再度、全てのレク森を対象に廃止を含めた設定の見直しを行わせるとともに、レク森の需要動向等を把握した上で、質的向上を図るための具体的な取組を方針書に明記し、方針書に従ってレク森の管理経営を計画的かつ適切に行うよう指導を徹底すること、また、需要動向等の把握に当たっては、その具体的な方法について検討の上、各森林管理局に示すこと（同法第36条による改善の処置を要求するもの）</p> <p>ウ～エ （略）</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-5 質的向上通達（抜粋）

「レクリエーションの森」については、昭和 43 年度に自然休養林として制度が創設されて以来、森林とのふれあいに対する国民のニーズに対処するため、国民の保健・文化・教育的利用に国有林野を供してきている。一方、平成 26 年度の会計検査院からの処置要求や行政評価・監視の調査結果に基づく改善通知により、一部の「レクリエーションの森」の利用が低位であることや、国民ニーズの変化に応じて「レクリエーションの森」の質的向上を図るための取組等が行われていないこと等の指摘を受け、廃止を含めた設定の見直し等についての処置要求等をされたところであり、「レクリエーションの森」の質的向上が求められている。

このような状況から、今後、適切かつ効率的な管理経営を図りつつ、魅力ある「レクリエーションの森」とするため、「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について」（平成 17 年 4 月 25 日付け 17 林図業第 13 号林野庁長官通達）等を改正したので遺漏のないようにされたい。

今後、改正した当該通達等に基づき「レクリエーションの森」の設定の見直しを行うこととなるが、設定の見直しに当たっては、利用の動向及び今後の見通し、整備の実現可能性、地元自治体を始めとする地域関

係者の意向・協力体制等について総合的に検討し、設定目的が失われた地区、利用の低位な地区、今後の施設の整備や維持が期待できない地区及び管理にあたって地域関係者の協力が得られない地区については、原則廃止を検討することとする。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-6 最終改正後のリフレッシュ対策要領 (平成 27 年 11 月 9 日) (抜粋)

第 1 基本的な考え方

公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下、地域振興にも寄与する魅力ある「レクリエーションの森」を提供するとともに、効率的な事業の実施を図るため、森林とのふれあいに対する国民ニーズの多様化や地域の社会経済情勢の変化等「レクリエーションの森」の置かれた現状を踏まえ、廃止を含めた抜本的な設定の見直しを積極的に推進していくものとする。

(略)

第 2 設定の見直し

森林管理局長は、別添 1「レクリエーションの森」の設定の見直し方針」に基づき、地域管理経営計画の策定に合わせて、また必要が生じた都度、「レクリエーションの森」の設定を見直すものとする。

見直しに当たっては、利用の動向及び今後の見通し、整備の実現可能性、地元自治体を始めとする地域関係者の意向・協力体制等について総合的に検討し、設定目的が失われた地区、利用の低位な地区、今後の施設の整備や維持が期待できない地区、管理に当たって地域関係者の協力が得られない地区については原則廃止を検討する。

(略)

第 3 施設の整備、森林の景観対策及びソフト対策

森林管理局長は、「レクリエーションの森」の利用形態が、安全で快適な活動を求めるものから、極力施設等を活用しないありのままの自然を体験する活動を求めるものまで多種多様であることを念頭に、地域関係者の協力を得て、施設の整備、森林の景観対策及びソフト対策を行うものとする。

1 施設の整備

優れた自然の中でゆとりと満足を体験・享受できる場を提供するため、自然環境の保全との調和に配慮しつつ、維持管理方法やコスト負担を勘案した上で、想定される利用形態や利用者層に応じた適切な種類・規模の施設の整備を行うものとする。

なお、「レクリエーションの森」内に施設の整備を計画しようとするときは、「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和 48 年 9 月 26 日付け 48 林野管第 173 号林野庁長官通達) 等既存通達の関連規定のほか、別添 2「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針」に基づき、具体的な取扱いを検討した上で、取組を進めていくものとする。

2 (略)

3 ソフト対策

ソフト重視で優れた自然の中で多様な体験を行いたいとする利用者の満足度を高めるため、地域特性を活かした活動プログラムの提供、多様なツールを用いた情報発信、地域の歴史・文化と結びつけたストーリー性のある施設の活用等について、創意工夫を凝らした魅力あるソフト対策を推進するものとする。

なお、自然休養林等を新設する場合には、効率的・効果的な施設等の整備・維持管理を行うため、アクセスが整備された安全・快適な森林空間を提供する利便性を重視した区域、施設等の整備を極力行わず優れた自然環境の中で利用者が自己責任で活動する場を提供する自然性を重視した区域、両者の中間的な区域等の利用区分を行うことが望ましい。

第 4 安全対策

森林管理局長は、利用者の多種多様な体験活動を念頭に置き、次の事項に留意して優れた森林空間内で利用者が安全で安心して活動するための安全管理に関する措置を地域関係者と協働して進めていくものとする。

なお、別添3「「レクリエーションの森」における安全対策指針」に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする。

(1)～(4) (略)

第5 地域関係者等との協働

1 整備・管理体制の充実

森林管理署長又は森林管理署支署長（国有林野が森林管理局において直轄で管理経営されている場合は森林管理局長を含む。以下「森林管理署長等」という。）は、現行の整備・管理体制で適当と認められる場合等を除き、次の事項に留意しつつ、地元自治体、観光協会、商工会等の地域関係者や様々な地域の支援者等と協働して「レクリエーションの森」の管理経営を行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第6 (略)

別添1～別添6 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表1-7 レクリエーションの森に係る計画等の規定（抜粋）

○ 管理経営法

(国有林野の管理経営の目標)

第三条 国有林野の管理経営の目標は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することにあるものとする。

(管理経営基本計画)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画（以下「管理経営基本計画」という。）を定めなければならない。

2 管理経営基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国有林野の管理経営に関する基本方針

二 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

三 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

四 国有林野の活用に関する基本的な事項

五 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項

六 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

七 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3・4 (略)

(地域管理経営計画)

第六条 森林管理局長は、管理経営基本計画に即して、森林法第七条の二第一項の森林計画区別に、その管理経営する国有林野で当該森林計画区に係るものにつき、五年ごとに、当該森林計画区に係る森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、五年を一期とする国有林野の管理経営に関する計画（以下「地域管理経営計画」という。）を定めなければならない。

2 地域管理経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする国有林野の管理経営に関する基本的な事項

二 巡視、森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止その他国有林野の維持及び保存に関する事項

三 木材の安定的な取引関係の確立その他林産物の供給に関する事項

四 地域における産業の振興又は住民の福祉の向上その他国有林野の活用に関する事項

五 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における森林及び公衆の保健の用に供する施設の整備に関する基本的な方針

六 森林法第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野

と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項
七 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3～6 (略)

○ 管理経営基本計画 (※平成 26 年 4 月 1 日～36 年 3 月 31 日を計画期間)

1 国有林野の管理経営に関する基本方針

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

我が国の国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く所在しており、かつ、地域特有の景観や豊富な生態系を有する森林も多く、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている。近年においては、このような森林の有する公益的機能の発揮への期待が高まり、とりわけ地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の観点から地球的規模で森林を持続的に利用管理するという認識が急速に広まるとともに、森林とのふれあいに対する期待が高まるなど、森林に対する国民の要請が多様化してきている。

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民のこうした要請に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。

(略)

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

(1) (略)

(2) 公衆の保健のための活用の推進

公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資することとする。

この場合、森林とのふれあいに対する多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるような場を提供していくとの観点から、地域との合意形成を図り景観形成等の目標を設定しつつ、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進する。その実施に当たっては、利用の動向及び見通し、整備の実現可能性、地域関係者の意向・協力的体制等を総合的に検討の上、「レクリエーションの森」の設定を見直すとともに、民間活力を活かした施設整備等の推進、及び地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポーター制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努めていくこととする。

また、特に一定の施設整備を行うべき地域については、需要動向等も踏まえつつ、広く公衆の保健利用に供するための計画を策定し、国土の保全、自然環境の保全等の公益的機能との調和を図りながら、民間の能力を活かして休養施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設等の整備を行うこととする。

○ 国有林野管理経営規程

(計画の細目等)

第 12 条 森林管理局長は、森林計画及び地域管理経営計画に即して、森林計画区別に当該区域に係る要存置林野につき、当該森林計画区に係る地域管理経営計画と計画期間を同じくする国有林野施業実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) レクリエーションの森の名称及び区域

(9) (略)

(計画の内容)

第13条

1～4 (略)

5 前条第2項第8号のレクリエーションの森は、第3条第4項に規定する 森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現況及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定するものとする。

○「レクリエーションの森の管理経営について」

別添1「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領」

第1 目的

この要領は、国有林野管理規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第13条第5項の規程に基づき、国有林野施業実施計画においてレクリエーションの森として選定された国有林野について、施設の設置その他利用に関する方針の策定手続を定めることにより、国有林野を国民の保健休養の用に供する事業（以下「森林レクリエーション事業」という。）の計画的、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

第2 管理経営方針書の作成

森林管理局長は、「国有林野管理規程の運用について」（平成11年1月29日付け11林野経第3号林野庁長官通達）の25に基づき、レクリエーションの森について、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるときは、次により管理経営方針書を作成するものとする。

1・2 (略)

3 記載事項

(1) 現況

- ア レクリエーションの森の名称、位置及び面積
- イ 地況及び林況
- ウ 交通条件、水利状況、電気通信施設その他公共施設の状況等
- エ レクリエーション利用の現状及びレクリエーション需要の動向等
- オ (略)

(2) 管理経営の基本方針

- ア レクリエーション利用の目標
- イ 施設の整備・維持管理方針
- ウ 森林の景観対策等の基本方針
- エ 安全対策に関する基本方針
- オ 受益者負担の収受及び活用に関する基本方針
- カ ソフト対策に関する基本方針
- キ 整備・管理体制に関する基本方針

4 作成又は変更上の留意事項

管理経営方針書は、利用者の快適な利用及び安全の確保、国土の保全、自然の保護、環境及び風致の保全形成、地域の振興等に十分配慮するとともに、「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について（平成17年4月25日付け17林国業第13号林野庁長官通達。以下「リフレッシュ対策要領」という。）に定める指針等を踏まえ作成するものとし、特に次の事項に留意するものとする。

(1) (略)

(2) 施設の種類及び設置場所は当該国有林野内に設置することがふさわしいもので十分なサービスが見

込まれるもの とすること。

(3) 施設の数、規模等は、適正な利用が見込まれるもの とすること。

(4)～(8) (略)

5 様式

管理経営方針書は、別紙様式の例により作成するものとする。

6 点検

森林管理局長は、レクリエーション需要の動向等に注意を払い、管理経営方針書の内容が実態に即するよう留意するものとし、地域管理経営計画の策定又は変更に合わせて、当該地域管理経営計画に係る管理経営方針書の内容について全面的な検討を行うものとする。

7 実施状況の整理

森林管理局長は、レクリエーションの森に係る諸事項及び施設の整備状況を管理経営方針書により整理するものとする。

第3及び第4 (略)

○ 「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領の取扱いについて」

5 作成要領第2の7の取扱いについて

施設の整備状況を年度ごとに把握し、毎年度末に当該年度の整備状況を整理追記するものとする。

○ 選定要領

2 調査事項

(4) 管理経営の方針

(1)及び(2)を踏まえ、レクリエーションの森として整備すべき国有林野ごとに、次の事項に配慮するなどにより、それぞれの特徴に応じた設置すべき施設のタイプ及び設置の基準、目標とする森林の構成等について取りまとめる。なお、国土の保全、水質源の涵養及び自然環境の保全に関し特に留意すべき事項があれば併せて取りまとめる。

ア 自然観察教育林

(ア) 自然観察等に必要な歩道、案内板、展示施設等を適切に配置すること。

(イ) 野生動植物の観察や自然探勝を目的とする場合は、林床の植物の成育に必要な照度の確保、採餌木の植栽、巣箱の設置等動植物の生息・成育環境の維持・形成に努めること。

(ウ) (略)

イ 森林スポーツ林

(イ) キャンプ場、クロスカントリースキーのコース、サイクリングロード等の野外スポーツに供する施設を森林との一体性が確保されるよう配置すること。

(イ) 森林内において 快適なスポーツを楽しめるよう、特に周辺施設の林分について明るく変化に富み開放的で親しみやすい森林の維持造成に努めること。

ウ 野外スポーツ地域

(ア) 各種スポーツ施設、宿泊施設等を 利用者の規模、地況等に応じて適切に配置すること。

(イ) (略)

エ 風景林

地域における 自然的条件に加え、周辺の地形や地物との関係、当該景観の文化的意義等を考慮し、特徴的な自然景観の維持・形成に努めること。

オ 風致探勝林

(ア) 探勝、散策、滞在等に必要な遊歩道、あずまや、展望台等の休養施設、案内標、宿泊施設等を適切に配置すること。

(イ) 森林内における快適な心身の休養に資するよう、湖沼、渓谷等との一体的な美的環境の維持、施設周辺の林分における風致の維持に努めること。

カ 自然休養林

ゾーン区分ごとに、アからオまでに準じて取り扱うこと。

図表 1-8 レクリエーションの森の種類別の特徴

種 類	特 徴
自然休養林	特に風景が美しく、保健休養に適している森林。自然探勝、登山、ハイキング、キャンプなど多様な森林レクリエーションを楽しむことができる。
自然観察教育林	自然科学教育や自然観察に適している森林。自然探勝を楽しみながら植生、野鳥などの観察や森林の働きなどを学ぶことができる。
森林スポーツ林	森林とふれあいながらスポーツを楽しめる森林。キャンプ、フィールドアスレチック、サイクリングなど、アウトドアライフを楽しむことができる。
野外スポーツ地域	雄大な自然と新鮮な空間に浸り、スキー、テニスなどのスポーツで爽快な汗を流し、リフレッシュできる。
風景林	名所、旧跡等と一体となって景勝地を形作ったり、展望台等から眺望される美しい森林
風致探勝林	山岳、湖沼、渓谷等が一体となった美しい自然景観の探勝を楽しめる森林で遊歩道等を利用して、様々な樹木、四季折々の自然の織りなす彩りを味わえる。

(注) 近畿中国森林管理局の資料に基づき当局が作成した。

図表 1-9 全国のレクリエーションの森の設定数の推移

(単位：か所)

年度 タイプ区分	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
自然休養林	91	90	90	90	89	89	89	89	89	89	89	88
自然観察教育林	170	171	164	160	163	163	165	165	164	160	160	159
森林スポーツ林	70	67	63	64	61	56	57	57	55	56	56	55
野外スポーツ地域	229	226	218	195	204	196	197	196	191	190	187	184
風景林	565	561	531	506	492	481	483	481	478	479	477	464
風致探勝林	124	123	122	115	110	108	108	108	106	106	106	105
計	1,249	1,238	1,188	1,130	1,119	1,093	1,099	1,096	1,083	1,080	1,075	1,055

(注) 1 「国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」(平成 16~27 年度、林野庁)に基づき当局が作成した。

2 箇所数は、各年度 4 月 1 日現在である。

図表 1-10 近畿地方のレクリエーションの森（平成 28 年 4 月 1 日現在）

（単位：か所）

森林管理署等名 種類	福井	滋賀	京都・大阪	兵庫	奈良	和歌山
自然休養林 (4 か所)		1 (近江湖南)	2 (明治の森箕面、紀泉)	1 (宝塚)		1 (紀泉)
自然観察教育林 (6 か所)				5 (北山、三草山、鶏籠山、赤西、坂ノ谷)	1 (春日山)	
森林スポーツ林 (2 か所)				2 (三木山、札楽山)		
野外スポーツ地域 (3 か所)	1 (鉢伏山)	1 (奥伊吹)		1 (滝谷・大成山)		
風景林 (28 か所)	2 (松原、天筒山)	2 (伊庭山、近江富士)	2 (東山、嵐山)	15 (神戸林山、神戸北野、神戸東山、五峰山、弁才天、増位山、広峰山、坂ノ谷、氷ノ山、扇ノ山、仏ヶ尾、畑ヶ平懸崖、霧ヶ滝・赤滝、小代溪谷、三川山)	3 (大和三山、高取山、金剛山)	4 (高野山、新宮、那智山、白見)
風致探勝林 (1 か所)				1 (不動滝)		
計 (44 か所)	3	4	4	25	4	5

(注) 1 近畿中国森林管理局の資料に基づき当局が作成した。

2 「紀泉高原自然休養林」は、京都大阪森林管理事務所（大阪府）及び和歌山森林管理署（和歌山県）にまたがって設定されており、森林管理署等それぞれの該当欄に掲載した。「重複計上」のため、「計」欄と 1 か所一致しない。

3 「網掛け」が実地調査の対象としたレクリエーションの森（10 か所）である。

図表 1-11 実地調査対象の 10 レクリエーションの森の概要

[近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）（所在地：滋賀県近江八幡市）]（調査担当：京都行政評価事務所）

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27 年度利用者数 (推定)	主な施設等
湖南森林計画区 (平 25. 4. 1～ 30. 3. 31)	686. 14ha	85～ 424m	12, 000 人	(国) 遊歩道（奥島スカイ 1 号線など 11 か所） (県) キャンプ場、園路 (休暇村) 宿泊施設等、宿舎、レクリエーション施設

[近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）（所在地：滋賀県大津市、栗東市）]（調査担当：京都行政評価事務所）

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27 年度利用者数 (推定)	主な施設等
湖南森林計画区 (平 25. 4. 1～ 30. 3. 31)	1, 137. 08ha	—	41, 100 人	(国) 遊歩道（北谷線など 11 か所）、管理事務所等、休憩所（4 か所：木造ベンチ各 2 脚）、駐車場（大型 5 台、普通 100 台。管理舎）、治山の森（2 か所）

[東山風景林 (所在地：京都府京都市)] (調査担当：京都行政評価事務所)

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27年度利用者数 (推定)	主な施設等
淀川森林計画区 (平25.4.1～ 30.3.31)	190.25ha	60～ 220m	12,600,000人	(国) 東屋 (市) 展望台、歩道 (京都一周トレイル)

[明治の森箕面自然休養林 (所在地：大阪府箕面市)] (調査担当：近畿管区行政評価局)

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27年度利用者数 (推定)	主な施設等
大阪森林計画区 (平27.4.1～ 32.3.31)	581.96ha	160～ 600m	1,700,000人	(国) 遊歩道、園地 (勝尾寺、湖畔) (府) 府道、遊歩道 (自然研究路、東海自然歩道)、園地 (政ノ茶屋、ようらく台、清水谷、長谷)、駐車場 (市) 市道

[紀泉高原自然休養林 (所在地：大阪府阪南市、泉南郡岬町)] (調査担当：和歌山行政評価事務所)

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27年度利用者数 (推定)	主な施設等
大阪森林計画区 (平27.4.1～ 32.3.31)	295.65ha	60～ 490m	120,000人	(国) 車道、歩道、管理舎 (府) 歩道 (近畿自然歩道)

[紀泉高原自然休養林 (所在地：和歌山県和歌山市)] (調査担当：和歌山行政評価事務所)

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27年度利用者数 (推定)	主な施設等
紀北森林計画区 (平24.4.1～ 29.3.31)	350.73ha	—	5,000人	(国) 歩道 (井関山中線など11か所)、休憩所 (休憩舎3か所、野外卓1脚)

[宝塚自然休養林 (所在地：兵庫県宝塚市)] (調査担当：兵庫行政評価事務所)

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27年度利用者数 (推定)	主な施設等
加古川森林計画区 (平24.4.1～ 29.3.31)	252.36ha	80～ 464m	700,000人	(国) 遊歩道、園地 (夫婦岩)、展望所 (山頂、中央、奥の院裏) (市) 遊歩道、園地 (奥の院西)、やすらぎ広場

[^{ふだらくやま}札楽山森林スポーツ林 (所在地：兵庫県たつの市)] (調査担当：近畿管区行政評価局)

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27年度利用者数 (推定)	主な施設等
揖保川森林計画区 (平26.4.1～ 31.3.31)	226.76ha	150～ 450m	7,000人	

[滝谷・大成山^{おおなるやま}野外スポーツ地域（所在地：兵庫県たつの市）]（調査担当：近畿管区行政評価局）

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27年度利用者数 (推定)	主な施設等
揖保川森林計画区 (平26.4.1～ 31.3.31)	598.68ha	100～ 520m	38,500人	(県) 遊歩道(近畿自然歩道) (市) 龍野野営場(給水棟、トイレ、倉庫)

(参考) ヒューマン・グリーン・プランの予定地

[赤西^{あかさい}自然観察教育林（所在地：兵庫県宍粟市）]（調査担当：兵庫行政評価事務所）

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27年度利用者数 (推定)	主な施設等
揖保川森林計画区 (平26.4.1～ 31.3.31)	31.56ha	610～ 900m	127,400人	(市) 公衆便所外

[不動滝風致探勝林（所在地：兵庫県宍粟市）]（調査担当：兵庫行政評価事務所）

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27年度利用者数 (推定)	主な施設等
揖保川森林計画区 (平26.4.1～ 31.3.31)	54.44ha	—	21,000人	(市) 不動滝公園

[高野山風景林（所在地：和歌山県伊都郡高野町）]（調査担当：和歌山行政評価事務所）

森林計画区 (計画期間)	面積	標高	27年度利用者数 (推定)	主な施設等
紀北森林計画区 (平24.4.1～ 29.3.31)	25.09ha	—	10,000人	

(注) 1 管理経営方針書等に基づき当局が作成した。

2 「計画期間」は、地域管理経営計画書及び国有林野施業実施計画書による。

3 「27年度利用者数(推定)」は、当局の調査結果による。

2 施設等の整備・維持管理

(1) 施設等の整備・維持管理の適切な実施

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(レクリエーションの森の施設の整備及び景観対策)</p> <p>レクリエーションの森における施設の整備について、リフレッシュ対策要領では、「優れた自然の中でゆとりと満足を体験・享受できる場を提供するため、自然環境の保全と調和に配慮しつつ、維持管理方法やコスト負担を勘案した上で、想定される利用形態や利用者層に応じた適切な種類・規模の施設の整備を行うものとする」とし、「施設の整備を計画しようとするときは、「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和48年9月26日付け48林野管第173号林野庁長官通達)等既存通達の関連規定のほか、別添2「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針に基づき、具体的な取扱いを検討した上で、取組を進めていくものとする」とされている(同要領第3の1)。</p> <p>また、レクリエーションの森からの眺望など景観対策について、リフレッシュ対策要領では、「優れた森林景観を創出するため、特に見晴らしの良好な眺望ポイント(視点)の設定及び眺望エリア(視点場)の整備、「動線」として視対象である主要道沿線の森林の景観整備及び環境美化、「面」としての視対象に含まれる森林の景観整備等の森林景観対策を進めていくものとする」(同要領第3の2)とされている。</p>	<p>図表2-(1)-1</p>
<p>(施設の配置等)</p> <p>施設の配置の考え方として、「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針(以下「整備技術指針」という。)では、①「利用者の望ましい体験活動を念頭におき、想定される利用形態、利用の動向、利用者の年齢・体力等と設置後の維持管理の可能性に応じて、適切な種類、設置量、規模を決定すること」、②「自然環境の保全との調和に十分配慮して過度の施設等の整備を回避し、慎重に個別位置を決定すること。なお、遊歩道、標識類、トイレ等の基礎的な施設については、利用者のニーズに応じてその充実を図ること」、③「利用者の安全を確保するため、崩壊、地すべり、水害等の発生の恐れがない場所に設置すること」等が挙げられている(同指針第1)。</p> <p>また、同指針では、施設の整備技術の考え方として、①「利用者の満足度を高めることを念頭におき、快適で安全・安心できる体験活動に資するよう整備すること」、②「施設の整備は、小規模なものであっても自然の改変を伴うため、立木竹の伐採や土地の形質変更は最小限度にとどめること」、③「多様で幅広い利用者層を念頭におき、それにふさわしい施設の整備を行うとともに、必要に応じてユニバーサルデザインを導入すること」等が挙げられている(同指針第2)。</p>	<p>図表2-(1)-2</p>
<p>(施設等の維持管理)</p> <p>レクリエーションの森に整備された施設等の維持管理について、リフレッシュ対策要領では、「森林管理局長は、利用者の多種多様な体験活動を念頭に置き、次の事項</p>	<p>図表2-(1)-3</p>

に留意して優れた森林空間内で利用者が安全で安心して活動するための安全管理に関する措置を地域関係者と協働して進めていくものとする。なお、別添3「「レクリエーションの森」における安全対策指針」に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする」とされ、「次の事項」として、「施設管理者等による施設の点検・維持管理を行い、その結果を整理し保管すること」とされている（同要領第4本文及び(2)）。

これを受けて、上記の「「レクリエーションの森」における安全対策指針」（以下「安全対策指針」という。）では、施設等点検の実施について、「森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、地域の実情に応じて、次のとおり、施設の状況を点検するものとする」（同指針第2の1本文）とし、点検の対象として、①林道、遊歩道、木道、休憩施設、トイレ、標識類等の施設、②施設に隣接する森林内にあって、施設又は施設利用者に対し被害を及ぼすおそれのある枯損木及び枯枝等、③その他落石、崩壊等の発生地及びそのおそれのある箇所の把握を挙げている（同指針第2の1(3)ア～ウ）。

また、点検結果に基づく事故防止措置の実施について、①点検により異常があると認められた場合には、注意警告、ロープ等による当面の利用禁止措置を講ずること、②①の措置後、必要に応じ専門家を含め、再点検を行った結果、応急措置により利用可能であるものを除き、利用禁止措置を継続すること、③利用禁止措置を継続している場合には、施設設置・管理者が中心となって改善方法の検討を行い、施設等の「修繕」、「更新」、「廃止・撤去」を判断することとされている（同指針第2の2(1)ア～ウ）。

（貸付契約等に基づく施設等の維持管理）

国有林野内に設定したレクリエーションの森の施設等について、森林管理局長が設置しているもののほか、「国有林野の貸付け等の取扱いについて」（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通達、以下「貸付け等通達」という。最終改正：平成28年4月1日27林国業第166号。）に基づき、地方公共団体や民間事業者等が、森林管理署等と国有林野の貸付契約又は使用契約を締結し（同通達第2の2(1)ウ）、もしくは国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づく使用許可（同通達第2の3(1)）を得て、設置しているものがある。

地方公共団体が設置する施設等の敷地については、「無償貸付」とされており（貸付け等通達第2の3(4)ア等）、「国有林野無償貸付契約書」が締結される。ただし、施設の維持に必要な費用を賄う程度の入園料等を徴収する施設の敷地については、「使用許可」とされ（貸付け等通達第2の3(1)ただし書、(4)）、申請に対し、条件を付して「国有林野使用許可書」が交付される。

地方公共団体は、無償貸付契約による場合は契約条項により、使用許可による場合は許可条件により、①常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件又は使用許可物件の維持保全に努める（維持保全義務）、②貸付物件又は使用許可物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく届け

図表 2-(1)-4

図表 2-(1)-5

出るとともに、貸付物件又は使用許可物件及びその周辺の国有林野についてその復旧、防止のための施設の設置、その他必要な措置を講じなければならない（災害等の防止義務）③貸付物件等を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、貸付物件若しくは使用許可物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない（安全確保義務）と定められている。

【調査結果】

今回、当局及び3事務所が調査対象としたレクリエーションの森10か所について、施設等の整備状況及びその維持管理状況を実地に調査した結果、次のとおり、①遊歩道の路肩の一部が浸食により崩れたまま放置されているなど、安全確保の観点から改善を要する事例（40事例）、②ベンチやテーブル等が老朽化により破損し使用不能な状態のまま放置されているなど、利便確保の観点から改善を要する事例（5事例）、③分岐点に誘導標識が設置されていないなど、現地での適切な情報提供の観点から改善を要する事例（39事例）、④ユニバーサルデザインを導入して整備された遊歩道に車いす等の脱輪防止措置が講じられていないなど、バリアフリーの機能確保の観点から改善を要する事例（6事例）、⑤樹木が繁茂して視界がさえぎられ景観が望めないなど、眺望ポイントの設定位置の見直し等を要する事例（5事例）、計95事例がみられた。

ア 安全確保の観点から改善を要する事例

利用者の移動に不可欠な遊歩道について、危険な状態のまま放置されている事例、通行に支障が生じている事例及び危険情報を知らせていない事例のほか、山火事につながりかねない吸い殻入れが設置され続けている事例が、以下のとおり、5か所のレクリエーションの森で40事例確認された。

このうち、特に、近江湖南アルプス自然休養林の奥島地区にある遊歩道「奥島スカイ3号線」については、複数の箇所、路面が見えないほどシダ等が繁茂していたり、倒木が覆い被さったり横たわったりするなど、利用者の通行に大きな支障を来しており、その機能をほとんど果たしていない状況にあることから、速やかに利用禁止措置を講じた上で、廃止も含めて検討することが適当とみられる（図表2-(1)-6のNo.9～No.16）。

（注）「奥島スカイ3号線」は、①昭和45年度、46年度に国が設置、②幅員1.0m、延長2,000m（管理経営方針書による）。

(7) 遊歩道

- ① 遊歩道の浸食による路肩の崩落や路盤の土砂が流出し路面を補強する木枠が浮き上がるなど不具合があるもの〔明治の森箕面自然休養林2事例及び紀泉高原自然休養林1事例、計3事例（国管理1、地方公共団体管理2）〕
- ② 遊歩道に設置された安全柵等が破損しているもの、また立入禁止措置として設置したロープの支柱が倒れているもの〔明治の森箕面自然休養林1事例、不動滝

図表2-(1)-6

図表2-(1)-6
(再掲)

<p>風致探勝林 2 事例及び紀泉高原自然休養林 1 事例、計 4 事例（国管理 1、地方公共団体管理 3）]</p> <p>（注）紀泉高原自然休養林 1 事例については、立入禁止措置済み</p> <p>③ 遊歩道又はその周辺に、倒木や土砂、繁茂した草木等が覆い被さるなど通行に支障があるもの [近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）15 事例、同（一丈野地区）2 事例、明治の森箕面自然休養林 2 事例、宝塚自然休養林 5 事例及び紀泉高原自然休養林 4 事例、計 28 事例（国管理 27、地方公共団体管理 1）]</p> <p>（注）明治の森箕面自然休養林 2 事例、宝塚自然休養林 4 事例及び紀泉高原自然休養林 4 事例については、倒木の伐採及び土砂等の撤去済み</p> <p>④ 通行止めや通行に支障のある遊歩道への分岐点に、危険情報を知らせる案内板が設置されていない又は当該情報が適切に提供されておらず、利用者に危害が及ぶおそれのあるもの [近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）1 事例及び明治の森箕面自然休養林 1 事例、計 2 事例（国管理 1、地方公共団体管理 1）]</p> <p>（注）明治の森箕面自然休養林 1 事例については、危険情報を案内板により提供済み</p> <p>(イ) 吸い殻入れ</p> <p>遊歩道等にたばこの吸い殻入れが設置されたまま現在も使用されており、山火事の発生につながりかねないもの [明治の森箕面自然休養林 3 事例（いずれも地方公共団体管理）]</p>	<p>図表 2-(1)-7</p>
<p>イ 利便確保の観点から改善を要する事例</p> <p>利用者の休憩のため園地や遊歩道等に設置されたベンチやテーブル等が老朽化により破損するなど使用不能な状態のまま放置されている事例、車いす使用者用トイレ（幼児用）の便座が破損したまま放置されている事例が 2 か所のレクリエーションの森で 5 事例確認された。</p>	<p>図表 2-(1)-8</p>
<p>(ア) 休憩施設</p> <p>① 園地に設置されたベンチやテーブル等が、老朽化等により破損し、使用不能なまま放置されているもの [宝塚自然休養林 2 事例（国管理 1、地方公共団体管理 1）]</p> <p>② 広場や遊歩道に設置されたベンチが、老朽化による破損、苔の繁茂や土砂に埋没等により、使用が困難な状態となっているもの [明治の森箕面自然休養林 2 事例（国管理 1、地方公共団体管理 1）]</p> <p>(イ) トイレ</p> <p>レクリエーションの森内に設置された車いす使用者用トイレ内にある幼児用便器の便座が破損し、利用できない状態のまま放置されているもの [明治の森箕面自然休養林 1 事例（国管理 1）]</p> <p>（注）本事例については、便座を修繕済み</p>	<p>図表 2-(1)-9</p>
<p>ウ 現地での適切な情報提供の観点から改善を要する事例</p> <p>レクリエーションの森には、利用者に必要な情報を提供したり、目的地等に誘導</p>	

<p>したりするなど様々な標識が設置されている。標識類には、①案内標識（レクリエーションの森内の全部又は一部地域について、現在地、施設、見所の情報を地図等で伝えるため主要アクセスポイントや駐車場等に設置）、②誘導標識（森林内の見所まで利用者を導く又は散策ルートを利用者が迷うことなく散策するため、方向、現在地等の情報を遊歩道の分岐点等に設置）、③注意標識（森林を利用する際の注意事項、危険な場所、禁止行為等を利用者に伝えるため主要なアクセスポイント等に設置）などがあり、それぞれの機能に応じて設置されている。</p> <p>しかし、遊歩道への入口や分岐点に誘導標識が設置されていない事例、設置されている案内標識が現況と異なっている事例など、5か所のレクリエーションの森で39事例確認された。</p>	
<p>(ア) 誘導標識の未設置</p> <p>① 遊歩道の入口であることを示す誘導標識が設置されていないなど、利用者に分かりにくいもの [近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）2事例及び宝塚自然休養林2事例、計4事例（いずれも国管理）]</p> <p>② 遊歩道の分岐点において、利用者に目的地への方向等を示す誘導標識が設置されていないなど、利用者が迷うおそれのあるもの [近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）2事例、明治の森箕面自然休養林2事例、宝塚自然休養林5事例、不動滝風致探勝林1事例及び紀泉高原自然休養林1事例、計11事例（国管理8、地方公共団体管理3）]</p>	<p>図表 2-(1)-10</p>
<p>(イ) 案内標識の内容と現況の相違</p> <p>① 利用者等に一般配布されているコース案内図と遊歩道等に設置されている案内標識（案内図）のコース図の内容が相違しており、利用者が迷うおそれのあるもの [宝塚自然休養林1事例（国管理）]</p> <p>② 実際には設置されていない広場やキャンプ場が案内標識（案内図）に表示されているもの、設置されている休憩施設が案内標識（案内図）に表示されていないなど案内標識の内容が現況と異なっているもの [紀泉高原自然休養林3事例（いずれも国管理）]</p>	<p>図表 2-(1)-11</p>
<p>(ウ) 標識類の維持管理や内容が不適切</p> <p>① 標識類について、倒伏又は落下したまま放置されているもの、文字が消失するなど判読が困難又は不能なもの [近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）3事例、明治の森箕面自然休養林1事例、宝塚自然休養林8事例及び紀泉高原自然休養林2事例、計14事例（いずれも国管理）]</p> <p>（注）紀泉高原自然休養林2事例については、倒伏した標識の再設置及び危険箇所の通行止め措置を行っており、改善措置済み</p> <p>② 案内標識の掲載内容が古いなど機能を果たしていないもの、廃止されたキャンプ場を指し示す誘導標識が撤去されないままとなり利用者に混乱や誤解を与えるおそれのあるもの [明治の森箕面自然休養林3事例及び紀泉高原自然休養林2事例、計5事例（いずれも国管理）]</p>	<p>図表 2-(1)-12</p>

<p>③ 管理者不明の誘導標識が設置され、誘導に従って進むと、険しい道となり利用者に危害が及ぶおそれのあるもの [紀泉高原自然休養林 1 事例 (管理者不明)]</p> <p>エ バリアフリーの機能確保の観点から改善を要する事例</p> <p>レクリエーションの森に設置されている遊歩道や駐車場等の施設の一部には、先進的な取組としてユニバーサルデザインを導入し、バリアフリー化を図って、車いす利用者等も利用できるよう配慮したものが見受けられる。</p> <p>しかし、これら「バリアフリー」を意図して整備された遊歩道や駐車場等の中には、遊歩道の路肩に脱輪防止のための「立ち上がり」が設置されていない事例、車いす利用者用の駐車スペースが確保されていない事例など、2 か所のレクリエーションの森で 6 事例確認された。</p> <p>(ア) 遊歩道の整備及び管理が不十分</p> <p>① ユニバーサルデザインを導入して車いすやベビーカーで散策できるよう設計された遊歩道において、</p> <p>i) 車いす等の脱輪等防止のための「立ち上がり」(注) が設置されていない又は路肩が一部陥没し遊歩道と「立ち上がり」との間にすき間が生じて転落等するおそれのあるもの [近江湖南アルプス自然休養林 (一丈野地区) 2 事例 (いずれも国管理)]</p> <p>(注) 水平な路面に対し垂直に設置 (現地では丸太を使用) することにより、脱輪や転倒等を防止する役割</p> <p>ii) 暗渠を覆うふたの間にすき間が生じており、車いす等が脱輪するおそれのあるもの [近江湖南アルプス自然休養林 (一丈野地区) 1 事例 (国管理)]</p> <p>iii) 草が繁茂しており、車いす等の通行に支障を来しているもの [近江湖南アルプス自然休養林 (一丈野地区) 1 事例 (国管理)]</p> <p>(イ) 駐車場の整備及び管理が不十分</p> <p>① ユニバーサルデザインを導入して車いすやベビーカーで散策できるよう設計された遊歩道の入口に設置されている車いす利用者用の駐車スペースに、資材が放置されたままとなっているなど、駐車場が利用できないもの [近江湖南アルプス自然休養林 (一丈野地区) 1 事例 (国管理)]</p> <p>② 車いす利用者用トイレが設置されているものの、駐車場には車いす利用者用のスペースが確保されていないもの [明治の森箕面自然休養林 1 事例 (国管理)]</p>	<p>図表 2-(1)-13</p>
<p>オ 眺望ポイントの設定位置の見直し等を要する事例</p> <p>レクリエーションの森の中には、見晴らしの良好な眺望ポイントや展望所が整備されているものがある。</p> <p>しかし、眺望ポイントや展望所の前面や周辺に樹木が繁茂して視界がさえぎられ、景観が望めない事例が 3 か所のレクリエーションの森で 5 事例確認された。</p> <p>(ア) 眺望ポイント</p> <p>遊歩道に眺望ポイントとして設定され地点に、その旨の案内標識が設置されているものの、樹木が繁茂して視界がさえぎられているため、景観を望めないもの [近</p>	<p>図表 2-(1)-14</p> <p>図表 2-(1)-15</p>

江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）1事例、明治の森箕面自然休養林1事例、計2事例（国管理1、地方公共団体管理1）]

(イ) 展望所

展望所が設置されているものの、樹木が繁茂して視界がさえぎられているため、景観を望めないもの [宝塚自然休養林3事例（いずれも国管理）]

近畿中国森林管理局、森林管理署等及び地方公共団体は、上記95事例（国管理78事例、地方公共団体管理16事例及び管理者不明1事例）のうち80事例について、「従前から把握していた」としているが、必要な改善措置等が講じられず放置されたままとなっていた。

このような状況となっている原因について、平成17年度にリフレッシュ対策要領が発出されて11年が経過してもなお、その趣旨や規定の内容が十分理解され徹底していないことが挙げられる。後述2(2)のとおり、森林管理署等による点検結果や措置状況等の記録の整理・保管が不十分となっており、現地の支障箇所の現状や措置状況等について担当者以外の職員は詳細を把握できない状況もみられた。

また、レクリエーションの森の施設等の維持管理については、①森林管理局署等が設置したものはそれぞれにおいて適切な実施が必要となることはもちろんのこと、②地方公共団体が国有林野を敷地として借り受け又は使用の許可を得た上で、設置しているものは、貸付契約等で定められている契約事項や使用許可書の許可条件により、「維持保全義務」、「災害等の防止義務」及び「安全確保義務」が明確に課されていることから、地方公共団体にも適切な実施が求められる。

なお、上記の改善を要する施設等について、近畿中国森林管理局（78事例）は、「レクリエーションの森の維持管理に係る予算が国有林野特別会計から一般会計へ移行した平成25年度以降、大幅に減額（移行前の24年度2,737万円から27年度1,058万円へと1,678万円（61.3%）減額）されている状況である。改善には予算措置が必要となる箇所もあることから、直ちに全ての施設に改善措置を講じることは困難である」ともしている。同様に、地方公共団体（16事例）においても、「予算及び職員不足のため、直ちに改善措置を講じることは困難なものがある」としている。

このような状況においても、それぞれのレクリエーションの森には、利用者が日々立ち入るといふ現実を踏まえ、その安全の確保を優先して、管理者としての責任を果たすべく、可能な対策等を適切に講じる必要があるものと考ええる。

明治の森箕面自然休養林の倒木2事例（図表2(1)6のNo.25及びNo.26）、宝塚自然休養林の倒木4事例（同図表のNo.28～No.31）、明治の森箕面自然休養林の危険情報の案内板による提供1事例（同図表のNo.37）及び紀泉高原自然休養林の案内・誘導標識2事例（図表2(1)12のNo.13及びNo.14）については、利用者に危害を及ぼすおそれが高い状況がみられたことなどから、本調査の途上において、当局から近畿中国森林管理局に対し現地の状況に関する情報を提供したところ、森林管理署等において、速やかに現地確認の上、改善措置が講じられた。

図表2-(1)-16

【所見】

したがって、近畿中国森林管理局は、レクリエーションの森に設置されている施設等の維持管理を適切に実施し、利用者の安全確保等を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 管内の森林管理署等に対して、その管理する施設等について、次の措置を講じるよう指導すること。
 - i) 利用に危険な箇所や通行に大きな支障が生じている箇所について、安全対策指針に基づき、優先的に事故防止措置を講じること。この場合、修繕等に多額の予算や長期間を要するものについて、計画的な対応も検討すること。また、必要な場合、当面の措置として、利用禁止措置を講じること。
 - ii) 上記以外の箇所について、整備技術指針及び安全対策指針に基づき、可能なものから順次、改善措置を講じること。
- ② 地方公共団体に対して、その管理する施設等について、上記に準じて措置を講じるよう、要請すること。

図表 2- (1) -1 施設の整備等に関するリフレッシュ対策要領 (抜粋)

第3 施設の整備、森林の景観対策及びソフト対策

森林管理局長は、「レクリエーションの森」の利用形態が、安全で快適な活動を求めるものから、極力施設等を活用しないありのままの自然を体験する活動を求めるものまで 多種多様であることを念頭に、地域関係者の協力を得て、施設の整備、森林の景観対策及びソフト対策を行うものとする。

1 施設の整備

優れた自然の中でゆとりと満足を体験・享受できる場を提供するため、自然環境の保全との調和に配慮しつつ、維持管理方法やコスト負担を勘案した上で、想定される利用形態や利用者層に応じた適切な種類・規模の施設の整備を行うものとする。

なお、「レクリエーションの森」内に施設の整備を計画しようとするときは、「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和48年9月26日付け48林野管第173号林野庁長官通達)等既存通達の関連規定のほか、別添2「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針に基づき、具体的な取扱いを検討した上で、取組を進めていくものとする。

2 森林の景観対策

優れた森林景観を創出するため、特に見晴らしの良好な眺望ポイント(視点)の設定及び眺望エリア(視点場)の整備、「動線」として視対象である主要道沿線の森林の景観整備及び環境美化、「面」としての視対象に含まれる森林の景観整備等の森林景観対策を進めていくものとする。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (1) -2 整備技術指針 (抜粋)

第1 施設の配置の考え方

(1) 利用者の望ましい体験活動を念頭におき、想定される利用形態、利用の動向、利用者の年齢・体力等と設置後の維持管理の可能性に応じて、適切な種類、設置量、規模を決定すること。

(2) 自然環境の保全との調和に十分配慮して過度の施設等の整備を回避し、慎重に個別位置を決定すること。

なお、遊歩道、標識類、トイレ等の基礎的な施設については、利用者のニーズに応じてその充実を図ること。

(3) 設置する施設の隠蔽等の工夫により、周囲の景観との調和に配慮すること。

(4) 利用者の安全を確保するため、崩壊、地すべり、水害等の発生の恐れがない場所に設置すること。

(5) 体験活動の基本的なコンセプト(歩く、学ぶ、遊ぶ等)を念頭に、ソフト対策や安全対策と連動した一体的な整備に努めること。

第2 施設の整備技術の考え方

(1) 利用者の満足度を高めることを念頭におき、快適で安全・安心できる体験活動に資するよう整備すること。

(2) 施設の整備は、小規模なものであっても自然の改変を伴うため、立木竹の伐採や土地の形質変更は最小限度にとどめること。

(3) 多様で幅広い利用者層を念頭におき、それにふさわしい施設の整備を行うとともに、必要に応じてユニバーサルデザインを導入すること。

(4) 周囲の景観との調和を図るため、施設の形態、意匠に十分考慮すること。また、現地発生資材を積極的に活用するとともに、地球温暖化の防止等の観点から、積極的な木材利用に努めること。

この場合、防腐剤の使用による自然環境への影響を十分考慮すること。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (1) -3 施設等の維持管理等に関するリフレッシュ対策要領 (抜粋)

第4 安全対策

森林管理局長は、利用者の多種多様な体験活動を念頭に置き、次の事項に留意して優れた森林空間内で利用者が安全で安心して活動するための 安全管理に関する措置を地域関係者と協働して進めていくも

のとする。

なお、別添3「レクリエーションの森」における安全対策指針に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする。

(1) (略)

(2) 施設管理者等による施設の点検・維持管理を行い、その結果を整理し保管すること。

(3)・(4) (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (1) -4 安全対策指針 (抜粋)

第2 事故防止措置

1 施設等点検の実施

森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、地域の実情に応じて、次により施設の状況を点検するものとする。

(1) 点検の実施者

点検に当たっては、次の者が連携又は役割分担をして、点検するものとする。

ア 森林管理署等、地元自治体、それ以外の施設設置・管理者及び施設を設置・管理している民間事業体等

イ 協議会が設置されている場合には、協議会構成員及び森林管理署等

(2) (略)

(3) 点検の対象

ア 林道、遊歩道、木道、休憩施設、トイレ、標識類等の施設

イ 施設に隣接する森林内にあって、施設又は施設利用者に対し被害を及ぼすおそれのある枯損木及び枯枝等

ウ その他落石、崩壊等の発生地及びそのおそれのある箇所の把握

(4)・(5) (略)

2 点検結果に基づく事故防止措置の実施

森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、上記1の点検結果等現地の実態を踏まえ、別紙3「施設等点検のフローチャート」を参考に事故防止措置を講ずるものとする。

(1) 事故防止措置

ア 点検により異常があると認めた場合には、注意警告、ロープ等による当面の利用禁止措置を講ずること。

イ アの措置後、必要に応じ専門家を含め、再点検を行った結果、応急措置により利用可能であるものを除き、利用禁止措置を継続すること。

ウ 利用禁止措置を継続している場合には、施設設置・管理者が中心となって改善方法の検討を行い、施設等の「修繕」、「更新」、「廃止・撤去」を判断すること。

エ (略)

(2) (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (1) -5 国有林野の貸付け等に関する規定 (抜粋)

○ 管理経営法

(国有林野の貸付け、売払い等)

第七条 第二条第一項第一号の国有林野は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用(収益を含む。以下同じ。)させることができる。

一 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。

二～五 (略)

2 (略)

(無償貸付け等)

第八条の二 農林水産大臣は、国有林野を次に掲げる施設の用に供するため、地方公共団体、水害予防組合、水害予防組合連合、土地改良区、土地改良区連合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会及び水産業協同組合 に対し貸し付け、又は使用させるときは、政令の定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を、無償とし、又は時価よりも低く定めることができる。

一～四 (略)

五 その他公用、公共用又は公益事業の用に供する施設で政令で定めるもの

2 (略)

○ 国有林野の管理経営に関する法律施行令 (昭和 29 年政令第 121 号)

(無償貸付け等)

第四条 法第八条の二第一項の規定による国有林野の貸付け又は使用の対価は、次条第一号から第三号までに掲げる施設の用に供する場合及び法第八条の二第二項において準用する国有財産法 (昭和二十三年法律第七十三号) 第二十二条第二項に規定する場合における貸付け又は使用については、時価からその七割以内を減額した価額とし、その他の貸付け又は使用については、無償とする。

(公用、公共用施設等)

第五条 法第八条の二第一項第五号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体の設置する避難小屋、展望台その他の公衆の福祉及び厚生のための施設

○ 国有財産法

(処分等の制限)

第十八条

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

○ 貸付け等取扱い通達

第 2 国有林野の貸付け及び使用の方針

2 用途

(1) 国有林野の貸付け又は使用は、原則として次に掲げる場合に行うものとする。

ア、イ (略)

ウ 「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領」(昭和 48 年 9 月 26 日付け林野管第 173 号林野庁長官通知) の第 2 及び「森林空間総合利用整備事業実施要領」(昭和 62 年 2 月 9 日付け 62 林野業二第 27 号林野庁長官通知) の第 4 の定めるところにより作成した 管理経営方針書 (以下「レクリエーションの森管理経営方針書」という。) に基づき設置する施設 (以下「レクリエーションの森施設」という。) の用に供する場合

(2) (略)

3 運用方針

(1) 国有林野を貸し付け又は使用させる場合は、原則として法第 7 条の規定に基づき契約により行うものとする。ただし、法令により現状の変更について規制のある保安林、自然公園内の特別地域等に指定されている場合、レクリエーションの森施設の用に供される場合及び将来付属地として使用が見込まれる場合その他私権を設定することが適当でない場合にあっては、財産法第 18 条第 6 項の規定に基づき許可により行うものとする。

(当局注) 法：管理経営法、財産法：国有財産法

(2) (1) のただし書の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、法第 7 条の規定に基づき契約により国有林野を貸し付け又は使用させるものとする。

ア・イ (略)

ウ 公用又は公共用に供する場合

エ (略)

(3) (略)

(4) 国有林野を貸し付け又は使用させる場合は、原則としてその対価を有償とし、かつ、減額しないものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、無償とし、又は減額することができることとするが、その場合であっても、営利を目的とし、又は利益をあげるものの用に供する場合（以下「営利用」という。）にあっては有償とする。

なお、この場合の「営利を目的とし」とは、経済的利益の獲得を目的とすることをいい、「利益をあげる」とは、営利を目的とすると否とにかかわらず結果として損益計算の場合において利益が計上されることをいうものとする。

(注)1 例えば、公共団体が当該施設の維持に必要な費用を賄う程度の使用料、入園料等を徴収しても、必ずしも当該施設の経営が営利を目的とするものとはならないことに留意する。

2、3 (略)

ア 法第8条の2第1項各号に掲げる施設の用に供する場合

国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和29年政令第121号。以下「令」という。）第5条第6号の「その他の公衆の福祉及び厚生のための施設」とは、地方公共団体が設置する遊歩道、登山道、公衆便所、停留所、指導標、防犯灯、救護施設、治山・砂防施設、治山・砂防施設に係る作業道（保安林等の適切な管理・保全等を推進するために使用する場合を含む。）及び災害防止施設（道路等の特定の施設の災害防止を目的とするものを除く。）をいう。

イ～キ (略)

(5)・(6) (略)

第3 法に基づく契約による貸付け又は使用

11 貸付契約書又は使用契約書

国有林野を貸し付け、又は使用させる場合は、…（中略）…別紙様式2及び別紙様式4を標準とし、…（中略）…契約書を作成するものとする。

(1)～(5) (略)

○ 「国有林野無償貸付契約書」の例

貸付者国（以下「甲」という。）と借受者〇〇市長〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有林野の貸付契約を締結し、その証として本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

（貸付物件の維持保全義務）

第10条 乙は、常に善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により甲の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 貸付物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。

(2) 貸付物件の形質を変更（指定された用途に供するために行う場合を除く。）すること。

(3)・(4) (略)

（災害等の防止義務）

第12条 乙は、貸付物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るとともに、貸付物件及びその周辺の国有林野（貸付物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び貸付物件の維持保全のための施設の設置を必要とする周辺の国有林野に限る。）についてその復旧、防止のための施設の設置、その他必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

4 乙は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

（安全確保義務）

第13条 乙は、第3条に定める用途が貸付物件又はこれに設置する施設（第4項において「貸付物件等」

という。)を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、貸付物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項に定める措置を講ずるとき(第10条から第12条までの定めに基づき、甲の承認を受ける場合を除く。)は、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4・5 (略)

○ 「国有林野使用許可書」により付された条件の例

(使用許可物件の維持保全義務)

第13条 事業者、常に善良な管理者としての注意をもって使用許可物件の維持保全に努めるものとし、やむを得ない事情により森林管理署長の承認を受けた場合を除き、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 使用許可物件に設置した施設の全部又は一部を廃止し、若しくは改築又は増築すること。

(2) 使用許可物件の形質を変更(指定された用途に供するために行う場合を除く。)すること。

(3)・(4) (略)

(当局注) 使用許可物件：使用を許可する物件(第1条)

(災害等の防止義務)

第15条 事業者は、使用許可物件及びその周辺の国有林野において土砂の崩壊又は流出、火災等の災害及び国の所有に所属する立木その他地上物件に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく森林管理署長に届け出るとともに、使用許可物件及びその周辺の国有林野(使用許可物件の形質変更等に起因して被害が発生し又は発生のおそれのある周辺の国有林野及び使用許可物件の維持保全のための施設の措置を必要とする周辺の国有林野に限る。)についてその復旧、防止のための施設の設置、その他適切な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

4 事業者は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

(安全確保義務)

第16条 事業者は、第2条に定める用途が使用許可物件又はこれに設置する施設(第4項において「使用許可物件等」という。)を第三者の利用に供することを目的とする場合には、その利用者の安全確保のため、使用許可物件又はその周辺の国有林野において、注意標識の設置、立入規制及び危険木の処理等、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項に定める措置を講ずるとき(第13条から第15条までの定めに基づき、森林管理署長の承認を受ける場合を除く。)は、森林管理署長の承認を受けなければならない。

3 事業者は、第1項に定める措置に要する費用をすべて負担しなければならない。

4・5 (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2- (1) - 6 安全確保の観点から改善を要する事例（遊歩道）

区分	No.	レクリエーションの森名	事例の概要	施設管理者	事例番号
①	1	明治の森箕面自然休養林	遊歩道（自然研究路 8 号線）の路肩が浸食により崩れ、通路が狭くなっている。また、当該箇所における利用禁止措置も不十分（下記【現地状況】に写真）	大阪府	箕面 1
	2	明治の森箕面自然休養林	遊歩道（自然研究路 7 号線）の土が流出し、路肩の崩落や路面の陥没し（4 か所）、安全な通行に支障	大阪府	箕面 2
	3	紀泉高原自然休養林	遊歩道（鳥取池一号線）の路盤を補強する木材が散逸し、路肩が崩落。木材を固定する釘も露出し危険	国	紀泉 1
②	4	明治の森箕面自然休養林	遊歩道（自然研究路 7 号線）沿いの安全柵が破損し（2 か所）、安全な通行に支障。利用禁止措置も不十分（下記【現地状況】に写真）	大阪府	箕面 3
	5	不動滝風致探勝林	遊歩道沿いの安全柵の根元を支える金具等が破損し（6 か所）、不安定。利用者が転落のおそれ。なお、利用者に対する「注意喚起」の表示あり	宍粟市	不動滝 1
	6	不動滝風致探勝林	遊歩道の曲がり角にある安全柵の根元が破損。柵に手をかけた利用者が転倒のおそれ。利用者に対する「注意喚起」の表示もなし	宍粟市	不動滝 2
	7	紀泉高原自然休養林	遊歩道（鳥取池一号線）沿いに張られたロープの支柱が脱落。また、立入禁止措置も不十分 <措置済み>	国	紀泉 2
③	8	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	遊歩道（奥島スカイ 2 号線）に路面が見えないほどシダ等が繁茂し、利用者の通行に支障	国	奥島 1
	9	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	遊歩道（奥島スカイ 3 号線）に倒木が覆い被さっており、利用者に危害を及ぼすおそれ（下記【現地状況】に写真）	国	奥島 2
	10	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	遊歩道（奥島スカイ 3 号線）に倒木が横たわっており、利用者の通行に支障	国	奥島 3
	11	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	遊歩道（奥島スカイ 3 号線）の上部斜面が崩落し、遊歩道に大量の土砂が流出。また倒木にも覆われ、利用者の通行に支障	国	奥島 4
	12	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	遊歩道（奥島スカイ 3 号線）に路面が見えないほどシダ等が繁茂し、利用者の通行に支障	国	奥島 5
	13	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	遊歩道（奥島スカイ 3 号線）に繁茂した草木が覆い被さっており、利用者の通行に支障	国	奥島 6
	14	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	遊歩道（奥島スカイ 3 号線）の別の箇所にも同様に、複数の倒木が横たわっており、利用者の通行に支障	国	奥島 7
	15	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	遊歩道（奥島スカイ 3 号線）の別の箇所にも同様に、複数の倒木が横たわっており、利用者の通行に支障	国	奥島 8
	16	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	遊歩道（奥島スカイ 3 号線）の別の箇所にも同様に、路面が見えないほどシダ等が繁茂し、利用者の通行に支障（下記【現地状況】に写真）	国	奥島 9
	17	近江湖南アルプス自然休養林	遊歩道（野営場 2 号線）に倒木が横たわっており、利用者の通行に支障	国	奥島 10

	(奥島地区)				
18	近江湖南アルプス自然休養林(奥島地区)	遊歩道(野営場2号線)に路面が見えないほどシダ等が繁茂し、利用者の通行に支障	国	奥島11	
19	近江湖南アルプス自然休養林(奥島地区)	遊歩道(宮ヶ浜線)に折れた木の枝が垂れ下がっており、利用者の通行に支障	国	奥島12	
20	近江湖南アルプス自然休養林(奥島地区)	遊歩道(宮ヶ浜線)に倒木が覆い被さっており、利用者に危害を及ぼすおそれ	国	奥島13	
21	近江湖南アルプス自然休養林(奥島地区)	遊歩道(宮ヶ浜線)に倒木が横たわっており、利用者の通行に支障	国	奥島14	
22	近江湖南アルプス自然休養林(奥島地区)	遊歩道(奥島スカイ3号線)の路面に、鉄製の杭(階段の横木の固定用。ただし、横木は朽ちて消失)が露出し、利用者の通行に支障	国	奥島15	
23	近江湖南アルプス自然休養林(一丈野地区)	遊歩道(天狗岩山線)に倒木が横たわっており、利用者の通行に支障	国	一丈野1	
24	近江湖南アルプス自然休養林(一丈野地区)	遊歩道(天狗岩山線)の路面が見えないほどシダ等が繁茂し、利用者の通行に支障	国	一丈野2	
25	明治の森箕面自然休養林	遊歩道(箕面林道)に倒木が覆い被さっており、利用者に危害を及ぼすおそれ <措置済み>	国	箕面4	
26	明治の森箕面自然休養林	遊歩道(自然研究路4号線)に倒木が覆い被さっており、利用者に危害を及ぼすおそれ <措置済み>	大阪府	箕面5	
27	宝塚自然休養林	遊歩道(東尾根コース)に雑草が繁茂しており、利用者の通行に支障	国	宝塚1	
28	宝塚自然休養林	遊歩道(外周線)に倒木が覆い被さっており、利用者に危害を及ぼすおそれ <措置済み>	国	宝塚2	
29	宝塚自然休養林	遊歩道(外周線)に複数の倒木が横たわっており、利用者の通行に支障 <措置済み> (下記【現地の状況】に写真)	国	宝塚3	
30	宝塚自然休養林	遊歩道(外周線)に倒木が覆い被さっており、利用者に危害を及ぼすおそれ <措置済み>	国	宝塚4	
31	宝塚自然休養林	遊歩道(外周線)に倒木が横たわっており、利用者の通行に支障 <措置済み>	国	宝塚5	
32	紀泉高原自然休養林	遊歩道(鳥取池1号線)の上部斜面が崩落し、遊歩道に大量の土砂等が流出し、滑りやすくなっており、利用者が転落等するおそれ <措置済み> (下記【現地の状況】に写真)	国	紀泉3	
33	紀泉高原自然休養林	遊歩道(行者堂線)に倒木が覆い被さっており、利用者に危害を及ぼすおそれ <措置済み>	国	紀泉4	
34	紀泉高原自然休養林	遊歩道(鳥取池1号線)に倒木が横たわっており、利用者の通行に支障 <措置済み>	国	紀泉5	
35	紀泉高原自然休養林	遊歩道(娘地藏線)に倒木が横たわっており、利用者の通行に支障 <措置済み>	国	紀泉6	
④	36	近江湖南アルプス自然休養林(奥島地区)	通行に支障のある遊歩道(奥島スカイ3号線)に続く分岐点に、通行止め措置や危険情報の提供なし。利用者に危害を及ぼすおそれ	国	奥島16

	37 明治の森箕面自然休養林	落石により「通行止め」となっている遊歩道（自然研究路2号線）に続く分岐点で、ロープによる通行止め措置は行われているものの、落石に関する危険情報が案内板により提供されていない。 <措置済み>	大阪府	箕面6
--	----------------	---	-----	-----

- (注) 1 当局及び3事務所の調査結果による。
 2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。
 3 「事例表番号」は、別添「事例集」に掲載の事例表に対応している。

【現地の状況（主な事例）】

No. 1 遊歩道の崩落した路肩



No. 4 遊歩道の破損した安全柵



No. 9 遊歩道に覆い被さった倒木



No. 16 繁茂したシダ等に覆われた遊歩道



No. 29 遊歩道に横たわる複数の倒木



No. 32 土砂等に覆われた遊歩道



(注) 写真の「No」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

図表 2- (1) -7 安全確保の観点から改善を要する事例（吸い殻入れ）

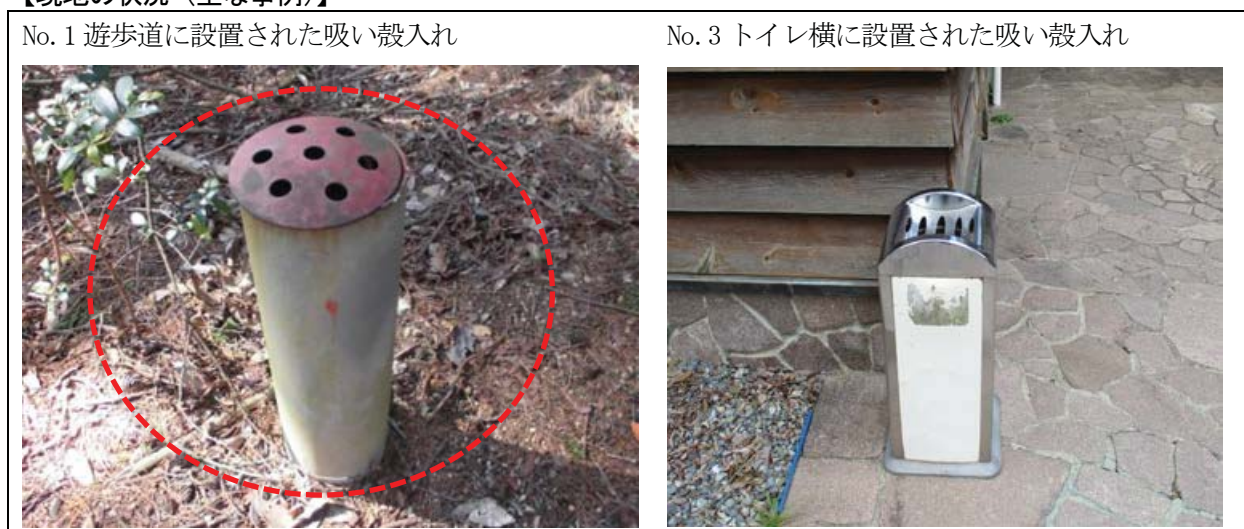
No.	レクリエーションの森名	事例の概要	施設管理者	事例表番号
1	明治の森箕面自然休養林	遊歩道（自然研究路 4 号線）に吸殻入れが設置。使用されており、山火事につながりかねない （下記【現地状況】に写真）	大阪府	箕面 7
2	明治の森箕面自然休養林	遊歩道（東海自然歩道）に吸殻入れが設置。使用されており、山火事につながりかねない	大阪府	箕面 8
3	明治の森箕面自然休養林	公園内（エキスポ 90 米のお記念の森）のトイレ横に吸殻入れが設置。使用されており、山火事につながりかねない （下記【現地状況】に写真）	大阪府	箕面 9

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。

3 「事例表番号」は、別添「事例集」に掲載の事例表に対応している。

【現地状況（主な事例）】



(注) 写真の「No」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

図表 2- (1) -8 利便確保の観点から改善を要する事例（休憩施設）

区分	No.	レクリエーションの森名	事例の概要	施設管理者	事例表番号
①	1	宝塚自然休養林	夫婦岩園地に設置の木製ベンチやテーブルが老朽化により破損し、使用不能のまま放置 （下記【現地状況】に写真）	国	宝塚 6
	2	宝塚自然休養林	奥の院西園地に設置の木製ベンチ等が老朽化により破損し、一部使用不能	宝塚市	宝塚 7
②	3	明治の森箕面自然休養林	勝尾寺園地のイベント広場内に設置の木製ベンチが老朽化し、ひび割れやコケが一面に覆っており、使用が困難 （下記【現地状況】に写真）	国	箕面 10
	4	明治の森箕面自然休養林	遊歩道（自然研究路 4 号線）に設置の木製ベンチが土砂の堆積により埋没し、使用が困難	大阪府	箕面 11

(注) 1 当局及び兵庫行政評価事務所の調査結果による。

2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。

3 「事例表番号」は、別添「事例集」に掲載の事例表に対応している。

【現地の状況（主な事例）】

No. 1 老朽化し破損したままのテーブル及びベンチ No. 3 老朽化しコケが覆ったベンチ



(注) 写真の「No」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

図表 2- (1) -9 利便確保の観点から改善を要する事例（車いす使用者用トイレ）

No.	レクリエーションの森名	事例の概要	施設管理者	事例表番号
1	明治の森箕面自然休養林	勝尾寺園地の車いす使用者用トイレ内の幼児用便器の便座が破損し、利用できない状態のまま放置 <措置済み> (下記【現地の状況】に写真)	国	箕面 12

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。
 3 「事例表番号」は、別添「事例集」に掲載の事例表に対応している。

【現地の状況】

No. 1 便座が破損したままの幼児用便器



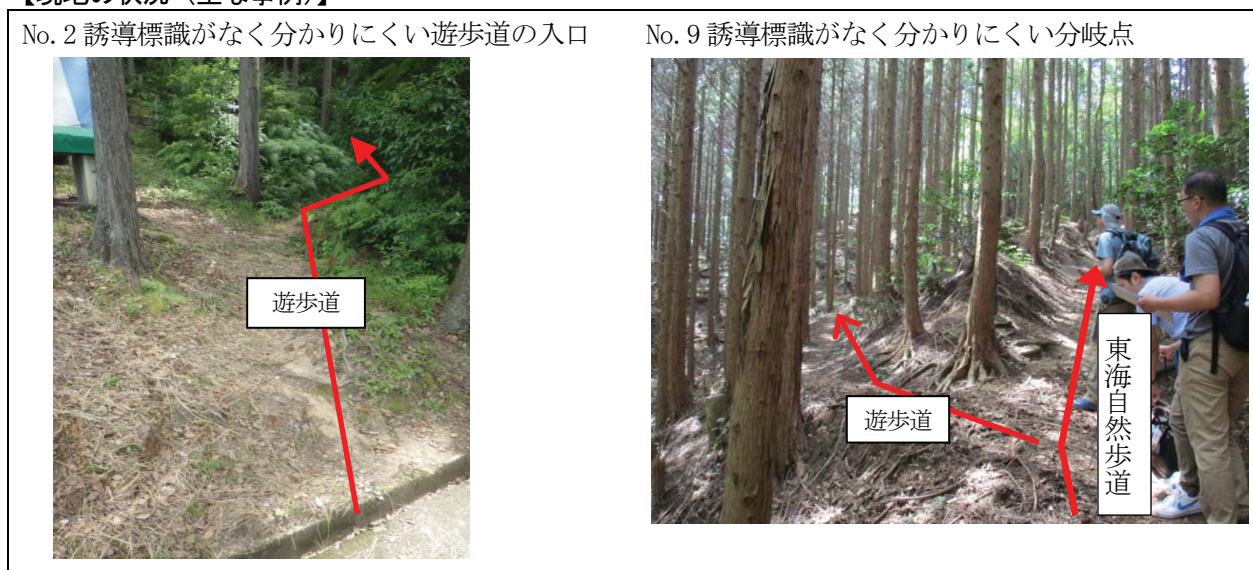
図表 2- (1) -10 現地での適切な情報提供の観点から改善を要する事例（誘導標識の未設置）

区分	No.	レクリエーションの森名	事例の概要	施設管理者	事例表番号
① 入口	1	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)	遊歩道 (野営場 2 号線) への入口に誘導標識が設置されておらず、その上、草木も繁茂しているため、利用者は、入口が分かりにくい。	国	奥島 17
	2	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)	遊歩道 (宮ヶ浜線) への入口に誘導標識が設置されておらず、利用者は、入口が分かりにくい。 (下記【現地の状況】に写真)	国	奥島 18
	3	宝塚自然休養林	遊歩道 (奥の院西園地線) から遊歩道 (外周線) への入口に設置の誘導標識が倒れたままとなっているため、利用者は、外周線への入口が分かりにくい。	国	宝塚 8

	4	宝塚自然休養林	遊歩道（奥の院西園地線）から遊歩道（奥の院線）への入口に誘導標識が設置されておらず、利用者は、奥の院線への入口が分かりにくい。	国	宝塚 9
② 分 岐 点	5	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）	遊歩道（天狗岩山線）と行き先不明の道の分岐点に誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれ	国	一丈野 3
	6	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）	遊歩道（天狗岩山線）と行き先不明の道の分岐点に誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれ	国	一丈野 4
	7	明治の森箕面自然休養林	遊歩道（東海自然歩道）と歩道の分岐点に誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれ	大阪府	箕面 13
	8	明治の森箕面自然休養林	遊歩道（東海自然歩道）と歩道の分岐点に誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれ （下記【現地の状況】に写真）	大阪府	箕面 14
	9	宝塚自然休養林	遊歩道（足洗川線）と遊歩道（夫婦岩 1 号線）の分岐点に誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれ	国	宝塚 10
	10	宝塚自然休養林	遊歩道（夫婦岩 2 号線）が 2 つに分かれる地点に誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれ	国	宝塚 11
	11	宝塚自然休養林	遊歩道（夫婦岩中央線）と中央展望所へ至る遊歩道の分岐点に誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれ	国	宝塚 12
	12	宝塚自然休養林	遊歩道（外周線）と住宅街へ向かう遊歩道の分岐点に誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれ	国	宝塚 13
	13	宝塚自然休養林	遊歩道（外周線）と民有地へ向かう遊歩道の分岐点に誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれ	国	宝塚 14
	14	不動滝風致探勝林	遊歩道の分岐点に設置された誘導標識が一方向しか示しておらず、利用者が迷うおそれ	宍粟市	不動滝 3
	15	紀泉高原自然休養林	遊歩道（娘地藏線）の分岐点に誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれ	国	紀泉 7

- (注) 1 当局及び3事務所の調査結果による。
2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。
3 「事例番号」は、別添「事例集」に掲載の事例表に対応している。

【現地の状況（主な事例）】



(注) 写真の「No」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

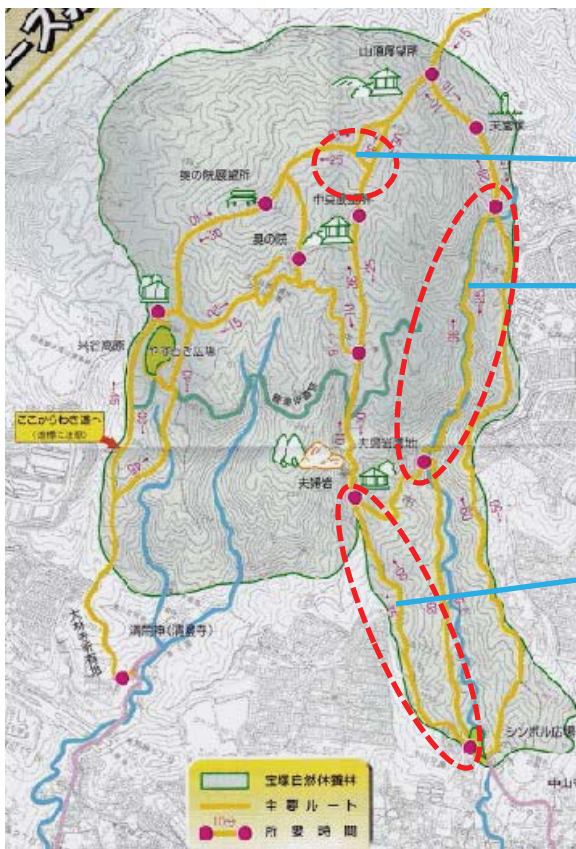
図表 2- (1) -11 現地での適切な情報提供の観点から改善を要する事例（現況と異なる案内標識）

区分	No.	レクリエーションの森名	事例の概要	施設管理者	事例番号
①	1	宝塚自然休養林	利用者等に一般配布されているコース図と、遊歩道等に設置の案内標識（案内図）のコース図とが相違し、利用者が迷うおそれ（下記【現地の状況】に写真）	国	宝塚 15
②	2	紀泉高原自然休養林	廃止された紀泉高原キャンプ場が複数の案内標識（案内図）に記載されたまま。利用者が誤解するおそれ（下記【現地の状況】に写真）	国	紀泉 8
	3	紀泉高原自然休養林	実際には設置されていない広場が、複数の案内標識（案内図）に記載。利用者が誤解するおそれ	国	紀泉 9
	4	紀泉高原自然休養林	遊歩道（学習の森線）に設置の休憩施設が、案内標識（案内図）に記載されておらず。利用者が誤解するおそれ	国	紀泉 10

(注) 1 兵庫行政評価事務所及び和歌山行政評価事務所の調査結果による。
 2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。
 3 「事例番号」は、別添「事例集」に掲載の事例表に対応している。

【現地の状況（主な事例）】

No. 1 一般配布されているコース図



現地の案内標識（赤円内に道の記載がない）



No. 2 廃止されたキャンプ場が表示された案内標識



(注) 写真の「No」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

図表 2- (1) -12 現地での適切な情報提供の観点から改善を要する事例 (標識類)

区分	No.	レクリエーションの森名	事例の概要	施設管理者	事例番号
①	1	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)	遊歩道 (奥島スカイ 2 号線) の入口に設置の注意標識 (ゴミ、たばこ、トイレに関する啓発) が倒伏したまま放置。機能を果たさず	国	奥島 19
	2	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)	遊歩道 (オサワ谷線) の入口に設置の注意標識 (ゴミ、たばこ、トイレに関する啓発) が落下したまま放置。機能を果たさず	国	奥島 20
	3	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)	遊歩道 (宮ヶ浜線) の入口に設置の注意標識 (ゴミ、たばこ、トイレに関する啓発) が落下したまま放置。機能を果たさず	国	奥島 21
	4	明治の森箕面自然休養林	遊歩道 (自然研究路 2 号線) の案内標識 (案内図) が木枠から外れ、地面に放置。機能を果たさず (下記【現地の状況】に写真)	国	箕面 15
	5	宝塚自然休養林	シンボル広場に設置の案内標識 (案内図) の文字が判読困難。機能を果たさず	国	宝塚 16
	6	宝塚自然休養林	遊歩道 (外周線) の分岐点に設置の誘導標識が消失し、利用者が迷うおそれ	国	宝塚 17
	7	宝塚自然休養林	夫婦岩園地に設置の案内標識 (展望案内板) の文字が消失し、判読不能。機能を果たさず	国	宝塚 18
	8	宝塚自然休養林	遊歩道 (奥の院西園地線) に設置の誘導標識の文字が消失し、利用者が迷うおそれ	国	宝塚 19
	9	宝塚自然休養林	中山寺奥の院の入口に設置の案内標識 (案内図) の文字等が消失し、判読不能。機能を果たさず	国	宝塚 20
	10	宝塚自然休養林	中央展望所付近に設置の案内標識 (案内図) の文字が消失し、判読困難。機能を果たさず	国	宝塚 21
	11	宝塚自然休養林	遊歩道 (外周線) に設置の誘導標識の一方向だけが消失し、利用者が行き先を確認できず。迷うおそれ	国	宝塚 22
	12	宝塚自然休養林	山頂展望所近くの遊歩道の分岐点に設置の誘導標識の文字が消失し、利用者が迷うおそれ (下記【現地の状況】に写真)	国	宝塚 23
	13	紀泉高原自然休	遊歩道 (大福俎石線) に設置の案内標識 (案内図) が	国	紀泉 11

		養林	倒伏したまま放置。機能を果たさず。 <措置済み>		
	14	紀泉高原自然休養林	遊歩道（学習の森線）に設置の誘導標識に、利用者が勝手にビニールテープを巻きつけ「危険」と手書き。遊歩道の利用者が誤解するおそれ <一部措置済み>	国	紀泉 12
②	15	明治の森箕面自然休養林	遊歩道（東海自然歩道）に設置の案内標識（案内図）の掲載内容が古く、機能を果たさず。 （下記【現地の状況】に写真）	国	箕面 16
	16	明治の森箕面自然休養林	遊歩道（東海自然歩道）に設置の案内標識（案内図）の掲載内容が古く、機能を果たさず。	国	箕面 17
	17	明治の森箕面自然休養林	清水谷園地付近に設置の案内標識（案内図）の掲載内容が古く、機能を果たさず。	国	箕面 18
	18	紀泉高原自然休養林	案内標識（案内図）に「歩道は目的に応じて色分け」と記載。しかし、「目的」に関する解説がなく、色分けの意味なし。利用者が混乱するおそれ	国	紀泉 13
	19	紀泉高原自然休養林	誘導標識に既に廃止された紀泉高原キャンプ場の方向が記載されたままとなっている。利用者が迷うおそれ	国	紀泉 14
③	20	紀泉高原自然休養林	遊歩道（大福俎石線）に管理者不明の誘導標識が設置。誘導に従って進むと、険しい道となり、利用者に危害を及ぼすおそれ。（下記【現地の状況】に写真）	不明	紀泉 15

- (注) 1 当局及び3事務所の調査結果による。
 2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。
 3 「事例表番号」は、別添「事例集」に掲載の事例表に対応している。

【現地の状況（主な事例）】

No. 4 木枠から外れている案内標識



No. 12 文字が消失した分岐点の誘導標識



No. 15 情報が古いままの案内標識



No. 20 管理者不明の誘導標識



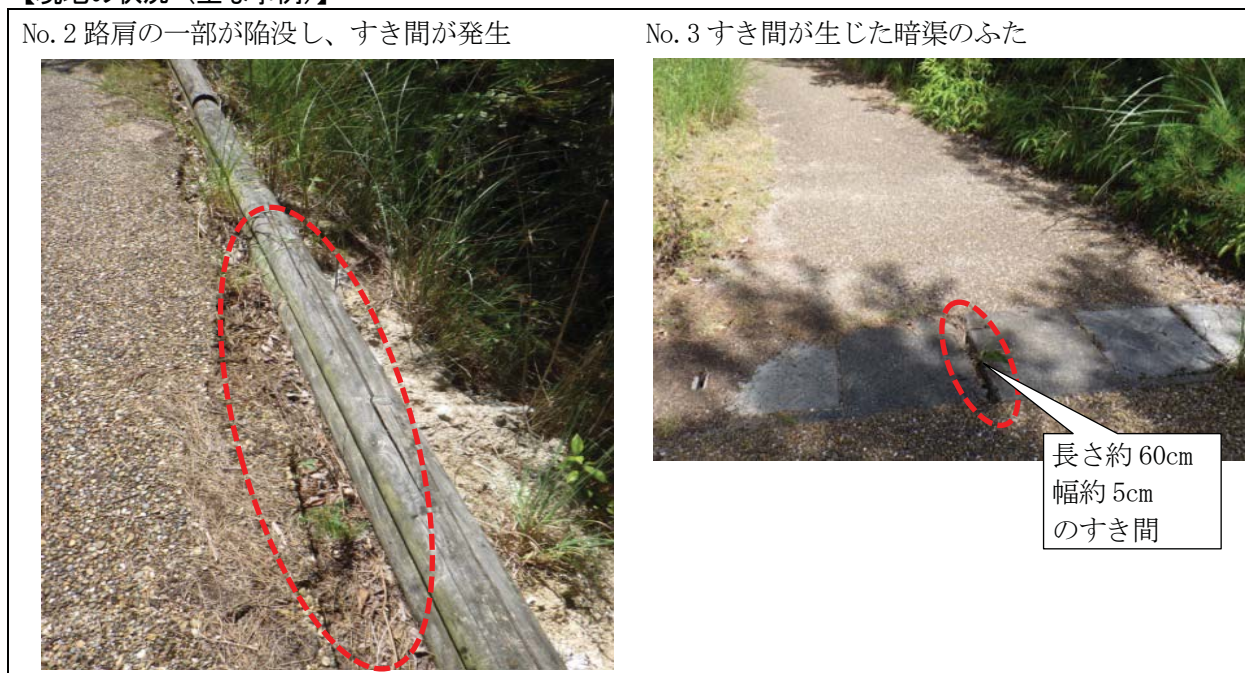
(注) 写真の「No」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

図表 2- (1) -13 バリアフリーの機能確保の観点から改善を要する事例（遊歩道）

区分	No.	レクリエーションの森名	事例の概要	施設管理者	事例番号
i)	1	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）	ユニバーサルデザインを導入して車いすやベビーカーで散策できるよう設計された遊歩道（たまみずきの道）に、車いす等の脱輪等防止のための「立ち上がり」（注）が設置されていない箇所があり、車いす等が転落するおそれ （注） 水平な路面に対し垂直に設置（現地では丸太を使用）することにより、脱輪や転倒等を防止する役割	国	一丈野 5
	2	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）	遊歩道（たまみずきの道）の路肩の一部が陥没し、すき間が生じて「立ち上がり」が機能せず。車いすやベビーカーが転落等するおそれ（下記【現地の状況】に写真）	国	一丈野 6
ii)	3	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）	遊歩道（たまみずきの道）の暗渠のふたの間にすき間。車いすやベビーカーが脱輪するおそれ（下記【現地の状況】に写真）	国	一丈野 7
iii)	4	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）	遊歩道（たまみずきの道）に草が繁茂し、車いすやベビーカーの通行に支障	国	一丈野 8

- (注) 1 京都行政評価事務所の調査結果による。
 2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。
 3 「事例番号」は、別添「事例集」に掲載の事例表に対応している。

【現地の状況（主な事例）】



(注) 写真の「No」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

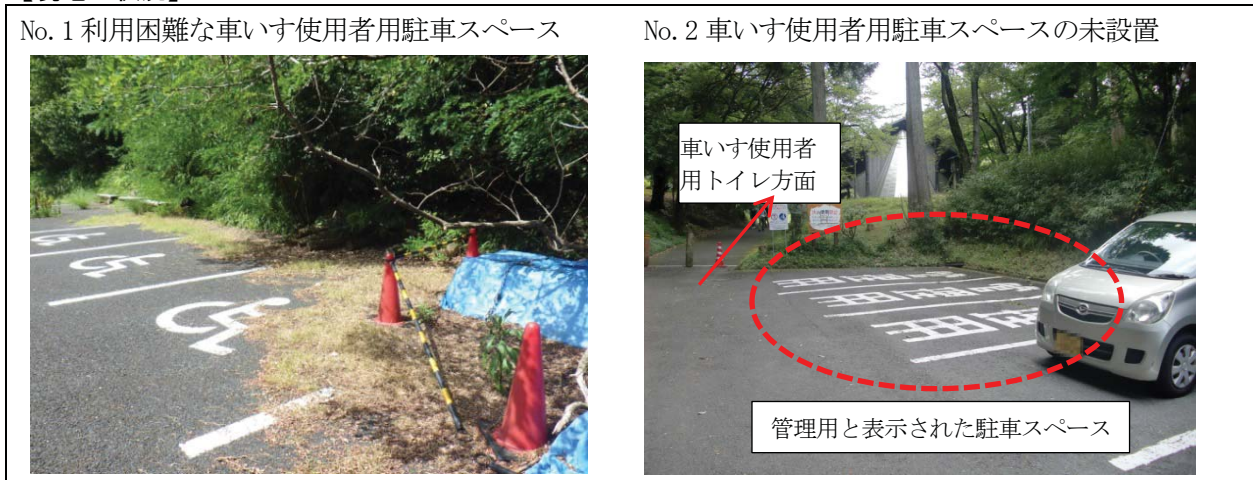
図表 2- (1) -14 バリアフリーの機能確保の観点から改善を要する事例（駐車場）

区分	No.	レクリエーションの森名	事例の概要	施設管理者	事例番号
①	1	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）	ユニバーサルデザインを導入して車いすやベビーカーで散策できるよう設計された遊歩道（たまみずきの道）の入口の駐車場には、車いす利用者用の駐車スペース	国	一丈野 9

			あり。しかし、資材が放置されたままなど、利用困難 (下記【現地の状況】に写真)		
②	2	明治の森箕面自然休養林	勝尾寺園地には、車いす使用者用トイレが設置されているものの、近くの駐車場には車いす使用者用の駐車スペースなし。(下記【現地の状況】に写真)	国	箕面 19

- (注) 1 当局及び京都行政評価事務所の調査結果による。
 2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。
 3 「事例表番号」は、別添「事例集」に掲載の事例表に対応している。

【現地の状況】



(注) 写真の「No」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

図表 2- (1) -15 眺望ポイントの設定見直し等を要する事例

区分	No.	レクリエーションの森名	事例の概要	施設管理者	事例表番号
(ア)	1	近江湖南アルプス自然休養林(一丈野地区)	遊歩道(たまみずきの道)に設置された眺望ポイント周辺に樹木が繁茂して視界をさえぎり、景観が望めない。	国	一丈野 10
	2	明治の森箕面自然休養林	遊歩道(自然研究路 5 号線)に設置された眺望ビューポイント周辺に樹木が繁茂して視界をさえぎり、景観が望めない。(下記【現地の状況】に写真)	大阪府	箕面 20
(イ)	3	宝塚自然休養林	奥の院裏展望所の周囲に樹木が繁茂して視界をさえぎり、景観が望めない。	国	宝塚 24
	4	宝塚自然休養林	中央展望所の周囲に樹木が繁茂して視界をさえぎり、景観が望めない。(下記【現地の状況】に写真)	国	宝塚 25
	5	宝塚自然休養林	山頂展望所の周囲に樹木が繁茂して視界をさえぎり、景観が望めない。	国	宝塚 26

- (注) 1 当局並びに京都行政評価事務所及び兵庫行政評価事務所の調査結果による。
 2 「施設管理者」は、事例に係る施設の管理者をいう。
 3 「事例表番号」は、別添「事例集」に掲載の事例表に対応している。

【現地状況（主な事例）】



(注) 写真の「No」は、上記の表に掲載の事例に対応している。

図表 2- (1) -16 レクリエーションの森関係予算の推移（近畿中国森林管理局）（単位：円）

森林管理局署等名	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
近畿中国森林管理局	27,763,000	27,368,000	14,382,000	15,601,000	10,583,352
うち近畿地方分計	12,598,000	15,053,000	8,444,000	9,420,000	8,147,199
福井森林管理署	1,545,000	41,000	1,006,000	659,000	44,064
滋賀森林管理署	333,000	642,000	1,464,000	1,568,000	2,553,999
京都大阪森林管理事務所	7,028,000	4,282,000	3,064,000	1,903,000	1,548,068
兵庫森林管理署	3,219,000	8,624,000	2,127,000	2,699,000	1,680,468
奈良森林管理事務所	473,000	1,364,000	481,000	1,057,000	0
和歌山森林管理署	0	100,000	302,000	1,534,000	2,320,600

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 森林管理署等の予算額は、近畿中国森林管理局の内数である。
 3 近畿中国森林管理局の予算額は同局管内分の総額であり、近畿地方以外の森林管理局署等分を含む。

(2) 点検結果の適切な整理・保管

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>リフレッシュ対策要領では、レクリエーションの森に整備された施設に係る安全対策について、「森林管理局長は、利用者の多種多様な体験活動を念頭に置き、次の事項に留意して優れた森林空間内で利用者が安全で安心して活動するための安全管理に関する措置を地域関係者と協働して進めていくものとする。なお、別添3「レクリエーションの森」における安全対策指針」に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする」とされ、「次の事項」として、「施設管理者等による施設の点検・維持管理を行い、その結果を整理し保管すること」とされている（同要領第4本文及び(2)）。</p> <p>これを受けて、安全対策指針では、点検方法について、「点検は、別紙1「施設等点検表」及び別紙2「施設等点検表別表」を活用し、目視等により行うこと」とされており（同指針第2の1(4)）、別紙1「施設等点検表」では、「①点検日、②点検者氏名、③施設名、④場所、⑤点検結果・措置経過等、⑥措置完了月日」等を、また、別紙2「施設等点検表別表」では、「①施設名、②設置箇所、③調査年月日、④破損等内容、⑤補修方法、⑥補修内容、⑦補修完了日」等をそれぞれ記載することとされている。</p> <p>また、同指針では、「森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、上記1の点検結果等現地の実態を踏まえ、別紙3「施設等点検のフローチャート」を参考に事故防止措置を講ずる」とこととされ（同指針第2）、同フローチャートにおいても、「異常が認められない場合についても点検記録を残すこと」及び「措置した安全対策事項について記録・保存」することが求められており、点検結果の整理・保管が施設の適切な維持管理の基本となる。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回調査した、滋賀森林管理署、京都大阪森林管理事務所、兵庫森林管理署及び和歌山森林管理署（以下「調査対象森林管理署等」という。）においては、レクリエーションの森内の施設について、森林官が国有林野における境界確認や盗伐防止等のために行う「巡視」や各種の施業に併せ、これら施設についても点検を行っているとしている。</p> <p>しかし、調査対象森林管理署等は、これらの巡視結果について、「森林パトロール実施報告書の作成について」（昭和62年9月14日付け大阪営林局総務部長通知）に基づき、「森林パトロール日誌」（以下「日誌」という。）を作成することとどまり、リフレッシュ対策要領（林野庁長官通達）に基づく上記の「施設等点検表」及び「施設等点検表別表」を作成していない。</p> <p>なお、日誌には、巡視日、天気、パトロール員、巡視区域とともに、特記事項として、①森林被害に関する事項、②境界に関する事項、③高山植物の保護等、④その他の事項を記載することとどまり、レクリエーションの森の施設の点検結果を記載</p>	<p>図表2-(1)-3 (再掲)</p> <p>図表2-(2)-1 図表2-(2)-2 図表2-(2)-3</p> <p>図表2-(2)-4 図表2-(2)-5</p> <p>図表2-(2)-6</p>

<p>する欄は設けられていない。</p> <p>当局及び3事務所が、調査対象としたレクリエーションの森10か所について、調査対象森林管理署等により作成された日誌の記載状況を調査した結果、危険木や落石などの支障事象について、「危険木を処理」、「蜂対策を実施」、「落石の除去」などと即時に処理した状況を確認できる記載がある一方、「歩道の危険箇所を確認」、「落石あり後日処理予定」などと記載された事項について、具体的な処理状況を後日の日誌に記載していないなど支障事象への対応等の進捗管理が適切に行われておらず、どのような対応等がとられたか確認もできない状況であった。</p> <p>また、日誌では、トイレや休憩所等の施設で「異常が認められない施設」に関する点検状況やその結果が確認できない状況であった。</p> <p>以上のとおり、調査対象森林管理署等は、レクリエーションの森内の施設の点検結果や措置状況等について、リフレッシュ対策要領に基づき、適切に整理・保管していない状況がみられる。</p> <p>これらの原因は、森林管理署等において、国有林野における巡視及びその結果に基づく日誌の作成が優先され、リフレッシュ対策要領の趣旨や規定等を十分理解していないことによるものとみられる。しかし、点検結果や措置状況等の記録が残されていない現状では、担当森林官以外は詳細を承知していないため、同人が不在の場合や人事異動があった場合などに、経緯や関係機関との連絡調整等の状況を正確に引き継ぐことができず、点検結果等に基づき改善が必要な施設等の計画的かつ適切な維持管理に支障が生じかねない。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、近畿中国森林管理局は、レクリエーションの森内の施設の計画的かつ適切な維持管理の促進を図る観点から、管内の森林管理署等に対して、リフレッシュ対策要領に基づき、「施設等点検表」及び「施設等点検表別表」を作成し、点検結果等を整理・保管させる必要がある。</p>	<p>図表2-(2)-7</p>
---	------------------

図表 2-(2)-1 安全対策指針（抜粋）

第2 事故防止措置
 1 施設等点検の実施
 森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、地域の実情に応じて、次により施設の状況を点検するものとする。
 (1)～(3) (略)
 (4) 点検方法
 点検は、別紙1「施設等点検表」、別紙2「施設等点検表別表」を活用し、目視等により行うこと。
 (5) (略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-2 安全対策指針の「別紙1」施設等点検表

施設等点検表（記載例）

〇〇(「レクリエーションの森」名称)		点検日	平成 年 月 日		
		点検者氏名	〇〇 〇〇		

番号	施設名	場所	点検結果	点検結果・経過措置等	措置完了 月 日	施設等点検 記録別表へ の記載
11	あずまや	〇〇林班 〇〇小班	○		年 月 日	
	〇〇歩道〇〇号線		△	一部決壊、進入禁止ロープ及び看板で注意喚起	年 月 日	
3	〇〇トイレ		×	ドア窓ガラス破損、工務店へ修理依頼	年 月 日	○
...	年 月 日	
					年 月 日	

(注)1 点検結果記入欄：異常なし=○、経過観察・要小修繕=△、故障・不安全=×

2 番号は、施設管理所在位置等の確認を容易にするための措置として、施設に付されている施設番号に一致させる。ただし、遊歩道、枯損木等樹木については、おおよその位置関係を記すこととし番号は付さない。

(注) 安全対策指針から転載した。

図表 2-(2)-3 安全対策指針の「別紙 2」施設等点検表別表

施設等点検表別表			
「レクリエーションの森」の名称			
施設名			
設置箇所			
調査年月日	平成 年 月 日	点検者氏名	
破損等内容	破損等箇所		
	具体的な破損等内容（破損等の原因・状態等）		
補修方法			
補修内容	補修期間・日		
	担当者氏名		
	補修等委託先		
	具体的な補修内容		
	使用材料		
	補修費		
補修完了日	平成 年 月 日	完了確認者氏名	
摘 要			

(注) 安全対策指針から転載した。

図表 2-(2)-4 安全対策指針（抜粋）

<p>第 2 事故防止措置</p> <p>2 点検結果に基づく事故防止措置の実施</p> <p>森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、上記 1 の点検結果等現地の実態を踏まえ、別紙 3「施設等点検のフローチャート」を参考に事故防止措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 事故防止措置</p> <p>ア 点検により異常があると認めた場合には、注意警告、ロープ等による当面の利用禁止措置を講ずること。</p> <p>イ アの措置後、必要に応じ専門家を含め、再点検を行った結果、応急措置により利用可能であるものを除き、利用禁止措置を継続すること。</p> <p>ウ 利用禁止措置を継続している場合には、施設設置・管理者が中心となって改善方法の検討を行い、施設等の「修繕」、「更新」、「廃止・撤去」等を判断すること。</p> <p>エ ウの措置に当たって、施設等の設置・管理者は点検表等を活用し、点検及び措置結果を記録すること。</p> <p>また、当該施設等について、国が施設設置・管理者となっている場合には、財産台帳等所要の整理を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p>

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(2)-6 日誌様式

〇〇森林管理署・〇〇森林管理事務所・〇〇森林事務所									
年月日	天気	パトロール員	実施時間	巡視区域 国有林 官行造林 林班		特記事項（指導・処理内容等）			
						森林被害に関する事項	境界に関する事項	高山植物の保護等	その他の事項

(注) 近畿中国森林管理局の資料から転載した。

図表 2-(2)-7 日誌に記載されている支障箇所等の状況（平成 27 年度）

レクリエーションの森名	報告時期	日誌の記載内容
東山風景林	第1 四半 期	<ul style="list-style-type: none"> ・銀閣寺山の崩壊箇所を確認（銀閣寺山国有林） ・危険木を調査（大日山国有林） ・危険木及び越境木を調査（阿弥陀ヶ峯国有林） ・市から連絡があった歩道の危険箇所を確認（銀閣寺山国有林） ・苦情が出た箇所を補修（銀閣寺山国有林） ・通報があった危険箇所に表示（銀閣寺山国有林） ・倒木を処理し、危険木を調査（高台寺山国有林） ・危険木を調査（高台寺山国有林） ・危険木作業実施を確認（高台寺山国有林）
	第2 四半 期	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生点検により危険箇所の有無を確認（高台寺山国有林） ・歩道沿いの緊急性の高い危険木を処理（銀閣寺山国有林） ・危険木作業の完了確認（南禅寺山国有林） ・側溝の土砂除去（高台寺山国有林） ・伐採要請があった危険木を隣接者と確認（高台寺山国有林） ・崩壊箇所の現地確認（高台寺山国有林） ・隣接者と危険木を確認（高台寺山国有林） ・要望があった危険木等3か所を調査（高台寺山国有林） ・大量の不法投棄を発見、クリーン大作戦で回収予定（高台寺山国有林）
	第3 四半 期	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン大作戦のイベントを実施（高台寺山国有林）
	第4 四半 期	<ul style="list-style-type: none"> ・支障木調査を実施（南禅寺山国有林、大日山国有林） ・通報があった倒木箇所を確認し、撤去作業実施（高台寺山国有林） ・隣接者と危険木を確認（高台寺山国有林） ・危険木作業請負箇所の進捗状況を確認（高台寺山国有林）
近江湖南アルプス自然休養林	第1 四半 期	(支障箇所等の記載なし)
	第2 四半 期	(支障箇所等の記載なし)
	第3 四半 期	(支障箇所等の記載なし)
	第4 四半 期	<ul style="list-style-type: none"> ・民家等への越境木を処理してほしいとの要望があり、調査し森林管理署へ報告（奥島山国有林）

宝塚自然休養林	第1 四半 期	・蜂対策を実施（北中山国有林）
	第2 四半 期	・苦情対応に伴う現地確認（北中山国有林）
	第3 四半 期	（支障箇所等の記載なし）
	第4 四半 期	・注意看板の掲示（北中山国有林） ・北中山でたき火跡が確認されたため現地を確認（北中山国有林） ・注意看板の掲示（北中山国有林） ・注意看板の掲示（北中山国有林）
赤西自然観察教育林、不動滝風致探勝林	第1 四半 期	・赤西林道に倒木があると宍粟市より連絡を受け現地確認。スギ倒木を処理（赤西国有林） ・赤西林道に落石あり、車両通行不能（赤西国有林） ・先日確認した赤西林道の落石を除去。さらに奥で落石を発見、車両通行不能（赤西国有林）
	第2 四半 期	・赤西（音水）林道落石あり後日処理予定（赤西国有林）
	第3 四半 期	（支障箇所等の記載なし）
	第4 四半 期	・獣害防止柵点検補修、下張りロープ緩みによる食害あり（赤西国有林）

(注) 1 当局及び3事務所の調査結果による。

2 明治の森箕面自然休養林、紀泉高原自然休養林、札幌山森林スポーツ林、滝谷・大成山野外スポーツ地域及び高野山風景林（計5か所）について、平成27年度の目録には支障箇所等の記載がなかった。

3 森林管理署等における目録の記載は「国有林単位」となっており、赤西自然観察教育林及び不動滝風致探勝林は同一国有林野内にあるため、一括して整理している。

3 緊急時対応

(1) 緊急連絡体制の速やかな整備

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>平成 17 年に発出されたリフレッシュ対策要領では、安全対策について「森林管理局長は、利用者の多種多様な体験活動を念頭に置き、次の事項に留意して優れた森林空間内で利用者が安全で安心して活動するための安全管理に関する措置を地域関係者と協働して進めていくものとする。なお、別添 3 「「レクリエーションの森」における安全対策指針」に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする」とし、「次の事項」として、「緊急時対応に係る連絡体制・サポート体制の整備等の事故処理措置を行うこと」が挙げられている（同要領第 4(3)）。</p> <p>これを受けて、安全対策指針では、「森林管理署等及び地域関係者は、連携して、別紙 4 「緊急時連絡体制・サポート体制の仕組図」を参考に緊急時の連絡体制・サポート体制の整備を行うものとする。また、当該「レクリエーションの森」において地元自治体や事業者等多数の地域関係者が関与している場合等については、森林管理署等及び地域関係者が連携し一体となった緊急時の対応ができるよう、別紙 5 「緊急時の対応マニュアルの作成について」を参考に、緊急時連絡体制や初動対応等を内容とするマニュアルを策定するなどの取組に努めるものとする」とされている（同指針第 3）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局及び 3 事務所が調査対象森林管理署等において、これらの取組状況を調査した結果、平成 17 年に安全対策指針が示されてから 11 年が経過しているにもかかわらず、調査対象としたレクリエーションの森 10 か所全てで、①「緊急時連絡体制・サポート体制の仕組図」を参考にした緊急時の連絡体制・サポート体制を整備していない、②「緊急時の対応マニュアルの作成について」を参考とした緊急時連絡体制や初動対応等を内容とするマニュアルも策定していない状況であった。なお、調査対象森林管理署等は、森林事務所ごとに、職員用の内部の緊急時の連絡網は作成していた。</p> <p>このような状況では、緊急時における「迅速かつ確実な事故対応」（安全対策指針の別紙 5 の 1）が困難とみられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、近畿中国森林管理局は、緊急時における迅速かつ確実な事故対応を図る観点から、管内の森林管理署等に対して、速やかに、安全対策指針に基づき、緊急時の連絡体制・サポート体制を整備するとともに、緊急時連絡体制や初動対応等を内容とするマニュアルを策定するよう指示する必要がある。</p>	<p>図表 3- (1) -1</p> <p>図表 3- (1) -2</p> <p>図表 3- (1) -3</p> <p>図表 3- (1) -4</p> <p>図表 3- (1) -5</p>

図表 3- (1) -1 リフレッシュ対策要領 (抜粋)

第4 安全対策

森林管理局長は、利用者の多種多様な体験活動を念頭に置き、次の事項に留意して優れた森林空間内で利用者が安全で安心して活動するための安全管理に関する措置を地域関係者と協働して進めていくものとする。

なお、別添3「「レクリエーションの森」における安全対策指針」に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 緊急時対応に係る連絡体制・サポート体制の整備等の事故処理措置を行うこと。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 3- (1) -2 安全対策指針 (抜粋)

第3 事故処理措置

森林管理署等及び地域関係者は、連携して、別紙4「緊急時連絡体制・サポート体制の仕組図」を参考に緊急時の連絡体制・サポート体制の整備を行うものとする。

また、当該「レクリエーションの森」において地元自治体や事業者等多数の地域関係者が関与している場合等については、森林管理署等及び地域関係者が連携し一体となった緊急時の対応ができるよう、別紙5「緊急時の対応マニュアルの作成について」を参考に、緊急時連絡体制や初動対応等を内容とするマニュアルを策定するなどの取組に努めるものとする。

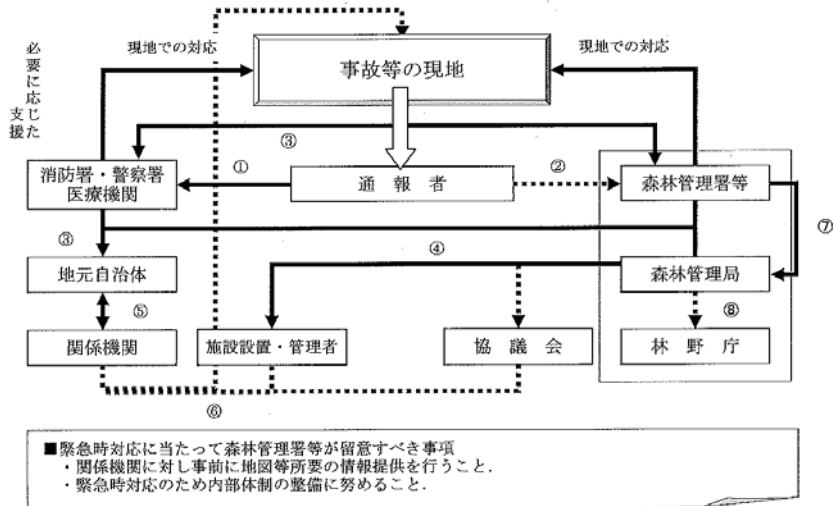
(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 3-(1)-3 安全対策指針別紙 4 「緊急時連絡体制・サポート体制の仕組み図」

別紙 4

緊急時連絡体制・サポート体制の仕組み図



(緊急時連絡体制関係)

- ① 発見者等通報者から消防署・警察署・医療機関へ第1報。
- ② 場合によっては、発見者等通報者から森林管理署等へ第1報。
- ③ 消防署・警察署は、発見者等通報者からの情報を受け、地元自治体、森林管理署等へ連絡。
森林管理署等は、発見者等通報者からの情報を受け、消防署・警察署・医療機関へ連絡。
森林管理署等は、消防署・警察署と連携して、地元自治体はじめ関係機関、施設設置・管理者との連絡調整に当たる。
- ④ 協議会が設置されている場合は、協議会事務局に連絡し、そこから関係機関・団体等に情報の伝達を行えるよう連絡体制を整える。
- ⑤ 地元自治体は、消防団等関係機関へ連絡。
- ⑦ 森林管理署等は、事故等の概要について森林管理局に報告。
- ⑧ 森林管理局は、大規模災害等事故の状況に応じて林野庁に報告。

(サポート体制関係)

- ① 森林管理署等は、消防署・警察署からの連絡を受け、現地への職員派遣等により支援。
- ② 森林管理署等が第1報を受けた場合、消防署・警察署へ連絡し、所要の支援体制を整える。
- ④ 森林管理署等は、関係機関等とともに消防署・警察署、地元自治体と連携して、支援を行う体制を整える。
- ⑤ 地元自治体は、消防団等関係機関と連携し、必要に応じて救援活動の支援に当たる。
- ⑥ 森林管理局は、事故等の状況に応じて、後方からの支援等必要な措置を講じる。
場合によっては、担当官を現地に派遣するなどの対応を行う。
- ⑧ 林野庁は、大規模災害等事故の状況に応じて、後方からの支援等必要な措置を講じる。
場合によっては、担当官を現地に派遣するなどの対応を行う。

(注) 安全対策指針から転載した。

図表 3- (1) -4 安全対策指針の別紙 5「緊急時の対応マニュアルの作成について」

1 作成目的

本マニュアルは、森林管理署等を始めとする、地元自治体、協議会等関係機関・団体、「レクリエーションの森」内で施設の設置・整備を行う事業者等が、相互に連携して緊急時の対応に当たり、迅速かつ確実な事故対応に資するため作成するものとする。作成に当たっては、地域関係者が連携してとりまとめを行い、地域関係者の意見を踏まえつつ、地域一体となった取組ができるよう留意するものとする。

2 マニュアルの作成単位

マニュアルは、基本的には「レクリエーションの森」ごとを作成単位とするものとする。

(略)

3 マニュアルの構成内容

作成単位ごとに実践的なマニュアルとなるよう、次の事項を盛り込み、別に示す作成例を参考に、地域の実情が反映され、各「レクリエーションの森」関係者が個々の役割を認識しつつ対策に取り組むことができるよう記載内容を工夫するものとする。

(1) 緊急時連絡体制について

(2) 緊急時の対応について

(3) その他必要な事項について

(作成例)

1 構成

本マニュアルは、次のような事項を参考に構成することとするものとする。

第1 目的

第2 緊急時連絡体制の整備

第3 緊急時の対応

第4 その他必要な事項

2 記載内容

(1) 表題

表題は、「〇〇〇〇（「レクリエーションの森」名称）緊急時対応マニュアル」等とするものとする。

(2) 「第1目的」について

「レクリエーションの森」においては、一般に山岳地域にあって医療機関等から離れている等厳しい条件下で緊急時対応を強いられる場合が見受けられることから、地域関係者が連携した迅速な取組を行うことについて記載するものとする。

(記載例)

「レクリエーションの森」において、利用者が万が一事故に遭遇した場合、関係者は連携して事故処理対策に関する措置を講じていく必要がある。

「レクリエーションの森」はその立地環境に起因して、事故処理に多くの時間と労力を必要とすることが想定されることから、連絡体制の整備、初動・支援体制等について対応のマニュアルを定め、関係者が連携して事態に当たり、迅速な対応となるよう取り組んでいくものとする。

(3) 「第2 緊急時連絡体制の整備」について

緊急時には、地域関係者が連携して事態に当たり、迅速な対応をすることが求められることから、情報伝達の部署・経路、サポートに当たる者の役割分担等について、別紙4「緊急時連絡体制・サポート体制の仕組図」を参考に作成する。また、併せて、緊急時の連絡体制図を付1「緊急連絡体制図（作成例）」を参考に作成するものとする。

(4) 「第3緊急時の対応」について

(3)で作成する緊急時連絡体制に沿って、第1報から事故現地での救援活動、搬送に至る過程において留意すべき事項について記載するものとする。事故発生直後の初動が迅速となるよう、付2「事故発生速報（記載例）」を参考に、必要な情報が確実に伝達されるよう工夫するものとする。

また、森林管理署等は、事故発生時、消防署や警察署等と連携して事故者の救助等初動に関する対応を行うとともに、現地の状況に応じて事故発生現場付近の立入規制による事故の再発防止措置及び現状の保存・記録等必要な措置を講じることについて付記するものとする。

加えて、事故発生箇所が国以外の者が施設の設置・管理となっている場合には、事故後の対応が円滑に進められるよう、必要に応じて立会するなど当該施設の設置・管理者と連絡を緊密に取ることについて記述するものとする。

(5) 「第4その他必要な事項」について

緊急時対応に当たって、利用者への事故等に関する注意喚起のための情報提供等必要な事項について記載するものとする。

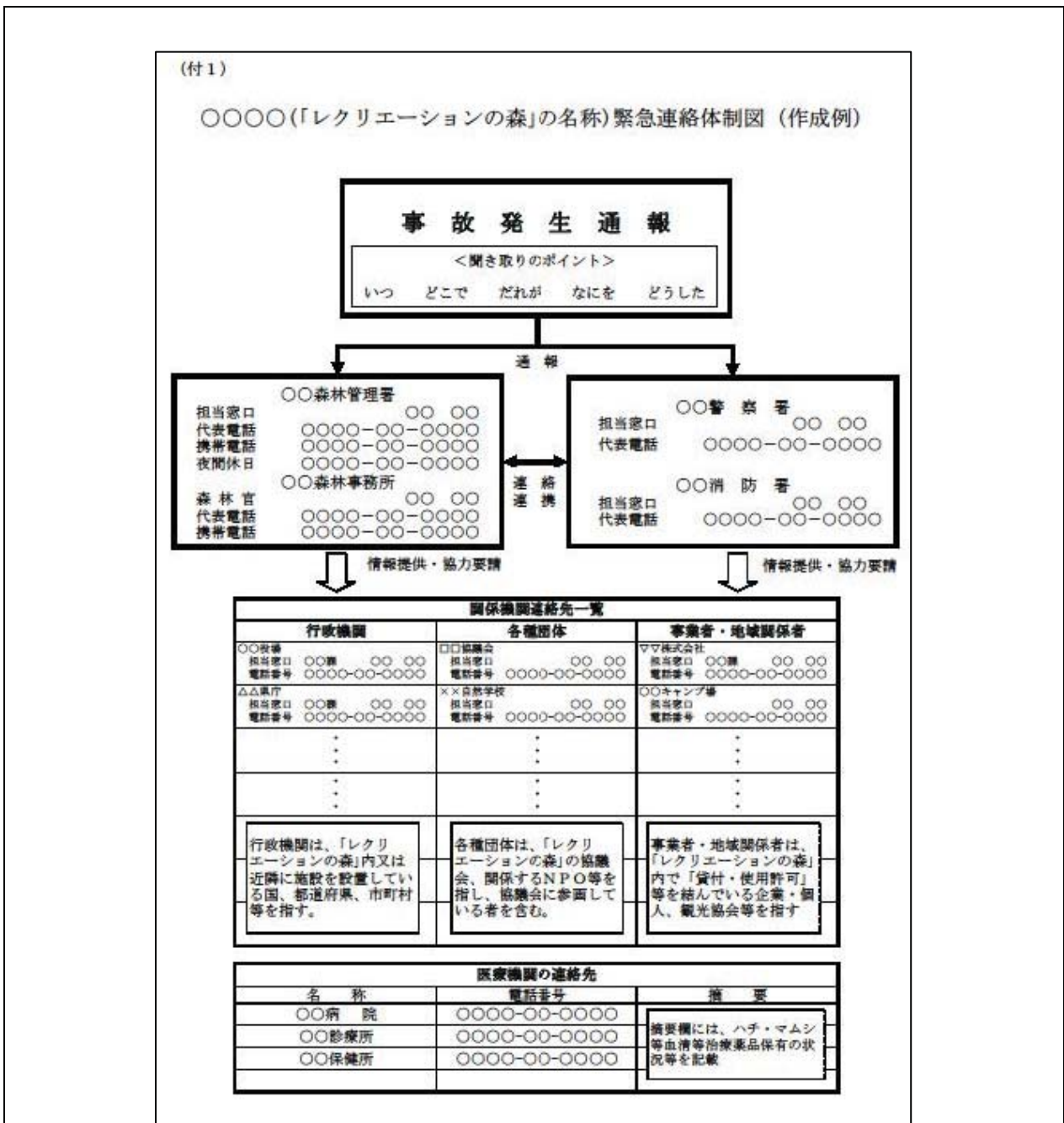
3 その他作成に当たっての留意事項

- (1) 本マニュアル作成例は、基礎的事項として必要と考えられる事項及び内容を示すものであり、実際のマニュアル作成に当たっては、作成の目的を踏まえ、地域の実情にあわせて工夫し作成するものとする。
- (2) マニュアルを作成した場合は、関係者がその内容について十分理解が図られるよう周知に努めるものとする。
- (3) 実際の事故等により見直しが必要になった場合には、適宜、地域関係者の合意の上改訂を加えていくものとする。

(注) 1 安全対策指針による。

2 下線は当局が付した。

図表 3-1(1)-5 「緊急時の対応マニュアルの作成について」付1「緊急連絡体制図（作成例）」



(注) 安全対策指針から転載した。

(2) コールポイント標識の整備促進

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>レクリエーションの森は、一般的に、面積が広く、山間部に設定されている。遊歩道等についても、平坦な直線はほとんどなく、利用者は、活動中に、道に迷ったり、転倒による骨折などの負傷や心臓病等の突然の発症も生じ得る。このため、レクリエーションの森の中において、現在位置を容易に特定できる方策が講じられていると、利用者が安心して活動できるものと考えられる。</p> <p>その有効な対応方策の一つとして、レクリエーションの森の遊歩道沿い等に緊急時の消防等への救援要請のために、通報者が通報位置を特定できる標識（以下「コールポイント標識」という。）の設置があり、レクリエーションの森の地元自治体やレクリエーションの森の「管理運営協議会」（リフレッシュ対策要領第5の1(1)）等がその整備を進めている。個々の標識には、どの遊歩道かを示す記号と位置を示す番号が組み合わされ、標識の設置者である消防機関等の名称を明記している例が多い。レクリエーションの森の利用者は、不測の事故や突然の発症等が生じた場合、携帯電話を使用して119番通報を行い、付近のコールポイント標識に記載の記号、番号等必要な情報を消防機関に知らせることにより、迅速に救助を受けることができる。</p> <p>現在のところ、コールポイント標識について、レクリエーションの森への設置等を具体的に定めた林野庁長官通達等はない。</p> <p>ただし、リフレッシュ対策要領において、「森林管理局長は、利用者の多種多様な体験活動を念頭に置き、次の事項に留意して優れた森林空間内で利用者が安全で安心して活動するための安全管理に関する措置を地域関係者と協働して進めていくものとする。なお、別添3「レクリエーションの森」における安全対策指針に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする」とし、「次の事項」として、「緊急時対応に係る連絡体制・サポート体制の整備等の事故処理措置を行うこと」が挙げられている（同要領第4(3)）。</p> <p>また、管理経営方針書作成要領により、森林管理局長は、「レクリエーションの森について、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるときは、次により管理経営方針書を作成するものとする」とされている（同要領第2）。具体的には、別紙様式により、「第2の2の安全対策欄には、リフレッシュ対策要領別添3「レクリエーションの森」の安全対策指針を参考に検討の上、施設等の点検・維持管理及び緊急時の連絡・サポート体制について、実施内容等を記載する」とされている（別紙様式の脚注10）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局及び3事務所が、調査対象としたレクリエーションの森10か所におけるコールポイント標識の設置状況を実地に調査した結果、近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）、東山風景林、明治の森箕面自然休養林及び紀泉高原自然休養林</p>	<p>図表3-2-1 図表3-2-2</p> <p>図表3-1-1 （再掲）</p> <p>図表3-2-3 図表3-2-4</p> <p>図表3-2-5</p>

<p>(大阪府側及び和歌山県側)、計4か所において、コールポイント標識が設置されていた。</p>	
<p>また、レクリエーションの森10か所に係る管理経営方針書(「2 管理経営の方針」の「安全対策」欄)により、緊急時の連絡等に関する記載内容を調査した結果、明治の森箕面自然休養林を除く9か所において、「119番通報ポイント標識の設置」、「携帯電話による緊急時の連絡が可能な箇所をチェックし、看板等により表示」など、コールポイント標識の設置を含め、緊急時の連絡の必要性を認識した記載となっていた。</p>	図表3-(2)-6
<p>さらに、今回、調査した明治の森箕面自然休養林について、林内で活動中に道に迷った利用者から電話を受け、コールポイント標識を利用して適切に誘導している事例もあった。</p>	図表3-(2)-7
<p>(コールポイント標識が設置されていないレクリエーションの森の状況)</p> <p>一方、近江湖南アルプス自然休養林(奥島地区)、宝塚自然休養林、札幌山森林スポーツ林、滝谷・大成山野外スポーツ地域、赤西自然観察教育林、不動滝風致探勝林及び高野山風景林、計7か所には、コールポイント標識が設置されていない。</p>	
<p>しかし、宝塚自然休養林及び不動滝風致探勝林において、平成23年以降、利用者の負傷、発症、方向を見失った道迷い等が発生している状況がみられた。連絡を受けてから救助までの所要時間を詳細に確認できなかったが、このような地点にコールポイント標識が設置されていれば、より迅速な救助を期待できる。</p>	図表3-(2)-8
<p>なお、上記のとおり、兵庫県内のレクリエーションの森(5か所)にはコールポイント標識が設置されていなかったが、兵庫森林管理署は、コールポイント標識の設置について、「必要性は認識しており、各レクリエーションの森の管理経営方針書にも「携帯電話による緊急時の連絡が可能な箇所をチェックし、看板等により表示することを検討する」等と記載している。しかし、設置に当たっては、地元自治体、消防等との協議や具体的な設置箇所に係る使用許可申請などが必要となる。宝塚自然休養林については、面積も広く(252.36ha)、事故も生じているため、コールポイント標識の設置の必要性を強く認識しており、今後、関係機関と設置に向けた協議を行っていききたい」としている。</p>	
<p>(コールポイント標識の設置場所での通話の可否)</p> <p>当局並びに京都行政評価事務所及び和歌山行政評価事務所が、明治の森箕面自然休養林、近江湖南アルプス自然休養林(一丈野地区)及び紀泉高原自然休養林の現地において、コールポイント標識の設置場所(26地点)で携帯電話会社3社の端末(電話機)を使用して通話が可能か実地に調査したところ、紀泉高原自然休養林の1地点(標識番号A-11)を除く大半の地点で、1社以上通話が可能であった。</p>	図表3-(2)-9
<p>【提言】</p> <p>したがって、近畿中国森林管理局は、利用者の緊急時の安全確保の向上を図る観</p>	

<p>点から、コールポイント標識の設置について引き続き地域関係者と検討するとともに、通話エリアも確認の上、利用者が比較的多いレクリエーションの森から順次、その設置を進めていくことが望ましい。</p>	
---	--

図表 3- (2) -1 コールポイント標識の実例



(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (2) -2 リフレッシュ対策要領 (抜粋)

第5 地域関係者等との協働

1 整備・管理体制の充実

森林管理署長又は森林管理署支署長 (国有林野が森林管理局において直轄で管理経営されている場合は森林管理局長を含む。以下「森林管理署長等」という。) は、現行の整備・管理体制で適当と認められる場合等を除き、次の事項に留意しつつ、地元自治体、観光協会、商工会等の地域関係者や様々な地域の支援者等と協働して「レクリエーションの森」の管理経営を行うものとする。

(1) 協議会の設置等

森林管理署長等は、地元自治体を始めとする地域関係者等の協力を得て「レクリエーションの森」管理運営協議会 (以下「新たな協議会」という。) の設置に努め、地域としての意向を反映した幅広い取組となるように工夫するものとする。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 3- (2) -3 管理経営方針書作成要領 (抜粋)

第2 管理経営方針書の作成

森林管理局長は、「国有林野管理経営規程の運用について」 (平成11年1月29日付け11林野経第3号林野庁長官通達) の25に基づき、レクリエーションの森について、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるときは、次により管理経営方針書を作成するものとする。

なお、管理経営方針書の主な内容については、「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」 (平成11年1月29日付け11林野経第4号林野庁長官通達) に基づき地域管理経営計画書及び国有林野施業実施計画書にも必要事項を記載するものとする。

(略)

3 記載事項

管理経営方針書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 現況 (略)

(2) 管理経営の基本方針

ア～ウ (略)

エ 安全対策に関する基本方針

オ～キ (略)

4 作成又は変更上の留意事項 (略)

5 様式

管理経営方針書は、別紙様式の例により作成するものとする。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 3- (2) - 4 管理経営方針書作成要領 別紙様式 (第 2 の 5 関係) (抜粋)

〇〇森林レクリエーション地区管理経営方針書

作成 平成 年 月 日

期間 自平成 年 月 日

至平成 年 月 日

〇〇森林管理局
(〇〇森林管理署 (支署))

(注) A4 縦用紙に横書きすること。

第 1 現況等

- 1 レクリエーションの森等の名称及び位置
- 2 概況

第 2 レクリエーションの森ごとの個別方針

1 現況等

(レクリエーションの森の名称)	所在地	〇〇県〇〇郡市〇〇町村	面積 ha
		〇〇森林管理署〇林班外〇林班	
レクリエーションの森の特徴			
公共施設の状況			
法令制限の状況			
その他特記すべき事項			

2 管理経営の方針

レクリエーション利用の目標	
施設の整備・維持管理	
森林の景観対策等	
安全対策	
受益者負担の収受・活用	
ソフト対策	
整備・管理体制	
その他特記すべき事項	

(注) 1~9 (略)

10 第 2 の 2 の安全対策欄には、リフレッシュ対策要領別添 3 「レクリエーションの森」の安全対策指針を参考に検討の上、施設等の点検・維持管理及び緊急時の連絡・サポート体制について、実施内容等を記載する。

11 (以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 3- (2) -5 コールポイント標識の概要

レクリエーションの森名	標 識 の 名 称	コールポイント標識の設置時期、設置主体
近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）	コールポイント	平成 18 年以降、「近江湖南アルプス自然休養林管理運営協議会」（対象：一丈野地区）の前身である一丈野金勝山地区森林利用連絡会議が設置
東山風景林	119 番通報ポイント標識	平成 5 年以降、京都市が「京都一周トレイル」（注 2）の各コース開設に併せて設置
明治の森箕面自然休養林	緊急ポイント	平成 20 年以降、「箕面の山緊急ポイント設置実行委員会」が設置
紀泉高原自然休養林（大阪府側）	救急・救助ポイント	平成 16 年に、「阪南岬消防組合」が設置
（和歌山県側）	緊急連絡ポイント	平成 18 年頃から、「和歌山市消防局」が設置

(注) 1 当局並びに京都行政評価事務所及び和歌山行政評価事務所の調査結果による。

2 「京都一周トレイル」とは、京都の自然、歴史、文化に触れながら散策できる遊歩道として、京都市が設置したものである。東山風景林には、「東山コース」の一部が含まれている。

図表 3- (2) -6 管理経営方針書におけるコールポイント標識の設置等に関する記載

レクリエーションの森名 (平成 27 年度推定利用者数)	記 載 内 容
近江湖南アルプス自然休養林 (5.3 万人)	地元の消防署と連携し、携帯電話による緊急時の連絡が可能な箇所をチェックし、 <u>コールポイント</u> として表示する。
東山風景林 (1,260 万人)	消防署と連携し、トレイルコース上に <u>119 番通報ポイント標識</u> を設置、共通の情報認識の確保に基づく救急救助活動の迅速性、確実性の向上を図る。
明治の森箕面自然休養林 (170 万人)	(記載なし)
宝塚自然休養林 (70 万人)	携帯電話の通話エリアを自然休養林内にパネル表示する等の方策を検討する。
札楽山森林スポーツ林 (0.7 万人)	携帯電話による緊急時の連絡が可能な箇所をチェックし、看板等により表示することを検討する。
滝谷・大成山野外スポーツ地域 (3.9 万人)	携帯電話による緊急時の連絡が可能な箇所をチェックし、看板等により表示することを検討する。
赤西自然観察教育林 (12.7 万人)	携帯電話による緊急時の連絡が可能な箇所をチェックし、看板等により表示することを検討する。(注 3)
不動滝風致探勝林 (2.1 万人)	携帯電話による緊急時の連絡が可能な箇所をチェックし、看板等により表示することを検討する。
紀泉高原自然休養林 (大阪府側) (12 万人)	消防署と連携して遊歩道に <u>救急・救助ポイント看板</u> を設置し、共通の情報認識の確保に基づく救急救助・救助活動の迅速性、確実性の向上を図る。
(和歌山県側) (0.5 万人)	現在ある携帯電話の <u>緊急連絡ポイント</u> を表示した看板 (阪南市消防本部設置) の保守及び整備を検討する。

高野山風景林 (1万人)	携帯電話による緊急連絡ポイントを調査し、携帯電話通話可能エリアを表示した看板の設置を検討する。
-----------------	---

(注) 1 「管理経営方針書」に基づき当局が作成した。ただし、「27年度推定利用者数」は近畿中国森林管理局による。

2 下線は当局が付した。

3 赤西自然観察教育林について、林内全域が携帯電話の通信エリア圏外となっており、コールポイント標識の設置は困難である（現状は、林道の300mごとに、携帯電話が通じない旨、「×」印を付した看板を設置）。

図表 3-(2)-7 コールポイント標識を利用した誘導例

レクリエーションの森名	概要
明治の森箕面自然休養林	緊急ポイントの維持管理者は、同自然休養林等の利用者から、「コールポイント標識の周辺で道に迷っている」などとして、誘導を求める電話が2か月に1件程度寄せられており、その都度、正しい経路を教えている」としている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-8 レクリエーションの森内における事故等の発生状況

レクリエーションの森名	事故等の発生状況
宝塚自然休養林 (平成27年度推定利用者数 70万人)	平成23年～28年の間(28年については、6月3日まで)、負傷、発症、道迷い等の事故が33件(注2)発生している。主な事故例は、以下のとおりである。 【負傷】 要救助者が「中山寺奥の院」からの下山中に転倒し動けなくなり、それを目撃した登山者が119番通報 【発症】 通報者が、ハイキング中にふらついて歩けなくなっている要救助者を発見。自力で歩行できないと判断したため、消防に救助要請 【道迷い】 中学生が北中山公園から奥の院を經由して山頂を目指していたところ、途中で道に迷い、本人が携帯電話を使用し、父親に電話で助けを求めた。しかしながら、会話の途中で電話が切れ、音信不通になったことから、父親が不安に思い、119番通報
不動滝風致探勝林 (同：2万1,000人)	平成24年頃に、①不動滝公園内において、利用者が心筋梗塞を発症し、消防が出動した事故(1件)及び②消防は出動していないものの、同公園内で利用者が転倒し、負傷した事故(1件)が発生

(注) 1 兵庫行政評価事務所の調査結果による。

2 宝塚自然休養林の事故(33件)には、一部、レクリエーションの森の区域外のものも含まれている。

図表 3-(2)-9 コールポイント標識付近での携帯電話会社3社の通話の可否

レクリエーションの森名	コールポイント標識の番号	現地調査日	携帯電話会社3社の通話の可否
近江湖南アルプス自然休養林(一丈野地区) (調査：3地点)	T4	平成28年8月23日	3社とも通話可
	T5	8月23日	3社とも通話可
	T6	8月23日	3社とも通話可
明治の森箕面自然休養林 (調査：17地点)	B6	8月15日	3社とも通話可
	B7	8月5日	1社通話可
	E4	8月22日	3社とも通話可

	E6	8月22日	3社とも通話可
	E8	8月22日	3社とも通話可
	F1	8月5日	1社通話可
	F2	8月5日	2社通話可
	F3	8月5日	1社通話可
	F4	8月5日	1社通話可
	F7	8月15日	3社とも通話可
	H1	8月22日	2社通話可
	H2	8月22日	2社通話可
	H3	8月22日	3社とも通話可
	J1	8月5日	3社とも通話可
	J4	8月22日	3社とも通話可
	J5	8月5日	3社とも通話可
	J6	8月5日	2社通話可
紀泉高原自然休養林（大阪府側及び和歌山県側） （調査：6地点）	A11	8月16日	3社とも通話不可
	A12	8月16日	3社とも通話可
	A13	8月16日	3社とも通話可
	B5	8月16日	3社とも通話可
	B6	8月16日	3社とも通話可
	W21	10月4日	3社とも通話可

(注) 1 当局並びに京都事務所及び和歌山事務所の調査結果による。

2 現地調査の時刻及び当時の天候は、以下のとおりである。

i) 近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）

平成28年8月23日（火）9時30分～15時0分（晴れ）

ii) 明治の森箕面自然休養林

現地調査を行った3日間は、①平成28年8月5日（金）9時30分～14時30分、②同月15日（月）9時30分～13時0分、③同月22日（月）10時～15時0分（いずれも晴れ）

iii) 紀泉高原自然休養林（大阪府側及び和歌山県側）

①平成28年8月16日（火）8時30分～15時30分、②平成28年10月4日（火）9時30分～15時30分（いずれも晴れ）

4 利用者のニーズに応える情報発信

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>利用者に対する情報提供について、リフレッシュ対策要領等では、次のように定められている。</p> <p>ア 安全対策に係る情報の提供</p> <p>リフレッシュ対策要領では、安全対策について「森林管理局長は、利用者の多様な体験活動を念頭に置き、次の事項に留意して優れた森林空間内で利用者が安全で安心して活動するための安全管理に関する措置を地域関係者と協働して進めていくものとする。なお、別添3「『レクリエーションの森』における安全対策指針」に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする」とし、「次の事項」として、「利用者の体力や能力等を念頭に置いて、危険等を認識させるためのきめ細かな情報提供を行うこと」が挙げられている（同要領第4本文及び(1)）。</p> <p>これを受けて、安全対策指針では、安全対策に係る情報提供について、森林管理署、森林管理支署及び森林管理事務所は、地域関係者と協力して、「(1) 利用施設外への立入に起因する危険に関する情報、(2) 年齢や体力等に応じた施設の利用に関する情報、(3) 転落・滑落、落石等の危険に関する情報、(4) 利用時期を踏まえた特異な気候や気象に関する情報、(5) 危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報、(6) 利用を禁止している施設に関する情報、(7) ケガ人や災害の発生等緊急時の連絡先に関する情報、(8) その他安全に関する情報」の収集・把握を行い、情報提供を行うものとする」とされている(同指針第1の1)。</p> <p>また、情報の提供方法について、「森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、『レクリエーションの森』で体験活動を行おうとする利用者に対し、上記1を内容とする情報を提供するものとする。情報の提供に当たっては、次の(1)及び(2)を参考に効果的な方法を選択するものとする」とされている（同指針第1の2本文）。</p> <p>具体的には、「(1) 現地における情報提供等」について、「標識類による表示・侵入防止ロープ等の設置」、「チラシ等紙媒体の配布」、「インストラクター・サポーター等による直接的な伝達」及び「その他現地の状況に応じた必要な措置」（同指針第1の2(1)）、「(2) 事前の情報提供」について、「次の事項に留意して、実態に応じて、できる限り幅広い情報提供に努めるものとする」として、「森林管理局・森林管理署等のホームページ・広報誌等の活用」、「地元自治体のホームページ・広報誌等の活用」、「関係機関・団体等のホームページ・情報誌等の活用」及び「その他有効な情報提供手段の活用」が挙げられている（同指針第1の2(2)）。</p> <p>なお、安全対策指針には、「事故防止措置」に関する規定にも、「上記(3)（当局注。同指針第2の1(3)）の点検対象のほか、クマ、ハチ等の動物との遭遇による事故を防止するための出現情報についても併せて把握に努めること」とされてい</p>	<p>図表 4-1</p> <p>図表 4-2</p>

<p>る（同指針第2の1(5)ア）。</p> <p>イ レクリエーションの森の利用者にとって必要と考えられる情報の提供</p> <p>リフレッシュ対策要領では、施設の整備、森林の景観対策及びソフト対策について「森林管理局长は、「レクリエーションの森」の利用形態が、安全で快適な活動を求めるものから、極力施設等を活用しないありのままの自然を体験する活動を求めるものまで多種多様であることを念頭に、地域関係者の協力を得て」ソフト対策を行うものとする」とされ、「ソフト重視で優れた自然の中で多様な体験を行いたいとする利用者の満足度を高めるため、地域特性を活かした活動プログラムの提供、多様なツールを用いた情報発信、地域の歴史・文化と結びつけたストーリー性のある施設の活用等について、創意工夫を凝らした魅力あるソフト対策を推進するものとする」とされている（同要領第3本文及び3）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局及び3事務所が近畿中国森林管理局等における利用者向けの情報の提供状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>図表4-1（再掲）</p>
<p>ア 安全対策に係る情報の提供状況</p> <p>調査対象としたレクリエーションの森10か所について、実地に調査したところ、東山風景林及び明治の森箕面自然休養林において、①シカ等を捕獲するための罠を設置していることから遊歩道を外れての散策の自粛を求める「利用施設外への立入に起因する危険に関する情報」、②クマ出没及び毒キノコ発見に係る「危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報」、③遊歩道の通行止めに係る「利用を禁止している施設に関する情報」の安全対策に係る情報について、案内板により情報提供されていた。</p>	<p>図表4-3</p>
<p>また、上記安全対策に係る情報について、大阪府など案内板の設置主体等のホームページにおける提供状況を調査したところ、明治の森箕面自然休養林において、クマの出没及び毒キノコ発見に係る「危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報」及び遊歩道の通行止めに係る「利用を禁止している施設に関する情報」について、事前の提供が行われている状況が認められた。</p> <p>しかし、近畿中国森林管理局並びに東山風景林及び明治の森箕面自然休養林を管轄している京都大阪森林管理事務所のホームページでは、当局及び京都行政評価事務所が実地調査で把握した①「利用施設外への立入に起因する危険に関する情報」、②「危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報」、③「利用を禁止している施設に関する情報」の安全対策に係る情報について、いずれも事前の情報提供が行われておらず、利用者は、これらのホームページから安全対策に必要な情報を入手できない状況となっている。</p> <p>（注）平成28年11月1日、一部の安全情報（明治の森箕面自然休養林におけるクマの出没情報）についての提供を確認。</p>	<p>図表4-4</p>

<p>イ レクリエーションの森の利用者にとって必要と考えられる情報の提供状況</p> <p>近畿中国森林管理局は、ホームページにより、原則として府県ごとにレクリエーションの森を整理し、その名称、概要と見どころ、利用方法及び交通アクセス等を紹介している。</p> <p>当局が平成28年8月8日時点で、近畿地方の44か所のレクリエーションの森について、近畿中国森林管理局のホームページにおける利用者向けの情報の提供状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>1 廃止されたレクリエーションの森をそのまま掲載</p> <p>平成28年3月31日付けで廃止された和佐谷風景林(福井県)、夜叉ヶ池風景林(福井県)及びスイス村風景林(京都府)について、依然としてレクリエーションの森として掲載したままとなっており、利用者の誤解を招きかねない。</p> <p>(注)平成28年11月1日、掲載削除を確認。</p>	<p>図表4-5</p>
<p>2 レクリエーションの森の利用者に必要と考えられる情報の提供が不十分</p> <p>レクリエーションの森の利用者に必要と考えられる情報(①アクセス(公共交通機関、アクセス図等)、②案内図(遊歩道、トイレの位置、駐車場の位置等)、③トイレの有無、④駐車場(駐車場の有無、駐車可能台数)、⑤その他(入場料金の徴収))の提供内容について、近畿中国森林管理局の「レクリエーションの森」一覧に掲載の42か所のレクリエーションの森を調査したところ、次のとおり、不十分な状況がみられた。</p> <p>(注)同局の「レクリエーションの森」一覧には、近畿地方(大阪府、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)のレクリエーションの森として、45か所が紹介されており、上記1の廃止された3か所を除く42か所のレクリエーションの森について調査を実施した。また、①近江湖南アルプス自然休養林を「奥島地区」及び「一丈野地区」の2つに分けて、②紀泉高原自然休養林は、大阪府及び和歌山県にまたがって設定されているが大阪府のレクリエーションの森として、③坂ノ谷自然観察教育林及び坂ノ谷風景林を一括して、④兵庫県と鳥取県とにまたがる氷ノ山風景林及び扇ノ山風景林を鳥取県のみ、それぞれ掲載されている。</p>	
<p>① 公共交通機関のアクセス情報の提供が不十分なもの</p>	<p>図表4-6</p>
<p>i) バスによるアクセス情報を紹介しているものの、既に廃止されたバス路線の情報が掲載されているもの(1か所)</p>	<p>図表4-7 図表4-8</p>
<p>ii) バスの行き先名が掲載されていないもの(14か所)</p>	
<p>iii) バスを運行する事業者名(会社名)が誤っているもの(3か所)</p>	
<p>② アクセス図に関する情報の提供が不十分なもの</p> <p>自家用車のアクセス情報として、起点となるインターチェンジ及びジャンクション名を記載しておきながら、アクセス図に明記されていないもの(21か所)</p>	<p>図表4-9</p>
<p>③ 遊歩道、トイレの位置、駐車場の位置等の情報を整理した案内図が掲載されていないもの(全42か所)</p>	<p>図表4-10</p>
<p>④ トイレの有無に関する情報が掲載されていないもの(35か所)</p>	
<p>⑤ 駐車場の有無に関する情報について、i) 掲載されていないもの(35か所)、ii) 掲載されているが、駐車可能台数までは掲載されておらず、情報の提供</p>	

<p>が不十分なもの（7か所）</p> <p>⑥ レクリエーションの森への「入場料金」を徴収している旨の掲載がないもの（1か所）</p> <p>このような状況となっているのは、近畿中国森林管理局がホームページにおいて、レクリエーションの森の利用者に対する安全対策に係る情報及び利便情報の提供に積極的でなく、その更新も適時適切に行っていないことによる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、近畿中国森林管理局は、利用者の安全確保及び利便性の向上を図る観点から、同局及び管内の森林管理署等のホームページにおいて、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 利用者の一層の安全確保を図る観点から、安全対策指針に基づき、安全対策に係る事前の情報提供を積極的に行うこと。</p> <p>② 利用者の誤解を招くような不要な情報を削除するとともに、更新を適時適切に行うこと。</p> <p>③ アクセス、案内図、トイレ、駐車場等のレクリエーションの森の利用に有益な情報について、その内容の充実を図ること。</p>	<p>図表 4-11</p>
---	----------------

図表 4-1 リフレッシュ対策要領（抜粋）

<p>第3 施設の整備、森林の景観対策及びソフト対策</p> <p>森林管理局長は、「レクリエーションの森」の利用形態が、安全で快適な活動を求めるものから、極力施設等を活用しないありのままの自然を体験する活動を求めるものまで多種多様であることを念頭に、地域関係者の協力を得て、施設の整備、森林の景観対策及び <u>ソフト対策を行う</u> ものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 ソフト対策</p> <p>ソフト重視で優れた自然の中で多様な体験を行いたいとする利用者の満足度を高めるため、地域特性を活かした活動プログラムの提供、<u>多様なツールを用いた情報発信、地域の歴史・文化と結びつけたストーリー性のある施設の活用等について、創意工夫を凝らした魅力あるソフト対策を推進する</u> ものとする。</p> <p>第4 安全対策</p> <p>森林管理局長は、利用者の多種多様な体験活動を念頭に置き、次の事項に留意して優れた森林空間内で <u>利用者が安全で安心して活動するための安全管理に関する措置を</u> 地域関係者と協働して <u>進めていく</u> ものとする。</p> <p>なお、別添3「「レクリエーションの森」における安全対策指針」に細部の取扱いを定めたので、これを参考に具体的な取扱いを検討し、取組を進めていくものとする。</p> <p>(1) 利用者の体力や能力等を念頭に置いて、<u>危険等を認識させるためのきめ細かな情報提供を行う</u> こと。</p> <p>(以下略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 4-2 安全対策指針（抜粋）

<p>第1 安全対策に係る情報提供</p> <p>1 危険等を認識させるための情報の収集・把握等</p> <p>森林管理署、森林管理署支署、森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）は、地元自治体、協議会等関係機関及び団体等（以下「地域関係者」という。）と協力して、<u>次の事項を内容とする情報の収集・把握を行い、2の方法により情報提供を行う</u> ものとする。</p> <p>(1) 利用施設外への立入に起因する危険に関する情報</p> <p>(2) 年齢や体力等に応じた施設の利用に関する情報</p> <p>(3) 転落・滑落、落石等の危険に関する情報</p> <p>(4) 利用時期を踏まえた特異な気候や気象に関する情報</p> <p>(5) 危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報</p> <p>(6) 利用を禁止している施設に関する情報</p> <p>(7) ケガ人や災害の発生等緊急時の連絡先に関する情報</p> <p>(8) その他安全に関する情報</p> <p>2 情報の提供方法</p> <p>森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、「レクリエーションの森」で体験活動を行うおうとする <u>利用者に対し、上記1を内容とする情報を提供する</u> ものとする。</p> <p>情報の提供に当たっては、次の (1) 及び (2) を参考に効果的な方法を選択するものとする。</p> <p>(1) 現地における情報提供等</p> <p>ア 標識類による表示・侵入防止ロープ等の設置</p> <p>イ チラシ等紙媒体の配布</p>
--

<p>ウ インストラクター・サポーター等による直接的な伝達</p> <p>エ その他現地の状況に応じた必要な措置</p> <p>(2) 事前の情報提供</p> <p>次の事項に留意して、実態に応じて、できる限り幅広い情報提供に努めるものとする。</p> <p>ア <u>森林管理局・森林管理署等のホームページ・広報誌等の活用</u></p> <p>イ <u>地元自治体のホームページ・広報誌等の活用</u></p> <p>ウ <u>関連機関・団体等のホームページ・情報誌等の活用</u></p> <p>エ その他有効な情報提供手段の活用</p> <p>第2 事故防止措置</p> <p>1 施設等点検の実施</p> <p>森林管理署等及び地域関係者は、連携又は役割分担をして、地域の实情に応じて、次により施設の状況を点検するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 点検の対象</p> <p>ア 林道、遊歩道、木道、休憩施設、トイレ、標識類等の施設</p> <p>イ 施設に隣接する森林内であって、施設又は施設利用者に対し被害を及ぼすおそれのある枯損木及び枯枝等</p> <p>ウ その他落石、崩壊等の発生地及びそのおそれのある箇所^{の把握}</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 留意事項</p> <p>ア <u>上記(3)の点検対象のほか、クマ、ハチ等の動物との遭遇による事故を防止するための出現情報についても併せて把握に努めること。</u></p> <p>(以下略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 4-3 森内に設置の案内板による安全対策に係る情報の提供状況

名 称	危険情報の区分	情報の種別	案内板の設置場所	案内板の記載内容
東山風景林	危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報	毒キノコ発見情報	京都市営若王子山墓地付近	「カエントケにご注意ください！（京都市）」
明治の森箕面自然休養林	利用施設外への立入に起因する危険に関する情報	シカ等を捕獲するための罠	遊歩道の途中	「お知らせ・・・この辺りの森の中には、ニホンジカ等を捕獲するための罠を設置していますので、ハイカーの皆様には遊歩道を外れての散策は控えて頂き、・・・（近畿中国森林管理局箕面森林ふれあい推進センター）」
	危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報	クマ出没情報	遊歩道の入口付近	「クマに！！注意！！（大阪府）」
		毒キノコ発見情報	勝尾寺園地の入口付近	「危険！毒キノコ「カエントケ」を見つけても絶対にさわらないでください！（箕面市）」
	利用を禁止している施設に関する情報	遊歩道通行止め情報	自然研究路2号線（遊歩道）の入口付近	「通行止めのお知らせ「自然研究路2号線百年橋付近で落石が発生するおそれがありますので通行止めをしています（大阪府）」

(注) 当局及び京都行政評価事務所の調査結果による。

図表 4-4 案内板の設置主体等のホームページによる安全対策に係る情報の提供状況

危険情報の区分	情報の種別	提供者	安全対策に係る情報の提供内容
危害を与えるおそれのある野生動植物に関する情報	クマ出没情報	大阪府	ホームページ「北摂の自然歩道・自然公園」に、平成 28 年 8 月 10 日付けで「クマにご注意 (箕面市箕面公園)」(図表 4-4-①)
		NPO 法人	ホームページに平成 28 年 8 月 10 日付けで「8 月 10 日、ツキノワグマと思われる動物の目撃情報がありました」(図表 4-4-②)
	毒キノコ発見情報	大阪府	ホームページ「北摂の自然歩道・自然公園」に、平成 28 年 8 月 19 日付けで「猛毒キノコのカエンタケにご注意!!」(図表 4-4-③)
		NPO 法人	ホームページに平成 28 年 7 月 14 日付け及び 30 日付けで「極めて毒性の強い「カエンタケ」。・・絶対に触らないよう注意してください!」(図表 4-4-④)
利用を禁止している施設に関する情報	遊歩道の通行止め情報	大阪府	ホームページ「北摂の自然歩道・自然公園」に、平成 28 年 2 月 10 日付けで「自然研究路 2 号線通行止めのお知らせ」(図表 4-4-⑤)
		NPO 法人	ホームページに平成 28 年 2 月 10 日付けで「明治の森箕面国定公園内自然歩道の一部が落石により通行止めとなりました。ハイキングの際は、安全に注意をしてください」(図表 4-4-⑥)

(注) 当局の調査結果による。

図表 4-4-① クマの出没に関する情報提供 (大阪府)

提供日	2016年8月10日
提供時間	14時0分
内容	<p>8月10日(水曜日)午前9時30分頃に、箕面市箕面公園の箕面ドライブウェイ道路上(府道43号豊中亀岡線)で、ツキノワグマを目撃したとの情報が寄せられました。なお、人身被害は発生していません。</p> <p>また、8月6日に高槻市二科、8月7日に高槻市秋谷、8月9日には茨木市上音羽においても、ツキノワグマの目撃情報が寄せられています。</p> <p>近年、全国的にツキノワグマの出没地域が拡大し、それに伴う人身被害の発生が問題となっています。ツキノワグマの繁殖行動が活発化する初夏以降は、オスの行動範囲が広まるため、通常生息していない府内地域でも出没する恐れがあります。ツキノワグマによる被害を防止するためには、ツキノワグマと出会わない、引き寄せない方法を心がけることが大切です。</p> <p>■被害防止策について 【ツキノワグマの被害を防ぐためには】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ハイキングなどで山に入る場合は、地域の出没情報をよく確認しましょう。 2. 山に行くときは、クマとの遭遇を避けるため、単独行動を避け、ラジオやクマ鈴など音が出るものを身に着けましょう。クマ鈴は登山用品店等で購入できます。 3. クマに出会った場合は、クマを刺激しないように落ち着いてゆっくりと背中を見せずその場から離れましょう。突発的に襲われたら、両腕で顔や頭をガードして、大怪我を避けましょう。子グマを見かけたら、近くに親グマがいますので、すぐにその場から立ち去りましょう。 4. 集落等にクマが出た場合は、誘引物となるゴミ、野菜くず、果樹等を取り除きましょう。住宅や道路周辺にクマが潜みやすい藪がある場合は、刈り取って見通しをよくしましょう。果樹園や養蜂箱は、電気柵で守りましょう。 <p>■餌付け防止のお願い 野生動物による農林業被害や人身被害発生の背景にはさまざまな問題が考えられますが、要因の一つとして野生動物に食べ物を与えたり、意図せずゴミやお供え物などを放置することで、野生動物が餌付け状態になり、集落周辺に出発し、被害が発生していることが考えられます。野生動物と人がうまく棲み分け、共存していくためには、野生動物を集落周辺におびき寄せないように十分な注意を払きましょう。</p> <p>■目撃情報等の提供のお願い 【クマの目撃情報】 山中や集落を問わずクマを目撃した場合や痕跡を見つけた場合は、市役所・町村役場に連絡してください。</p>
関連ホームページ	<p>【チラシ】ツキノワグマ出没！要注意！</p> <p>クマやサルなど野生動物への餌付け防止について(外部サイト:環境省)</p>
資料提供ID	24857

(注) 大阪府のホームページ「北摂の自然歩道・自然公園」による。

図表 4-4-② クマの出没に関する情報提供（NPO 法人）

8月10日、ツキノワグマと思われる動物の目撃情報がありました。近隣市でも目撃情報がありますので、くれぐれもご注意ください！

本日8月10日(水)、クマと思われる動物の目撃情報がありました。

大阪府の報道発表資料（8月10日14時）は下記をクリックしてください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=24857>

近隣市でもツキノワグマと思われる動物（コグマ）の目撃情報もあるので、くれぐれもご注意ください。

※北摂地方は、京都・兵庫方面からのクマの行動範囲になっています。

【時間】平成28年8月10日(水曜日) 午前9時30分頃

【場所】箕面ドライブウェイ（府道豊中亀岡線）の箕面ビジターセンター～大日駐車場付近

【詳細】種類は不明。大きさは大型犬程度


(注) NPO 法人ホームページによる。

図表 4-4-③ 毒キノコに関する情報提供（大阪府）

猛毒キノコのカエンタケにご注意！！
(平成28年8月19日)

写真の「カエンタケ」が、明治の森箕面国定公園など大阪府内で発見されています。明治の森箕面国定公園内の自然研究路3号線や箕面市教学の森、高槻市摂津峡でもカエンタケが発見されています。

カエンタケはきわめて毒性が強く、手に取るだけでも皮膚炎を起こす可能性があります。非常に危険ですので、ハイキングコースなどで発見されても近づかないでください！



毎年、秋のキノコ狩りシーズンになると、キノコ中毒による事故が全国で起こっています。キノコは発生時期や場所、成長度合いなどで形態や特徴が異なることがありますので、安易に図鑑や写真で鑑定することも危険です。

(注) 大阪府のホームページ「北摂の自然歩道・自然公園」による。

図表 4-4-④ 毒キノコに関する情報提供（NPO 法人）

極めて毒性が強いキノコ「カエンタケ」。勝尾寺旧参道でもたくさん発生しています。写真のような赤いキノコを見つけても、絶対に触らないよう注意してください！

カエンタケは、箕面では2014年に滝道で初めて発見されましたが、昨年に引き続き、今年も多くのハイキング道沿いでたくさん発生しています。自然研究路3号線やオケ原林道、教学の森に続いて、勝尾寺旧参道のハイキングコース沿いや勝尾寺園地でも発見されました。多くの場合、ナラ枯れ枯死木の根元に発生しています。

下の写真は、7月30日に [REDACTED] が撮影したものです。



(注) NPO 法人のホームページによる。

図表 4-4-⑤ 利用を禁止している施設に関する情報提供（大阪府）

自然研究路2号線 通行止めのお知らせ

(平成28年2月10日)

明治の森箕面国定公園内の自然研究路2号線で、落石が発生しました。落石が発生した歩道上部の斜面では、亀裂が入った岩塊や浮石があり、豪雨や動物の歩行などにより、新たな落石が発生するおそれがあります。大変危険ですので、通行止めをしています。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【通行止めについて】

場所 自然研究路2号線(百年橋から自然研究路3号線分岐)位置図[PDFファイル/382KB]

状況 落下した岩塊(重量約1トン)が、木製防護柵を破壊。

落下しそうな岩塊が歩道上部の斜面に多数あり、大変危険です。

【現地状況写真】



通行止め措置状況及び落石発生状況(百年橋側)

(注) 大阪府のホームページ「北摂の自然歩道・自然公園」による。

図表 4-4-⑥ 利用を禁止している施設に関する情報提供 (NPO 法人)

明治の森箕面国定公園内自然歩道の一部が落石により通行止めとなりました。ハイキングの際は、安全に注意をしてください。

明治の森箕面国定公園内にある自然研究路 2 号線の一部（百年橋から自然研究路 3 号線分岐）が通行止めとなりました。

大阪府が現地調査をした結果、歩道上部斜面に落石の危険性がある亀裂が入った岩塊や浮石が、各所に見られるとのことでした。

当分の間、通行止めになりますので、注意をしてください。

(注) NPO 法人のホームページによる。

図表 4-5 廃止されたレクリエーションの森の掲載状況

福井県	7 鉢伏山野外スポーツ地域	福井森林管理署 Tel0776-23-0200	170.74
	9 松原風景林		32.45
	10 和佐谷風景林		17.15
	11 天筒山風景林		23.11
	12 夜叉ヶ池風景林		168.73
京都府	19 東山風景林	Tel075-451-9161	190.25
	20 嵐山風景林		59.89
	21 スイス村風景林		11.80

平成 28 年 3 月 31 日に廃止されたにもかかわらず、掲載したまま

- (注) 1 近畿中国森林管理局のホームページに基づき当局が作成した。
 2 レクリエーションの森に関する情報について、ホーム画面左のバナー「森林への招待状」→「森林への招待状 (レクリエーションの森)」→「レクリエーションの森一覧へ」の手順により閲覧できる。
 3 平成 28 年 11 月 1 日、掲載削除を確認。

図表 4-6 レクリエーションの森へのアクセス情報の提供状況 (バスの運行情報)

「不動滝風致探勝林」の公共交通機関によるアクセス情報について、「神姫バス楓香荘停留所から徒歩 10 分。」と掲載されているが、当局がバス会社に照会したところ、現在「楓香荘」停留所に向かうバスは廃止されていた。

アクセス

公共交通機関
 神姫バス楓香荘停留所から徒歩 10 分。

(注) 近畿中国森林管理局のホームページに基づき当局が作成した。

図表 4-7 レクリエーションの森へのアクセス情報の提供状況（バスの行き先）

府県名	レクリエーションの森名	バスの行き先
福井県 (3 か所)	鉢伏山野外スポーツ地域	
	松原風景林	×
	天筒山風景林	×
滋賀県 (5 か所)	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	○
	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）	○
	奥伊吹野外スポーツ地域	○
	伊庭山風景林	
	近江富士風景林	×
京都府 (2 か所)	東山風景林	×
	嵐山風景林	
大阪府 (2 か所)	明治の森箕面自然休養林	
	紀泉高原自然休養林	×
兵庫県 (22 か所)	宝塚自然休養林	
	五峰山風景林	
	増位山風景林	
	三木山野外スポーツ地域	
	三草山自然観察教育林	
	鶏籠山自然観察教育林	
	坂ノ谷自然観察教育林、坂ノ谷風景林	
	三川山風景林	×
	北山自然観察教育林	○
	赤西自然観察教育林	×
	札楽山林スポーツ林	
	滝谷大成山野外スポーツ地域	
	弁才天風景林	
	神戸東山風景林	
	神戸北野風景林	
	神戸林山風景林	
	広峰山風景林	
	仏ヶ尾風景林	
	霧ヶ滝、赤滝風景林	
	畑ヶ平懸崖風景林	×
	小代溪谷風景林	
	不動滝風致探勝林	
奈良県 (4 か所)	春日山自然観察教育林	○
	大和三山風景林	
	金剛山風景林	×

	高取山風景林	×
和歌山県 (4か所)	那智山風景林	×
	新宮風景林	×
	白見風景林	×
	高野山風景林	×
計	42か所	掲載あり：5 掲載なし：14

(注) 1 近畿中国森林管理局のホームページに基づき当局が作成した。

2 同局の「レクリエーションの森」一覧」に紹介されている近畿地方のレクリエーションの森45か所のうち、廃止された3か所(図表4-5)を除く42か所について掲載した。①近江湖南アルプス自然休養林は「奥島地区」及び「一丈野地区」の2つに分けて、②紀泉高原自然休養林は、大阪府及び和歌山県にまたがって設定されているが「大阪府」に、③「兵庫県」の坂ノ谷自然観察教育林及び坂ノ谷風景林は一括して掲載しているため、これらに従い計上した。

なお、兵庫県と鳥取県とにまたがる氷ノ山風景林及び扇ノ山風景林を「鳥取県」のみに、掲載しているため、近畿地方在住の利用者には分かりにくい。

3 「○」はバスの行き先が記載されているもの、「×」はバスによるアクセス情報が紹介されているものの乗車するバスの行き先が記載されていないもの、「斜線」はバスによるアクセス情報が紹介されていないもの及びバスの運行が確認できなかったものを示す。

図表4-8 レクリエーションの森へのアクセス情報の提供状況(バス会社名)

府県名	レクリエーションの森名	バス会社名
福井県 (3か所)	鉢伏山野外スポーツ地域	斜線
	松原風景林	斜線
	天筒山風景林	斜線
滋賀県 (5か所)	近江湖南アルプス自然休養林(奥島地区)	○
	近江湖南アルプス自然休養林(一丈野地区)	○
	奥伊吹野外スポーツ地域	○
	伊庭山風景林	斜線
	近江富士風景林	○
京都府 (2か所)	東山風景林	斜線
	嵐山風景林	斜線
大阪府 (2か所)	明治の森箕面自然休養林	斜線
	紀泉高原自然休養林	斜線
兵庫県 (22か所)	宝塚自然休養林	斜線
	五峰山風景林	斜線
	増位山風景林	斜線
	三木山野外スポーツ地域	斜線
	三草山自然観察教育林	斜線
	鶏籠山自然観察教育林	斜線
	坂ノ谷自然観察教育林、坂ノ谷風景林	斜線
	三川山風景林	×
	北山自然観察教育林	○

	赤西自然観察教育林	○
	札楽山林スポーツ林	斜線
	滝谷大成山野外スポーツ地域	斜線
	弁才天風景林	斜線
	神戸東山風景林	斜線
	神戸北野風景林	斜線
	神戸林山風景林	斜線
	広峰山風景林	斜線
	仏ヶ尾風景林	斜線
	霧ヶ滝、赤滝風景林	斜線
	畑ヶ平懸崖風景林	×
	小代溪谷風景林	斜線
	不動滝風致探勝林	斜線
奈良県 (4か所)	春日山自然観察教育林	○
	大和三山風景林	斜線
	金剛山風景林	○
	高取山風景林	○
和歌山県 (4か所)	那智山風景林	○
	新宮風景林	○
	白見風景林	○
	高野山風景林	×
計	42か所	正確：12 誤り：3

(注) 1 近畿中国森林管理局のホームページに基づき当局が作成した。

2 図表4-7と同様、42か所のレクリエーションの森に係る情報提供の内容を掲載した。

3 「○」はバス会社名が正しく記載されているもの、「×」はバス会社名が誤って記載されているもの、「斜線」はバスによるアクセス情報が紹介されていないもの、紹介されているがバス会社名までは記載されていないもの及びバス会社名が記載されているがバスの運行が確認できなかったものを示す。

図表4-9 レクリエーションの森へのアクセス情報の提供状況（起点のインターチェンジ等）

府県名	レクリエーションの森名	起点のインターチェンジやジャンクション
福井県 (3か所)	鉢伏山野外スポーツ地域	○
	松原風景林	○
	天筒山風景林	○
滋賀県 (5か所)	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	○
	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）	○
	奥伊吹野外スポーツ地域	○
	伊庭山風景林	○

	近江富士風景林	○
京都府 (2 か所)	東山風景林	×
	嵐山風景林	×
大阪府 (2 か所)	明治の森箕面自然休養林	×
	紀泉高原自然休養林	×
兵庫県 (22 か所)	宝塚自然休養林	
	五峰山風景林	○
	増位山風景林	×
	三木山野外スポーツ地域	×
	三草山自然観察教育林	×
	鶏籠山自然観察教育林	
	坂ノ谷自然観察教育林、坂ノ谷風景林	×
	三川山風景林	
	北山自然観察教育林	
	赤西自然観察教育林	×
	札楽山林スポーツ林	×
	滝谷大成山野外スポーツ地域	×
	弁才天風景林	×
	神戸東山風景林	
	神戸北野風景林	
	神戸林山風景林	
	広峰山風景林	
	仏ヶ尾風景林	
	霧ヶ滝、赤滝風景林	
	畑ヶ平懸崖風景林	×
小代溪谷風景林		
不動滝風致探勝林	×	
奈良県 (4 か所)	春日山自然観察教育林	×
	大和三山風景林	×
	金剛山風景林	×
	高取山風景林	×
和歌山県 (4 か所)	那智山風景林	
	新宮風景林	×
	白見風景林	×
	高野山風景林	×
計	42 か所	記載あり：9 記載なし：21

(注) 1 近畿中国森林管理局のホームページに基づき当局が作成した。

2 図表 4-7 と同様、42 か所のレクリエーションの森に係る情報提供の内容を掲載した。

3 「○」は自家用車利用のアクセスとしてインターチェンジやジャンクションの記載があり、

それがアクセス図に掲載されているもの、「×」は自家用車利用のアクセスとしてインターチェンジやジャンクションの記載があるもののそれがアクセス図に掲載されていないもの、「斜線」は自家用車利用のアクセスの記載がないもの及び自家用車利用のアクセスとしてインターチェンジやジャンクションの記載がないものを示す。

図表 4-10 レクリエーションの森の案内図、トイレの有無、駐車場に関する情報の提供状況

府県名	レクリエーションの森名	案内図(遊歩道、 トイレや駐車 場の位置等)	トイレの 有無	駐車場に関する情報	
				駐車場の 有無	駐車可能 台数
福井県 (3 か所)	鉢伏山野外スポーツ地域	×	×	×	斜線
	松原風景林	×	○	○	×
	天筒山風景林	×	○	×	斜線
滋賀県 (5 か所)	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)	×	×	×	斜線
	近江湖南アルプス自然休養林 (一丈野地区)	×	×	○	×
	奥伊吹野外スポーツ地域	×	×	○	×
	伊庭山風景林	×	×	×	斜線
	近江富士風景林	×	×	○	×
京都府 (2 か所)	東山風景林	×	×	×	斜線
	嵐山風景林	×	×	×	斜線
大阪府 (2 か所)	明治の森箕面自然休養林	×	○	×	斜線
	紀泉高原自然休養林	×	×	×	斜線
兵庫県 (22 か所)	宝塚自然休養林	×	×	×	斜線
	五峰山風景林	×	×	○	×
	増位山風景林	×	×	×	斜線
	三木山野外スポーツ地域	×	×	×	斜線
	三草山自然観察教育林	×	×	×	斜線
	鶏籠山自然観察教育林	×	×	○	×
	坂ノ谷自然観察教育林、坂ノ谷風 景林	×	×	×	斜線
	三川山風景林	×	○	×	斜線
	北山自然観察教育林	×	×	○	×
	赤西自然観察教育林	×	×	×	斜線
	札楽山林スポーツ林	×	×	×	斜線
	滝谷大成山野外スポーツ地域	×	×	×	斜線
	弁才天風景林	×	×	×	斜線
	神戸東山風景林	×	×	×	斜線
神戸北野風景林	×	×	×	斜線	
神戸林山風景林	×	×	×	斜線	
広峰山風景林	×	×	×	斜線	

	仏ヶ尾風景林	×	×	×	
	霧ヶ滝、赤滝風景林	×	○	×	
	畑ヶ平懸崖風景林	×	×	×	
	小代溪谷風景林	×	○	×	
	不動滝風致探勝林	×	×	×	
奈良県 (4か所)	春日山自然観察教育林	×	×	×	
	大和三山風景林	×	×	×	
	金剛山風景林	×	×	×	
	高取山風景林	×	○	×	
和歌山県 (4か所)	那智山風景林	×	×	×	
	新宮風景林	×	×	×	
	白見風景林	×	×	×	
	高野山風景林	×	×	×	
計	42か所	掲載なし：42	掲載あり：7 掲載なし：35	掲載あり：7 掲載なし：35	掲載なし：7

- (注) 1 近畿中国森林管理局のホームページに基づき当局が作成した。
2 図表4-7と同様、42か所のレクリエーションの森に係る情報提供の内容を掲載した。
3 「○」は掲載されているもの、「×」は掲載されていないものを示す。

図表 4-11 レクリエーションの森の入場料金を徴収している旨を情報提供していない例（不動滝風致探勝林）

不動滝風致探勝林を実地に調査したところ、その入口の手前に料金所（有人、営業時間 8:30～17:00）が設置されており、林内へ入るには、大人（中学生以上）200円、小人（4才以上～小学生）100円等の料金を支払う必要がある。

同探勝林について、「日本の滝 100選」の一つとされている原不動滝を眺めるのが利用者の関心となっており、この箇所以外に林内へ入るルートはない。

しかしながら、近畿中国森林管理局のホームページに掲載の不動滝風致探勝林に関するページには、料金徴収についての記載は全くなく、現地で初めて料金負担について知らされる利用者にとっては、不親切なものとなっている。

なお、地元の宍粟市(旧波賀町)等が作成・配布しているパンフレット類やホームページには、原不動滝への入場料（入園料）に関する記載もある。




(注) 兵庫行政評価事務所の調査結果による。

5 設定の見直しの推進

(1) レクリエーションの森の設定見直しの推進

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>リフレッシュ対策要領において、「森林管理局長は、別添1「レクリエーションの森」の設定の見直し方針」に基づき、地域管理経営計画の策定に合わせて、また必要が生じた都度、「レクリエーションの森」の設定を見直すものとする。見直しに当たっては、利用の動向及び今後の見通し、整備の実現可能性、地元自治体を始めとする地域関係者の意向・協力体制等について総合的に検討し、設定目的が失われた地区、利用の低位な地区、今後の施設の整備や維持が期待できない地区、管理に当たって地域関係者の協力が得られない地区については原則廃止を検討する」とされている（同要領第2）。同旨のことは、質的向上通達でも明記されている。</p> <p>これを受けて、「レクリエーションの森」の設定の見直し方針（以下「見直し方針」という。）では、①「施設の老朽化等の進行が著しく、かつ地元自治体を始めとする地域関係者等の協力を含めても必要な維持管理のための取組体制が整備できない地区であって、ア 特定箇所の立入禁止等の措置を講じても利用者の安全性を確保できないと認められる場合には、廃止すること。イ ア以外の場合には、安全対策の実施と併せて、必要に応じて単施設化、区域の変更を行うこと」（同方針第1の1(3))、②「施設の設置計画のうち主要な施設に係る今後の整備及び維持管理が見通し難い場合には、必要に応じて当該「レクリエーションの森」における主要な施設の規模、集客効果等を勘案して廃止、単施設化及び区域の変更を行うこと」とされている（同方針第1の1(4)）。</p> <p>また、見直し方針では、「野外スポーツ地域」、「森林スポーツ林」又は「自然休養林（野外スポーツゾーン、森林スポーツゾーン）」として設定した地区であって、計画した各施設に係る今後の整備及び維持管理等が見通し難い場合には、特に供用中の施設の運営に十分配慮するとともに、当該地区の資源特性や今後の利用形態等を勘案して、必要に応じて「自然観察教育林」、「風致探勝林」、「風景林」又は「自然休養林（自然観察教育ゾーン、風致探勝ゾーン、風景ゾーン）」に変更すること」とし、「レクリエーションの森」のタイプ区分の変更を検討するものとされている（同方針第1の2本文及び(1)）。</p> <p>なお、選定要領において、「レクリエーションの森として整備すべき国有林野ごとに、次の事項に配慮するなどにより、それぞれの特徴に応じた設置すべき施設のタイプ及び設置の基準、目標とする森林の構成等について取りまとめる」とされ、「野外スポーツ地域」については、各種スポーツ施設、宿泊施設等の整備が求められている（同要領2(4)）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局及び3事務所が近畿地方に所在するレクリエーションの森の設定の見直し状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	<p>図表1-6(再掲)</p> <p>図表1-5(再掲)</p> <p>図表5-(1)-1</p> <p>図表5-(1)-1 (再掲)</p> <p>図表5-(1)-2</p>

<p>1 近畿中国森林管理局における設定の見直し状況</p> <p>近畿中国森林管理局は、リフレッシュ対策要領に基づき、平成17年度から26年度にかけて、レクリエーションの森の設定廃止、区域の変更又は種別変更等を行い、また、27年度は質的向上通達に基づきレクリエーションの森の設定廃止を行っている。その結果、近畿地方におけるレクリエーションの森の設定数は、平成17年度末の53か所から27年度末の44か所へと9か所減少している(タイプ区分別の内訳は、自然観察教育林1か所、森林スポーツ林2か所、野外スポーツ地域が2か所及び風景林4か所)。</p> <p>2 設定の見直しを要するレクリエーションの森</p> <p>調査対象としたレクリエーションの森10か所について、現地における施設整備や維持管理の状況等を調査したところ、次のとおり、札楽山森林スポーツ林、滝谷・大成山野外スポーツ地域及び不動滝風致探勝林の3か所について、設定の見直しが適当と考えられる。</p> <p>(1) 札楽山森林スポーツ林</p> <p>① 管理経営方針書において、「将来野営場、歩道等を整備することによって、たつの市及び姫路市を中心とする近隣地域の住民によるハイキング、野営場としての利用が増加すると見込まれる」とされているものの、同方針書別表の「施設の現状及び整備計画」では「施設名」欄に「該当なし」とされており、レクリエーションの森として設定された平成5年度以降、施設整備が行われておらず、今後の施設整備計画もない状況となっている。</p> <p>② たつの市は、「札楽山森林スポーツ林について、現在、具体的な施設整備計画はない」としている。</p> <p>③ 当局が平成16年度に実施した「国営公園及びレクリエーションの森の利用・管理等に関する行政評価・監視」(平成16年12月22日付けで近畿中国森林管理局に改善意見を通知)においても、「レクリエーションの森の設定の廃止又はタイプ区分の変更を検討する必要があると考えられる例」として取り上げており、「区域内に野外スポーツ施設はなく、施設整備計画も策定されていない」などを指摘済みである。しかも、上記①及び②のとおり、当時と状況が変わっていない。</p> <p>以上のとおり、札楽山森林スポーツ林については、見直し方針において廃止を検討するとされている、「主要な施設に係る今後の整備及び維持管理が見通し難しい場合」に該当するとみられる。</p> <p>(2) 滝谷・大成山野外スポーツ地域</p> <p>滝谷・大成山野外スポーツ地域は、滝谷地域(滝谷国有林)と大成山地域(大成山国有林)とで構成され、両地域はたつの市(平成17年10月1日、市町合</p>	<p>図表5-1-3</p>
<p>図表5-1-4</p>	<p>図表5-1-4</p>

併)が管理する菖蒲谷森林公園を挟んで隣接している。また、同スポーツ地域は、平成6年3月に旧龍野市が作成した「龍野市菖蒲谷リゾート開発基本計画調査計画業務一報告書一」において、ホテル、陸上競技場、キャンプ場等の総合的なリゾート開発を行う地域として計画されていたが、その後、同計画は中止されている。

① 滝谷地域

滝谷地域では、管理経営方針書別表の「施設の現状及び整備計画」に記載されている施設等はなく、レクリエーションの森として設定された平成5年度以降、施設整備が行われておらず、今後の施設整備計画もない状況となっている。また、たつの市は、「現在、滝谷地域における具体的な施設整備計画はない」としている。

以上のとおり、滝谷地域については、見直し方針において廃止を検討するとされている「主要な施設の今後の整備及び維持管理が難しい場合」に該当するとみられる。

② 大成山地域

大成山地域では、管理経営方針書別表の「施設の現状及び整備計画」に記載された近畿自然歩道(兵庫県が管理)及び野営場(平成6年度に設置。たつの市が管理)が整備されている。

また、たつの市は、平成28年8月に「たつの市菖蒲谷森林公園周辺整備【第1期(仮称)たつの市青少年冒険の森整備計画】」を策定し、菖蒲谷森林公園と大成山地域との一体的な活用を図るため、大成山地域において、既存の野営場の拡張、マウンテンバイクのコースの整備などを計画しており、平成29年度からこれらの整備のための間伐を行う予定であるとしている。

しかし、滝谷・大成山地域について、「野外スポーツ地域」として設定されていることから、「各種スポーツ施設や宿泊施設等」(選定要領2(4)ウ(ア))の利用者の規模や地況に応じた適切な配置が求められるものの、たつの市は、「「野外スポーツ地域」に求められる宿泊施設の整備の予定がない」としている。このため、同地域について、選定要領に定められている要件を満たしていないこととなる。

以上のとおり、大成山地域については、今後も地元自治体による施設整備等が見込まれているものの、選定要領において、「野外スポーツ地域」の要件として定められている「宿泊施設等」の整備計画が依然としてない状況にあり、レクリエーションの森のタイプ区分の変更が適当とみられる。

(3) 不動滝風致探勝林

① 不動滝風致探勝林にある不動滝公園(宍粟市が管理)には、原不動滝の滝

図表5-(1)-5

<p>見台へ至る遊歩道とは別に、林内の奥へ進むハイキングコースが設けられている（通り抜けはできず、同じルートを往復するしかない一本道）。</p> <p>しかし、同ハイキングコースについて、現在、その途中で、「進入禁止 これより先、落石・崩壊等のため立入りを禁止します 宍粟市」と書いた案内板が遊歩道の中央にチェーンで掲示され、安全対策指針の規定に基づく「利用禁止措置」（同指針第2の2(1)ア、イ）がとられている。ただし、この措置は、落石及び遊歩道の崩壊等により平成22年から既に6年間継続されたままであり、復旧措置まで講じられていない（安全対策指針第2の2(1)ウ）。</p> <p>② 同ハイキングコースを管理する宍粟市は、通行止めとなっている箇所から奥のハイキングコース周辺の復旧について、「現時点で具体的な計画はなく、通行止め解除の目途は立っていない」としている。</p> <p>③ 同市は、兵庫森林管理署から平成28年1月13日付けでレクリエーションの森の設定見直しに係る地元市としての意見照会を受けた際、レクリエーションの森の設定について、「現状維持」を希望するものの、「今後は、利用実態に応じた区域変更（縮小）を検討する必要がある」として、不動滝公園の奥地のハイキングコースの区域の縮小を想定した回答を行っている。</p> <p>以上のとおり、不動滝風致探勝林については、見直し方針において区域変更を検討するとされている、「施設の老朽化等の進行が著しく、かつ地元自治体を始めとする地域関係者等の協力を含めても必要な維持管理のための取組体制が整備できない地区」であって、「安全対策の実施と併せて、必要に応じて単独施設化、区域の変更を行うこと」に該当し、区域の縮小が適当とみられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、近畿中国森林管理局は、レクリエーションの森の適切かつ効率的な管理経営を図る観点から、リフレッシュ対策要領及び見直し方針に基づき、利用状況が低調で今後の整備の見込みがないレクリエーションの森については、市町村等関係者と協議を行い、速やかに廃止、区分変更、区域の縮小等の措置を講じる必要がある。</p>	<p>図表2-(1)-4 (再掲)</p>
--	---------------------------

図表 5-1(1)-1 見直し方針（抜粋）

<p>第1 具体的な見直し方針</p> <p>1 次の事項のいずれかに該当する場合（次の2によりタイプ区分を変更する場合を除く。）には、「レクリエーションの森」の廃止、単独施設化、区域の変更又は統合を検討するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>施設の老朽化等の進行が著しく、かつ地元自治体を始めとする地域関係者等の協力を含めても必要な維持管理のための取組体制が整備できない地区であって、</u> <u>ア 特定箇所の立入禁止等の措置を講じても利用者の安全性を確保できないと認められる場合には、廃止すること。</u> <u>イ ア以外の場合には、安全対策の実施と併せて、必要に応じて単独施設化、区域の変更を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>施設の設置計画のうち 主要な施設に係る今後の整備及び維持管理が見通し難い場合</u> には、必要に応じて当該「レクリエーションの森」における主要な施設の規模、集客効果等を勘案して <u>廃止、単独施設化及び区域の変更を行う</u> こと。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 次の事項のいずれかに該当する場合には、「レクリエーションの森」のタイプ区分の変更を検討するものとする。</p> <p>(1) <u>「野外スポーツ地域」、「森林スポーツ林」又は「自然休養林（野外スポーツゾーン、森林スポーツゾーン）」として設定した地区であって、計画した各施設に係る今後の整備及び維持管理等が見通し難い場合</u> には、特に供用中の施設の運営に十分配慮するとともに、当該地区の資源特性や今後の利用形態等を勘案して、<u>必要に応じて「自然観察教育林」、「風致探勝林」、「風景林」又は「自然休養林（自然観察教育ゾーン、風致探勝ゾーン、風景ゾーン）」に変更</u> すること。 なお、一つのゾーンとなる「自然休養林」の場合には、「自然観察教育林」、「風致探勝林」又は「風景林」に変更すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 5-1(1)-2 選定要領（抜粋）

<p>2 調査事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 管理経営の方針</p> <p>(1)及び(2)を踏まえ、<u>レクリエーションの森として整備すべき国有林野ごとに、次の事項に配慮するなどにより、それぞれの特徴に応じた設置すべき施設のタイプ及び設置の基準、目標とする森林の構成等について取りまとめる。</u> なお、国土の保全、水質源の涵養及び自然環境の保全に関し特に留意すべき事項があれば併せて取りまとめる。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>野外スポーツ地域</u></p> <p>(ア) <u>各種スポーツ施設、宿泊施設等を利用者の規模、地況等に応じて適切に配置すること。</u></p> <p>(イ) <u>施設周辺の林分については、イの(イ)に準ずることとするほか、地形、施設の種類・形態等に応じ、防風や土砂の流出の防備等の機能が適切に確保されるものとする。</u></p> <p>エ～カ (略)</p>

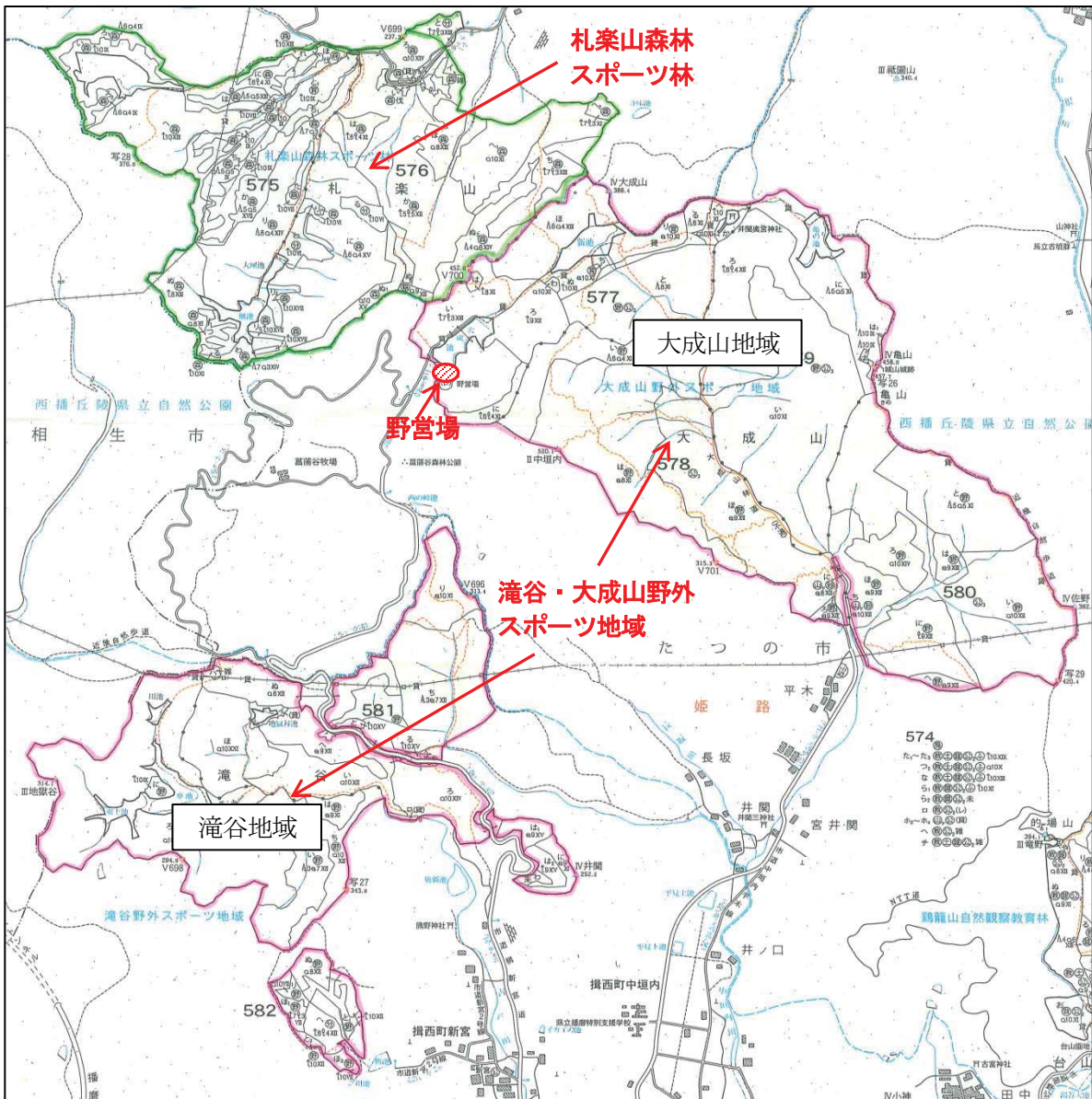
(注) 下線は当局が付した。

図表 5- (1) - 3 近畿地方のレクリエーションの森のタイプ区分別設定数の推移 (平成 17~27 年度)
(単位: か所)

年度	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
自然休養林	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
自然観察教育林	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
森林スポーツ林	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
野外スポーツ地域	6	6	5	5	5	5	4	4	4	4	4
風景林	32	32	30	30	31	31	31	31	31	31	28
風致探勝林	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	53	52	48	48	48	48	47	47	47	47	44

(注) 1 当局の調査結果による。
2 各年度末時点の設定数である。

図表 5- (1) - 4 滝谷・大成山野外スポーツ地域配置図



(注) 1 近畿中国森林管理局の資料に基づき当局が作成した。
2 札楽山森林スポーツ林は、緑色の線で囲われた箇所である。
3 滝谷・大成山野外スポーツ地域は、紫色の線で囲われた箇所であり、滝谷地域と大成山地域は離れている。

図表 5- (1) -5 不動滝風致探勝林の遊歩道の「進入禁止」の位置



- (注) 1 近畿中国森林管理局の資料に基づき当局が作成した。
 2 不動滝風致探勝林は、赤の線で囲われた箇所である。
 3 ハイキングコースの通行止めの区間は、紫色の破線で示した (×印から南側が「奥」になる)。

(2) レクリエーションの森の利用者数の適切な把握

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>レクリエーションの森の利用者数について、「管理経営方針書作成要領」において、「記載事項」の一つとして、「レクリエーション利用の現状及びレクリエーション需要の動向等」が挙げられている（同要領第2の3(1)エ）。具体的には、同要領の別紙様式第2の1「現況等」の各欄に関する脚注において、「第2の1のその他特記すべき事項欄には、当該レクリエーションの森ごとの入込み者数の推移及びその他特に記載すべき事項について記載する」こととされている（同様式脚注6.）。</p> <p>また、リフレッシュ対策要領において、レクリエーションの森の設定の見直しの要素の一つとして、「利用の動向及び今後の見通し」が挙げられている（同要領第2）。</p> <p>さらに、レクリエーションの森の利用者数については、会計検査院による処置要求（平成26年10月21日付け）を受けて、林野庁が各森林管理局に発出した「レクリエーションの森の管理経営及びリフレッシュ対策の実施等について」（26年10月22日付け事務連絡、林野庁国有林野部経営企画課国有林野総合利用推進室長。以下「室長事務連絡」という。）において、レクリエーションの森の需要動向等を、「①ホームページや紙媒体での利用者へのアンケートの実施、②地元市町村やレクリエーションの森の協議会への聞き取り、③その他、局長又は署長等が定めた手法」のいずれかにより把握した上で、質的向上を図るための取組を管理経営方針書に明記することとされている（同事務連絡1(2)）。</p> <p>なお、林野庁が森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第1項の規定に基づき、毎年度作成している森林・林業白書（当年度の森林及び林業の動向、翌年度の森林及び林業施策を記載）においても、全国のレクリエーションの森の設定状況について、種類別に、箇所数、面積、利用者数及び代表例（所在地）が掲載されている（「平成27年度森林・林業白書」の第V章第2節(3)）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局及び3事務所が調査対象としたレクリエーションの森10か所について、管理経営方針書に掲載されている「年度別利用者数（推定）の推移」（平成22～25年度の4年間）並びに近畿中国森林管理局が管内の森林管理署等を通じて把握している26年度及び27年度の利用者数の把握方法を調査した結果、次のような状況であった。</p> <p>① 環境省の「国定公園利用者数」及び「都道府県立自然公園利用者数」を基に推定しているもの</p> <p>i 「国定公園利用者数」を基に推定（京都大阪森林管理事務所（明治の森箕面自然休養林）</p> <p>平成27年度は、25年度の「明治の森箕面国定公園利用者数」の1,710千人を基に、明治の森箕面自然休養林の利用者数を、1,700千人と推定している。</p>	<p>図表1-7（再掲） 図表5-(2)-1</p> <p>図表1-6（再掲）</p> <p>図表1-4（再掲） 図表5-(2)-2</p> <p>図表5-(2)-3</p> <p>図表5-(2)-4 図表5-(2)-5</p>

しかし、レクリエーションの森内にある「箕面ビジターセンター」(大阪府が「政ノ茶屋園地」に設置)の利用者数約27千人(平成27年度)と比較すると、63倍の較差があり、上記推定値は実勢とかけ離れているものとみられる。

- ii 「都道府県立自然公園利用者数」を基に、国有林野部分の占める割合を乗じるなどして推定(京都大阪森林管理事務所(紀泉高原自然休養林(大阪府側)))
平成27年度は、25年度の「都道府県立自然公園利用者数」の「阪南・岬」部分の367千人を基に、府立公園面積(947ha)のうち国有林部分(300.19ha)の占める比率(31.7%)を乗じて、さらに千人単位を四捨五入して、同自然休養林(大阪府側)の利用者数を、120千人として推定している。

② 地元の市の統計データを基に推定しているもの(京都大阪森林管理事務所(東山風景林))

平成27年度の利用者数について、「京都観光総合調査」(平成27年1~12月、京都市)の観光客数等を基に、訪問地の中で最も多い「清水・祇園周辺」(日本人)及び「清水寺」(外国人)の観光客の割合並びに訪問動機で「桜・紅葉等の自然」を選択した割合をそれぞれ乗じて得られた人数(1,260万人)をもって、推定している。

しかし、東山風景林は、銀閣寺周辺、南禅寺周辺及び清水寺周辺の広範囲にわたっているにもかかわらず、上記推定値は、その一部である清水周辺の観光客数を基に推計しているなど算出過程に疑問があり、妥当な推定値とみられない。

③ 地元市等から利用者数を聴取の上、推定しているもの

- i 管理経営方針書の更新時などに和歌山市から聴取した利用者数を計上(和歌山森林管理署(紀泉高原自然休養林(和歌山県側)))

管理経営方針書の更新時など必要に応じて和歌山市から利用者数を聴取し、そのまま推定値としている。なお、毎年度、利用者数を推定しておらず、また、同市による利用者数の把握方法も承知していない。

しかし、更新時など特定の時期だけ和歌山市に聴取しても、「入込み者数の推移」や「レクリエーションの森の需要動向等」を把握できていない。

- ii 設定区域から除外後もケーブルカーの利用者数を基に推定(和歌山森林管理署(高野山風景林))

以前は南海電気鉄道株式会社高野山鋼索線(ケーブルカー)軌道沿いもレクリエーションの森の設定区域であったことから、ケーブルカー等による通過人数から推定し、利用者数を年間1万人としていた。その後、平成18年度にレクリエーションの森の設定区域が見直され、ケーブルカー沿いが設定区域から除外されているにもかかわらず、従来の年間1万人をそのまま推定値として使用している。

しかし、算定の根拠となっていたケーブルカーの周辺区域が除外されたにもかかわらず、従来の利用者数をそのまま推定値とするのは、実態に即している

といえない。設定区域の変更に応じた推定を行うべきである。

④ 森林官等の報告を基に推定しているもの

i 算出根拠が不明な推定値を森林官が利用して報告し、そのまま推定（滋賀森林管理署（近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）））

平成 25～27 年度は、前任の森林官が報告していた利用者数 12 千人をそのまま利用しており、その算出根拠は不明であるとしている。

しかし、管理経営方針書に掲載されている宿泊施設及びキャンプ場について、その利用者数を確認したところ、平成 27 年度約 96 千人であり、上記の推定値と大きな乖離（8 倍程度）がみられる。

ii 駐車場の推定利用者数と森林官が巡視等で出会った利用者数等を参考に推定（滋賀森林管理署（近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）））

一丈野駐車場（4～11 月のみ有料、管理棟あり。）の自動車区分別の利用台数を基に、一定の人数を乗じて推定した駐車場利用者数と森林官が巡視等の際に出会った利用者数等を参考にして、平成 27 年度の利用者数を約 41 千人と推定している。

駐車場利用者数の推定について、滋賀森林管理署は、「一台当たりの乗車人数を大型乗用車は 25 人、中型乗用車は 15 人、普通乗用車は 2.5 人、自動二輪車は 1 人とそれぞれ設定し駐車場利用者数の算出を行っている」としていることから、京都行政評価事務所がそれぞれの区分ごとの駐車台数に、対応する人数を乗じて試算したところ、平成 26 年度の駐車場利用者数は 1 万 7,876 人となる（同署が 27 年度の利用者数を推定する際のデータとして使用）。

しかし、森林管理署による推定利用者数約 41 千人は、上記試算による約 18 千人の 2.3 倍であり、利用者数が過大に計上されているおそれがある。

iii 森林官からの報告を基本としつつ、年度によって推定方法を変更（兵庫森林管理署（宝塚自然休養林、札楽山森林スポーツ林、滝谷・大成山野外スポーツ地域、赤西自然観察教育林及び不動滝風致探勝林））

平成 25 年度までは、森林官からの「口頭報告」による。26 年度には、「宝塚自然休養林」での清掃登山時の利用者数（1,000 人/半日）を基に試算し、得られた結果が前年度より「3 割減」であったことから、兵庫県下の他のレクリエーションの森の推定値も「一律に 3 割の下方修正」を行っている。27 年度には、森林官に口頭で確認し、「前年度並である」との回答であったことから、「同数」としている。

このように、年度により推定方法を変更することは、一貫性や継続性に欠ける。また、特定の森の状況を基に、他の森にも一律に適用する方法は適切でない。

レクリエーションの森の利用者数について、現地を担当する森林事務所の森林官（1 か所 1 人又は 2 人配置）が正確に把握することは困難であり、推定によらざるを得ない。しかし、上記のとおり、森林管理署等における推定方法は一定の算式に

より行っているものでなく、適宜、補正したり、他のレクリエーションの森まで一律に一定の割合で調整を行ったりするなど、森林管理署等により推定方法が区々となっている。その結果、実勢と大きくかけ離れているものも見受けられる。

これは、近畿中国森林管理局及び森林管理署等が、室長事務連絡に基づき、実際に推定を行う森林官等に推定の具体的な方法を示していないことが原因であるとみられる。

レクリエーションの森の利用者数については、事業の成果等を測定する基本的な指標の一つであり、設定の見直しの要素ともなっていることから、より客観的で、実勢に近いものにすべきと考える。

【所見】

したがって、近畿中国森林管理局は、レクリエーションの森の利用者数の推定精度の向上を図る観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 各レクリエーションの森の現況を踏まえ、管内の森林管理署等に対して具体的な推定方法を示すこと。
- ② 利用者数の推定に当たっては、レクリエーションの森内に設置されている施設の利用状況等も参考にして、より客観的で、実勢に近いものとなるようにすること。

図表 5- (2) -1 管理経営方針書作成要領 別紙様式 (第 2 の 5 関係) (抜粋)

〇〇森林レクリエーション地区管理経営方針書

作成 平成 年 月 日
 期間 自平成 年 月 日
 至平成 年 月 日

〇〇森林管理局
 (〇〇森林管理署 (支署))

(注) A4 縦用紙に横書きすること。

第 1 現況等

1 レクリエーションの森等の名称及び位置

2 概況

第 2 レクリエーションの森ごとの個別方針

1 現況等

(レクリエーションの森の名称)	所在地	〇〇県〇〇郡市〇〇町村 〇〇森林管理署〇林班外〇林班	面積 ha
レクリエーションの森の特徴			
公共施設の状況			
法令制限の状況			
その他特記すべき事項			

2 管理経営の方針

レクリエーション利用の目標	
施設の整備・維持管理	
森林の景観対策等	
安全対策	
受益者負担の収受・活用	
ソフト対策	
整備・管理体制	
その他特記すべき事項	

(注) 1~5 (略)

6 第 2 の 1 のその他特記すべき事項欄には、当該レクリエーションの森ごとの入込み者数の推移及びその他特に記載すべき事項について記載する。

7 (以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 5- (2) -2 室長事務連絡 (抜粋)

1 レクリエーションの森の管理経営について

局署等は、以下によりレクリエーションの森 (以下「レク森」という。) の管理経営方針書の整理及び設定の見直しを行った上で、全てのレク森について管理経営方針書に基づいた管理経営を行うこと。

(1) (略)

(2) レク森の設定の見直し及び質的向上を図るための取組の実施について

ア 全てのレク森を対象として、地域管理経営計画の編成時期等に合わせて、原則平成 32 年度までに、廃止又は抜本的な見直しを含めて設定を見直すとともに、需要動向等を以下のいずれかの手法で把握した上で、質的向上を図るための取組を管理経営方針書に明記すること。

① ホームページや紙媒体での利用者へのアンケートの実施

② 地元市町村やレク森の協議会への聞き取り

③ その他、局長又は署長等が定めた手法

イ (以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 5- (2) -3 平成 27 年度森林・林業白書（抜粋）

種 類	箇所数	面積 (万 ha)	利用者数 (百万人)	代表例 (所在地)
自然休養林	89	10	18	高尾山（東京都）、赤沢（長野県）、屋久島（鹿児島県）
自然観察教育林	160	3	7	箱根（神奈川県）、軽井沢（長野県）、上高地（長野県）
風景林	477	18	64	摩周（北海道）、嵐山（京都府）、宮島（広島県）
森林スポーツ林	56	1	1	風の松原（秋田県）、扇の仙（兵庫県）
野外スポーツ地域	187	5	26	蔵王（宮城県、山形県）、玉原（群馬県）、苗場（新潟県）
風致探勝林	106	2	9	層雲峡（北海道）、駒ヶ岳（長野県）、虹ノ松原（佐賀県）
合計	1,075	39	124	

注 1：箇所数と面積は、平成 27（2015）年 4 月 1 日現在の数値。
 2：計の不一致は四捨五入による。

（注） 林野庁「平成 27 年度森林・林業白書」から転載した。

図表 5- (2) -4 レクリエーションの森の利用者数（推定）の推移

（単位：人）

レクリエーションの森名	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）	23,250	23,250	41,100	38,000	41,100	41,100
東山風景林	22,465,000	22,465,000	19,970,000	19,970,000	12,600,000	12,600,000
明治の森箕面自然休養林	2,400,000	2,400,000	2,400,000	1,900,000	1,700,000	1,700,000
紀泉高原自然休養林（大阪府側）	100,000	100,000	100,000	100,000	120,000	120,000
宝塚自然休養林	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	700,000	700,000
札幌山森林スポーツ林	10,000	10,000	10,000	10,000	7,000	7,000
滝谷・大成山野外スポーツ地域	55,000	59,000	57,000	55,000	38,500	38,500
赤西自然観察教育林	179,000	183,000	181,000	182,000	127,400	127,400
不動滝風致探勝林	30,000	30,000	30,000	30,000	21,000	21,000
紀泉高原自然休養林（和歌山県側）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
高野山風景林	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

（注） 1 平成 22～25 年度の利用者数（推定）について、管理経営方針書に基づき当局が作成した。

2 平成 26 年度及び 27 年度の利用者数は、当局の調査結果による。

図表 5- (2) -5 森林管理署等における利用者数の推定方法等

森林管理署等名	レクリエーションの森名	利用者数の推定方法等																				
滋賀森林管理署	近江湖南アルプス自然休養林(奥島地区) (上記④の i)	<p>平成 25～27 年度は、前任の森林官が報告していた利用者数と同じ 12 千人をそのまま利用し報告しており、その算出根拠は不明である。</p> <p>(当局のコメント) 管理経営方針書に掲載されている宿泊施設及びキャンプ場の平成 27 年度利用者数を確認したところ、約 96 千人であり、上記の推定値と大きな乖離 (8 倍程度) がみられる。</p>																				
	近江湖南アルプス自然休養林 (一丈野地区) (上記④の ii)	<p>入口に設置されている「一丈野駐車場」の利用台数を基に推定した駐車場利用者数及び森林官が巡視等の際に出会った利用者数等を参考に、自然休養林の利用者数を平成 27 年度は約 41 千人と推定している。</p> <p>駐車場利用者数の推定について、滋賀森林管理署は、「一台当たりの乗車人数を大型乗用車は 25 人、中型乗用車は 15 人、普通乗用車は 2.5 人、自動二輪車は 1 人とそれぞれ設定し駐車場利用者数の算出を行っている」としていることから、京都行政評価事務所がそれぞれの区分ごとの駐車台数に、対応する人数を乗じて試算したところ、平成 26 年度の駐車場利用者数は 1 万 7,876 人となる (同署が 27 年度の利用者数を推定する際のデータとして使用)。</p> <p>(参考) 一丈野駐車場 (4～11 月のみ有料) について、管理経営方針書によると、駐車台数は大型 5 台及び普通 100 台、管理棟も設置</p> <p>(当局のコメント) 平成 27 年度の利用者数を約 41 千人と推定しているが、これは上記試算による約 18 千人の 2.3 倍であり、利用者数が過大に計上されているおそれがある。</p>																				
京都大阪森林管理事務所	東山風景林 (上記②)	<p>平成 27 年度分のレクリエーションの森の利用者数については、京都市の「京都観光総合調査」(平成 27 年 1～12 月)における「年間の観光客数 (5,684 万人)」を基に、次のとおり、「日本人・外国人の別」、「観光地利用者」及び「京都観光訪問動機別利用者」の割合を使用し推定している。</p> <table border="1" data-bbox="627 1429 1401 1805"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>日本人</th> <th>外国人</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">観光客数</td> <td>5,368 万人</td> <td>316 万人</td> <td>5,684 万人</td> </tr> <tr> <td>観光地利用者率</td> <td>東山</td> <td>51% (「清水・祇園周辺」訪問者の割合)</td> <td>65% (「清水寺」訪問者の割合)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>京都観光訪問動機別利用者率</td> <td>桜・紅葉等の自然</td> <td>45%</td> <td>29.8%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算出方法】 日本人：5,368 万人×0.51×0.45=12,319,560≒1,200 万人 外国人：316 万人×0.65×0.298=612,092≒60 万人 推定：1,260 万人</p> <p>(当局のコメント) 東山風景林は、銀閣寺周辺、南禅寺周辺及び清水寺周辺の広範囲</p>			日本人	外国人	計	観光客数		5,368 万人	316 万人	5,684 万人	観光地利用者率	東山	51% (「清水・祇園周辺」訪問者の割合)	65% (「清水寺」訪問者の割合)	—	京都観光訪問動機別利用者率	桜・紅葉等の自然	45%	29.8%	—
		日本人	外国人	計																		
観光客数		5,368 万人	316 万人	5,684 万人																		
観光地利用者率	東山	51% (「清水・祇園周辺」訪問者の割合)	65% (「清水寺」訪問者の割合)	—																		
京都観光訪問動機別利用者率	桜・紅葉等の自然	45%	29.8%	—																		

		<p>にわたっているにもかかわらず、上記推定値は、その一部である清水周辺の観光客数を基に推計しているなど算出過程に疑問があり、妥当な推定値とみられない。</p>
	<p>明治の森箕面自然休養林 (上記①の i)</p>	<p>平成 27 年度の各レクリエーションの森の利用者数について、環境省の「平成 25 年国定公園利用者数（公園、都道府県別）」に計上されている人数に基づき、次のとおり、推定した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「国定公園利用者数」の「明治の森箕面 1,710 千人」を基に、明治の森箕面自然休養林の利用者数をほぼ同数の 1,700 千人と推定している。</p> </div> <p>(当局のコメント) 森林管理事務所による利用者数の推定値（1,700 千人）について、レクリエーションの森内にある「箕面ビジターセンター」（大阪府が「政ノ茶屋園地」に設置）の利用者数約 27 千人（平成 27 年度）と比べると、63 倍の較差となる。このような大幅な較差が生じる推定方法は、実勢とかけ離れているものとみられる。</p>
	<p>紀泉高原自然休養林 (大阪府側) (上記①の ii)</p>	<p>平成 27 年度の各レクリエーションの森の利用者数について、環境省の「平成 25 年都道府県立自然公園利用者数（公園、都道府県別）」により、次のとおり、推定している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「都道府県立自然公園利用者数」の「阪南・岬 367 千人」を基に、府立公園面積(947ha)のうち国有林部分(300.19ha)の占める割合(31.7%)を乗じて千人単位を四捨五入し、紀泉高原自然休養林の利用者数を「120 千人」と推定 [積算過程] $(300.19\text{ha} \div 947\text{ha}) \times 367 \text{千人} = 116.3 \text{千人} \approx 120 \text{千人}$</p> </div>
兵庫森林管理署	<p>宝塚自然休養林、札楽山森林スポーツ林、滝谷・大成山野外スポーツ地域、赤西自然観察教育林、不動滝風致探勝林 (上記④の iii)</p>	<p>平成 25 年度までは、森林官からの「口頭報告」により利用者数を把握していた（森林官の把握方法等詳細は不明）。</p> <p>平成 26 年度については、実態を把握する機会があった「宝塚自然休養林」での清掃登山時の利用者数（1,000 人/半日）を基に、年間利用者数を「70 万人」と試算した。これは、同自然休養林の前年度の推計利用者数「100 万人」に比べて「3 割減」となっている。</p> <p>兵庫県下の他のレクリエーションの森についても同様の傾向（前年度の 3 割減）にあるものと判断し、宝塚自然休養林を除いたレクリエーションの森の利用者数について、「前年度から一律に 3 割の下方修正」を行った。</p> <p>平成 27 年度については、森林官に口頭で確認したところ「前年度並である」との回答を得たため、「26 年度と同数」としている。</p> <p>(当局のコメント) 年度により推定方法を変更することは、一貫性や継続性に欠ける。また、特定のレクリエーションの森の状況を基に、他の森にも一律に適用する方法は、「レクリエーションの森ごとの入込み者数の推移」や「需要動向」を適切に把握した推定とはいえない。</p>
和歌山森林管理署	<p>紀泉高原自然休養林 (和歌山県側) (上記③の i)</p>	<p>管理経営方針書の更新時など必要に応じて、和歌山市から利用者数を聴取し、そのまま計上している。また、同市による利用者数の把握方法を承知していない。</p> <p>(当局のコメント) 更新時など特定の時期だけ和歌山市に聴取しても、「入込み者数の推移」や「レクリエーションの森の需要動向等」を把握できている</p>

		<p>とはいえない。また、和歌山市の把握方法が実態を適切に把握したものとなっているかについても確認する必要がある。</p>
	<p>高野山風景林 (上記③の ii)</p>	<p>以前は南海電気鉄道高野線の極楽橋駅から高野山駅までの同社高野山鋼索線（ケーブルカー）軌道沿いもレクリエーションの森の設定区域であったことから、ケーブルカー等による通過人数から推定し、利用者数を年間1万人としていた。ところが、平成18年度に設定区域が見直され、ケーブルカー沿いが設定区域から除外されたため、①風景林利用者の実数は把握困難であること、②高野町に照会したところ、「高野山の観光客数はおおむね年間120万人で推移している」とのことから、利用者数は、変動がないとして22年度以降、従来の年間1万人をそのまま推定値として使用している。</p> <p>(当局のコメント)</p> <p>利用者数算定の根拠となっていたケーブルカーの周辺の国有林がレクリエーションの森の設定区域から除外されているにもかかわらず、従来の「年間1万人」をそのまま推定値とするのは、実態に即しているといえない。設定区域の変更に応じた推定を行うべきである。</p>

(注) 当局及び3事務所の調査結果による。

(3) 管理経営方針書の適切な記載

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>森林管理局長は、管理経営方針書作成要領に基づき、「レクリエーションの森について、施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定めるときは、管理経営方針書を作成するものとする」とされている（同要領第2）。</p> <p>管理経営方針書の作成に当たっては、「利用者の快適な利用及び安全の確保、国土の保全、自然の保護、環境及び風致の保全形成、地域の振興等に十分配慮するとともに」、リフレッシュ対策要領に定める指針等を踏まえるものとしてされている（同要領第2の4）。</p> <p>また、同要領に基づき、①「レクリエーション需要の動向等に注意を払い、管理経営方針書の内容が常に実態に即するよう留意するものとし、地域管理経営計画の策定又は変更に合わせて、当該地域管理経営計画に係る管理経営方針書の内容について全面的な内容の検討を行うものとする」（同要領第2の6）、②「レクリエーションの森に係る諸事項及び施設の整備状況を管理経営方針書により整理するものとする」（同要領第2の7）とされている。</p> <p>さらに、施設の整備状況については、「レクリエーションの森管理経営方針書作成要領の取扱いについて」（昭和58年4月1日付け58林野管第71号林野庁管理課長通達。最終改正：平成27年4月1日付け26林国経第70号）に基づき、「年度ごとに把握し、毎年度末に当該年度の整備状況を整理追記するものとする」とされている（同解釈通達5）。</p> <p>加えて、会計検査院による処置要求（平成26年10月21日付け）を受けて、林野庁が各森林管理局に発出した室長事務連絡において、管理経営方針書について、①「管理経営方針書の別表「施設の現状及び整備計画」が現況に即していない場合は、平成26年度末までに現地と一致させること」及び②管理経営方針書の「本文（「第1 現況等」及び「第2 レクリエーションの森ごとの個別方針」）を含めた管理経営方針書全体については、地域管理経営計画の編成時期等に合わせて、原則平成32年度までに現況と一致させること」とされている（同事務連絡1(1)イ）。</p> <p>室長事務連絡においては、上記の管理経営方針書の整理、設定の見直し、需要動向等を把握した上で質的向上を図るための取組を管理経営方針書に明記し、全てのレクリエーションの森について「管理経営方針書に基づいた管理経営を行うこと」とされている（同事務連絡1）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局及び3事務所が調査対象としたレクリエーションの森10か所について、管理経営方針書の記載内容を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>近畿中国森林管理局は、室長事務連絡に基づき、同局管内の森林管理署等に対し、管理経営方針書の別表「施設の現状及び整備計画」の記載内容を現況と一致</p>	<p>図表1-7（再掲）</p> <p>図表1-7（再掲）</p> <p>図表5-(3)-1</p> <p>図表5-(3)-2</p>

<p>させるよう指示している。</p> <p>森林管理署等は、現地に出向き、施設の現況の確認を行った上、別表「施設の現状及び整備計画」の記載内容と現況とを一致させた。同局は、この結果を踏まえ、平成27年2月18日付けで、管理経営方針書を改定した。</p> <p>しかし、当局及び3事務所が、レクリエーションの森10か所において実地調査を行い、別表「施設の現状及び整備計画」の記載内容と現況とを確認したところ、次のとおり、記載内容が現況と一致していない事例が5か所の森で見受けられた。管轄する森林管理署等の現地確認が不十分であったものとみられる。</p> <p>① 別表「施設の現状及び整備計画」に記載されていない遊歩道、トイレ、広場等の施設が現地には整備されているもの（4か所）</p> <p>② 別表「施設の現状及び整備計画」に記載されている遊歩道を現地で確認できないもの（1か所）</p> <p>管理経営方針書は、上記のとおり、「施設の設置その他当該国有林野の利用に関する具体的な方針を定める」ときに作成する基本的な資料であり、室長事務連絡により改めて「管理経営方針書に基づいた管理経営を行うこと」とされていることを十分認識し、現況を正確に反映した内容等とすることが重要である。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、近畿中国森林管理局は、レクリエーションの森の適切な管理運営を推進する観点から、施設の現況を再度確認するなどして、正確な内容となるよう、管理経営方針書を改定する必要がある。</p>	<p>図表5-(3)-3</p>
---	------------------

図表 5- (3) -1 レクリエーションの森管理経営方針書作成要領の取扱いについて (抜粋)

5 作成要領第 2 の 7 の取扱いについて

施設の整備状況を年度ごとに把握し、毎年度末に当該年度の整備状況を整理追記するものとする。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 5- (3) -2 室長事務連絡 (抜粋)

レクリエーションの森の管理経営等については、「レクリエーションの森の管理経営について」(昭和 48 年 9 月 26 日付け 48 林野管第 173 号林野庁長官通知)、『「レクリエーションの森」のリフレッシュ対策の実施について』(平成 17 年 4 月 25 日付け 17 林国業第 13 号林野庁長官通知)等(以下、「関係通知」という。)の規定に基づき実施しているが、平成 26 年 10 月 21 日付け会計検査院長から林野庁長官宛て 処置要求文書により、レクリエーションの森の管理経営等について関係通知どおりに実施されていない事例があること等の指摘を受けたところである。

については、下記の事項を適切に実施し、関係通知に基づいたレクリエーションの森の管理経営等に万全を期されたい。

(略)

1 レクリエーションの森の管理経営について

局署等は、以下によりレクリエーションの森(以下「レク森」という。)の管理経営方針書の整理及び設定の見直しを行った上で、全てのレク森について管理経営方針書に基づいた管理経営を行うこと。

(1) 管理経営方針書について

ア 管理経営方針書が作成されていないレク森については、平成 27 年度末までに管理経営方針書を作成すること。

イ 管理経営方針書の別表「施設の現状及び整備計画」が現況に即していない場合は、平成 26 年度末までに現地と一致させることとするが、降雪期を迎える等のため現地確認ができない等正当な理由がある箇所については、平成 27 年度末までに現地と一致させること。

なお、本文(「第 1 現況等」及び「第 2 レクリエーションの森ごとの個別方針」)を含めた管理経営方針書全体については、地域管理経営計画の編成時期等に合わせて、原則、平成 32 年度までに現況と一致させること。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

図表 5- (3) -3 別表「施設の現状及び整備計画」の記載内容が現況と一致していない箇所があるレクリエーションの森

① 別表「施設の現状及び整備計画」に記載されていない施設が現地には整備されているもの

レクリエーションの森名	「別表」に記載されていない施設の整備状況
東山風景林	遊歩道が 6 か所整備されている (①銀閣寺～大文字の火床につながる国有林歩道 (銀閣寺山国有林)、②熊野若王子神社参道～京都市営若王子山墓地につながる国有林歩道 (南禅寺山国有林)、③智恩院口～將軍塚、大日堂口、京都一周トレイルにつながる国有林歩道 (高台寺山国有林)、④清水口～京都一周トレイルにつながる国有林歩道 (高台寺山国有林)、⑤子安の塔口～京都一周トレイルを経て東山ドライブウェイにつながる国有林歩道 (高台寺山国有林)、⑥東山ドライブウェイ～京都一周トレイルに向かう防火管理道 (高台寺山国有林))。 なお、これらの遊歩道について、京都大阪森林管理事務所が作成した案内図やパンフレットには、「遊歩道」として掲載されている (ただし、上記②の遊歩道のみ、これらにも掲載されず)。
宝塚自然休養林	中山寺奥の院の南側入口の遊歩道沿いに、トイレが 1 か所整備されている。
赤西自然観察教育林	中央部に広場が 1 か所及び西部の赤西林道と赤西川との間に休憩舎が 1 か所、それぞれ整備されている。
紀泉高原自然休養林 (和歌山県側)	鳥取池 (大阪府) から井関峠 (和歌山県) まで車道が 1 か所整備されている。 なお、同車道は大阪府側から続いており、京都大阪森林管理事務所が作成する紀泉高原自然休養林 (大阪府側) の別表「施設の現状及び整備計画」には記載されている。

(注) 紀泉高原自然休養林は、大阪府及び和歌山県にまたがって設定され、その管理は京都大阪森林管理事務所 (大阪府側) 及び和歌山森林管理署 (和歌山県側) がそれぞれ担当する。管理経営方針書も別々に作成されている。

② 別表「施設の現状及び整備計画」に記載されている施設が現地では確認できないもの

レクリエーションの森名	現 地 の 状 況
宝塚自然休養林	別表「施設の現状及び整備計画」に記載の遊歩道 (外周線の一部 (奥の院西園地線の中央部から清荒神方面を南北に結ぶもの) について、現地には見当たらない。

(注) 3 事務所の調査結果による。